

令和二年 第3回定例会

屋久島町議会議録

令和二年9月11日 開会

令和二年9月25日 閉会

屋久島町議会

令和2年第3回屋久島町議会定例会会期日程

自9月11日・至9月25日（15日間）

月 日	曜	会議別	日 程
9月11日	金	本会議	○開 会
12日	⊕	休 会	
13日	⊕	休 会	
14日	月	本会議	○一般質問
15日	火	本会議	○一般質問
16日	水	本会議	○一般質問
17日	木	委員会	○各常任委員会
18日	金	委員会	○各常任委員会
19日	⊕	休 会	
20日	⊕	休 会	
21日	⊕	休 会	
22日	⊕	休 会	
23日	水	休 会	
24日	木	休 会	
25日	金	本会議	○最終本会議

令和2年第3回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和2年9月11日

令和2年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月11日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第11号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第6 議案第82号 屋久島町立小中学校校内LAN構築委託業務契約の締結について
- 日程第7 議案第83号 屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第84号 屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第85号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第86号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第87号 屋久島公認ガイド利用推進条例の一部改正について
- 日程第12 議案第88号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第13 議案第89号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第90号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第91号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第92号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第93号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第94号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第95号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第20 議案第96号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 令和2年陳情第2号 障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情
- 日程第22 令和2年陳情第3号 議員の発言の撤回と謝罪に関する陳情書
- 日程第23 令和2年陳情第4号 馬毛島の軍事基地化についての意見書採択のお願い
- 日程第24 令和2年陳情第5号 グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情書

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君	健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、令和2年第3回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋義友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、岩山鶴美君、5番、上村富士高君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋義友君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの15日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月25日までの15日間とすることに決定しました。

なお、会議日程につきましては、お配りしてあるとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（高橋義友君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略します。

△ 日程第4 行政報告

○議長（高橋義友君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。まずは、今回の台風により、住家や農作物などに多大な被害を受けられました町民の皆様方に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

また、この台風は、発生当初から屋久島に接近すること、これまで私たちが経験したことがないような暴風となるなどの報道がなされたことから、心労も大きかったことと推察をいたします。

行政報告の前に、しばらく発言のお時間をいただきたいと思います。

かねてより捜査対象となっておりました私の出張旅費精算の問題については、担当検事より私の依頼した弁護士を通じて、令和2年9月4日に起訴猶予処分となった旨の連絡がございました。本件については、町民の皆様にも多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたこと、誠に不徳の致すところと深く反省をしております、心よりおわび申し上げます。今後は、さらに町民及び屋久島町のため粉骨砕身職務に邁進する所存ですので、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、第3回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第2回定例会以後の町政を取り巻く情勢について御報告いたします。

始めに、叙位及び叙勲の授与につきまして御報告いたします。

昭和28年から平成5年までの長きにわたり教員として活躍され、昭和62年からは教頭、校長を歴任し、公教育に寄与されました牧富士雄氏が満88歳を迎えられ、地方自治功労者に贈られる高齢者叙勲瑞宝双光章が授与されました。氏は、地域の自然環境や少人数学級の特性を生かした指導、郷土に根ざした教育活動に取り組み、鹿児島県の学校教育の振興に大きく貢献をされました。

次に、今年5月に60歳で急逝されました故渡邊幸太郎氏へ瑞宝単光章が授与されました。氏は、昭和63年から令和2年までの長きにわたり消防職員として活躍され、火災や救急救助現場に出動し、住民の生命、身体、財産の保護という消防任務と防災の発展向上に大きく貢献されました。

次に、去る5月1日に御逝去されました故藤山俊幸氏へ地方自治功労者に贈られる旭日単光章が授与されました。氏は、昭和54年5月に屋久島町議会議員に初当選して依頼、通算5期20年の長きにわたり住民福祉の向上と地方自治の進展に大きく貢献をされました。

次に、去る5月16日に御逝去されました故林益人氏へ正六位が授与されました。氏は、平成15年4月に地方自治功労者に贈られる勲五等瑞宝章を受賞されており、今回叙位受賞となりました。

今回受賞されました皆様方の御功績に対し、心からの敬意を表しますとともに、心からのお祝いを申し上げます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症につきまして御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症は世界中で蔓延し、多くの人々の命が失われ、現在も感染者は増加しております。この厳しい状況下において、感染症と闘っている医療従事者の皆様に対し心から敬意を表しますとともに、お亡くなりになられた方々に対しまして心より御冥福をお祈りをいたします。

本町におきましては、国の緊急事態宣言解除に伴い、7月1日から全ての地域のお客様の受入れを表明し、町内経済回復を図るためプレミアム付き商品券を発行し、旅行者の誘致に努めてまいりました。また、国のG o T oキャンペーン、鹿児島県のディスカバー鹿児島など全国的に人の移動が緩和され、本町経済も上向くものと期待をしているところであります。

しかし、7月に鹿児島市において飲食店でのクラスターが発生し、その後、病院、介護施設等でのクラスターが発生するなど鹿児島県内において250人以上の感染者があったことから、お盆の帰省時期に防災行政無線を通じて来島者、町民に対しマスクの着用、手指消毒、3密の回避など感染防止対策を呼びかけてきたところです。

そのような中、8月19日に町内で1例目となる感染者が確認をされました。感染者は、8月18日、首都圏から自宅に戻り、症状はないもののPCR検査を受け、19日夜に陽性が判明をしたところです。鹿児島県の迅速な対応により、20日には鹿児島へ搬送され療養をいたしております。

町としまして、感染防止の観点から、県の発表前に感染者の発生を住民にお知らせし、さらなる感染防止を呼びかけたところです。幸いにも、その後、新たな感染者は確認されておりませんが、新型コロナウイルス感染症は誰でも感染するリスクのある病気です。引き続き、うつらない、うつさないの感染防止対策の徹底を呼びかけてまいります。特に、鹿児島県内での感染者の死亡率は3%と高く、全てが65歳以上の高齢者であることから、高齢者の感染防止を強く呼びかけてまいります。

また、大変残念なことですが、感染者の関係者や医療機関に対し誤解や偏見により誹謗中傷や差別的な対応などの人権侵害が報告をされています。こうした行動は人々の不安をあおり、感染が疑われる症状が出て受診をためらい、結果的に感染が拡大するという負の連鎖につながる可能性もありますことから、引き続き周知を行ってまいります。

7月28日付で専決処分をいたしました遺伝子検査装置の調達につきましては、8月18日に開札をし、当初9月末の納品予定でありましたが、事業者の御尽力により早めの納品となり、昨日9月10日納品をされました。これまでは、検体採取後鹿児島へ送り、判定を待つため時間を要する状況でありましたが、町内での検査体制が整ったことから、数時間のうちに判断が可能となります。心配をしておりました季節性インフルエンザが流行前に検査体制が整ったことで、感染拡大防止や町民の安心につながるものと考えております。屋久島徳洲会病院での検査の実施は、9月末頃をめどに準備を進めていると

ころであります。

最後に、台風10号による被害状況等について御報告いたします。

今回の台風10号につきましては、気象庁より特別警報級の勢力まで発達する可能性があるとして、記録的な大雨、暴風等となるおそれがあり最大級の警戒が必要であったことから、9月5日15時に災害対策本部を設置、同時に避難所を開設、16時に町内全域に避難準備、高齢者等避難開始情報を発令、翌6日7時、町内全域6,574世帯、1万2,197人に避難勧告を発令し、7時55分に大雨、洪水、暴風警報、11時45分に土砂災害警戒情報が発表され警戒をしてまいりました。

被害状況といたしましては、農作物等ではポンカン、タンカンが影響を受けており、被害総額につきましては、約896万1,000円を見込んでおります。公共施設では、宮之浦体育館の屋根の一部が損壊し、修繕費用としまして330万円を見込んでおります。町道などでは、淀川線及び口永良部島において約550万円の倒木除去の経費を見込んでおり、その他の道路については現在調査中であります。港湾施設では、湯泊港防波堤東の上部工及び本体工決壊により、被害総額につきましては約7億円を見込んでおります。各地区におきましても、住宅、店舗、倉庫などの全壊、一部損壊が発生をしております。大規模なものにつきましては関係部署と協議をし、早期の復旧を行います。

今回、非常に強い台風であることから、多くの町民が避難されることが想定されたため、各集落と調整をし、避難所を増やし職員を配置するなど、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対応を図ったところであり、報告によると384世帯607人が避難をされております。今後も台風襲来に備え大規模な災害発生を未然に防ぐため、さらなる防災体制の強化を図ってまいります。

以上、第2回定例会以後の町政の動きにつきまして、甚だ簡単ではありますが報告とさせていただきます。

○議長（高橋義友君）

これで、行政報告を終わります。

△ 日程第5 承認第11号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について

○議長（高橋義友君）

日程第5、承認第11号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和2年第3回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、提案しております案件は、承認1件、契約案1件、条例案5件、補正予算案9件の計16件であります。

それでは、議事日程に従いまして、承認第11号について御説明いたします。

承認第11号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認につきましては、遺伝子検査装置及びサーモグラフィカメラシステムの導入、空港検温等業務委託、インフルエンザ予防接種に係る訴訟対応の予算措置及び予算執行において、事務手続上緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。

財源としましては、国・県支出金、諸収入で調整をしております。歳入歳出それぞれ1,697万3,000円を追加し、予算の総額を121億3,378万1,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

町長、このインフルエンザ予防接種に係る訴訟対応の97万7,000円という弁護士、これ着手料にしては民事訴訟にしてはちょっと高額だと思うんですが、弁護士事務所と担当の先生を教えてください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

訴訟事務を委任する際につきましては、それぞれ弁護士事務所が規定をしております着手金、中間金、成功報酬というのがそれぞれの法律事務所で定められております。それに基づきまして着手金を支払うということになります。

法律事務所につきましては、和田法律事務所でございます。

○10番（小脇清保君）

この訴訟は平成27年度からインフルエンザによる後遺症ということで、本人大変3年以上にわたって健康を害しているという状態が続いていて、町長も当人のところを訪問されて状況は分かっていると思いますが、法務事務専門員でなくて、本職の弁護士を雇ったということは訴訟に対する、簡単に言えば戦う姿勢なんではないでしょうか。それとも和解

の方向でいくんでしょうか、そこをお聞かせください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

おっしゃるとおり、長年町側と被害を受けられた方といますか、相手方とは色々面談もし協議を行ってきております。そういう中で、河野法務事務専門員がもう1本訴訟を抱えておまして、この件については法律事務所に依頼をするということにいたしました。

○10番（小脇清保君）

御存じのとおり医療訴訟というのは、素人はなかなか実証が難しく、医療過誤であるとか薬害であるというのは、これは大変な裁判になると思うんですけれども、3年間にわたって、町長も御存じとは思いますが、健康を害しているという事実は事実としてあるわけですから、一住民を助けるという意味でも、これは町長の御意見をお伺いしたいと思っておりますけれども、ばちばち戦って否決の形で戦うのか、それとも町民を助けるという意味で和解の方向に持っていくのか、これは町長の御意見をお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

議員おっしゃるとおり、議員は医療関係には詳しいと私も思っておりますが、なかなか難しい問題だと思います。ですから、多岐にわたる資料、あるいは例とか色々あると思います。ですから、そういう資料をかれこれたくさんのももありますし、また本人と私も数回お会いをして現実的にそういうことはしております。

ですから、今、議員が言われるように、そういう道を探れるのであればそういう方向を探し出していければいいのかなというふうには思っております。

○議長（高橋義友君）

ほかにございませんか。

○2番（眞邊真紀君）

土木費で空港管理費の検温等業務委託の費用についてですけど、専決処分の内容を以前、特別委員会の席で説明されたときに、ちょっと軽く説明の文書を頂きたいということで頂いて2ページにわたる文書があるんですけれども、そこに契約先とかそれを選定するとか、どこと契約したとかという内容が一切書かれていないもんですから、詳細を聞かせてください。どこと契約されたのか、どんなふうな契約だったのかというところ です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

屋久島空港での検温等業務委託につきましては、3社見積もりを徴取しまして、最終的には株式会社アルプス警備保障と契約を締結してございます。

○2番（真邊真紀君）

それは、契約は実際にいつ契約書が交わされたんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

9月1日付で契約を締結し、9月1日からアルプス警備保障が検温等の業務は実施してございます。

○議長（高橋義友君）

最後です。

○2番（真邊真紀君）

9月1日、これやっぱり契約金額が大きい。このうち半分は町の持ち出しなので、できたらやっぱりどういうふうな契約をされたのか、どことされたのかという資料を私たちに、幾ら専決処分とはいえ頂けたらなと思います。

以上です。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

御説明申し上げましたのは、専決処分です。予算措置をしたいという内容の御説明でございます。それ以降の事務執行につきまして、これまで契約案件以外で示したことはこれまであまりないんだという記憶がございまして、必要であれば申出をいただければ、公文書開示という形になると思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております承認第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第11号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第11号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、承認第11号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第11号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

△ 日程第6 議案第82号 屋久島町立小中学校校内LAN構築
委託業務契約の締結について

○議長（高橋義友君）

日程第6、議案第82号、屋久島町立小中学校校内LAN構築委託業務契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第82号について御説明をいたします。

議案第82号、屋久島町立小中学校校内LAN構築委託業務契約の締結につきましては、町立小中学校における校内LANについて、高速大容量通信ネットワーク等の整備を図るものであります。

5社を指名し、8月3日に入札を執行した結果、7,700万円で株式会社mmcが落札をいたしましたので、代表取締役桜井浩二と業務委託契約を締結しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

全体的に校内LANが工事されるということで非常にいいなと思うんですけども、今、光通信は今のところ全域にはまだ回っていませんよね。令和3年の3月19日までが工事期間になっていますけれども、光通信の工事のことも併せて、来年3月末ぐらいまでに全域光通信の工事が終わるのか、それに併せて校内LANが整備されるのかというところ、全体的なところを教えてくださいなと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○教育振興課長（計屋正人君）

校内LANの整備につきましては、この仮契約書にありますとおり3月の中旬をめぐりまして、最終的に町内の光ケーブルが全線開通して、恐らくそれが再来年の4月から5月といったところのタイムラグがどうしても生じるものというふうに思っています。ですので、来年の春の4月、5月に光ケーブルの各学校の契約をして、未設置のところは接続するというような計画になってございます。

以上でございます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

来年の3月までには屋久島島内の光ファイバーケーブルの敷設は完了いたします。ただ、現在国の2次補正によりまして、口永良部島までの光ケーブルをどうするのかというのは協議中でありまして、そこについてはまだ未定でございます。屋久島島内については来年の3月で完成ということでございます。

○2番（眞邊真紀君）

この場所も金岳小中を除くというふうになっているので気になる場所なんですけれども、町内全域は無線LANが学校で敷設されるということでもいいんですけど、この口永良部に関しては、例えばドコモの電波を使うとかそういうことでカバーされるのか、何かどういうふうになるんですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

金岳小中学校につきましては、一昨年の校舎の整備の中で既に高速LANが整備はされております。ただ、物理的に口永良部島自体が高速化というのが、今、総務課長からお話がありましたけれども、今現在、衛星通信を利用してございますが、今、議員がおっしゃるように衛星通信も決して全然速いものではありませんので、また私どものほうで、例えばドコモのポケットWi-Fiであったりとか、そういったものを少し研究させていただいて、予算の関係もありますが、そういったもので対応をできればなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第82号は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、議案第82号、屋久島町立小中学校校内LAN構築委託業務契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号、屋久島町立小中学校校内LAN構築委託業務契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第83号 屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

△ 日程第8 議案第84号 屋久島町保育の必要性の認定に関する

る条例の一部改正について

- △ 日程第9 議案第85号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第10 議案第86号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第11 議案第87号 屋久島公認ガイド利用推進条例の一部改正について
- △ 日程第12 議案第88号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
- △ 日程第13 議案第89号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第14 議案第90号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第15 議案第91号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第16 議案第92号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第17 議案第93号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第18 議案第94号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第19 議案第95号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第20 議案第96号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋義友君）

日程第7、議案第83号、屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから日程第20、議案第96号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの14件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第83号から議案第96号について御説明いたします。

まず、議案第83号、屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、人事院規則の一部改正により、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員について、感染のリスクに加え厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されないような業務に当たることによる著しい困難性や精神的緊張が認められることから、防疫手当の特例を措置するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第84号、屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、必要な規定の整備を行うため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第85号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第86号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正をする内閣府令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第87号、屋久島公認ガイド利用推進条例の一部改正につきましては、屋久島町エコツーリズム推進協議会認定ガイドの認定の失効及び抹消した場合における屋久島公認ガイドの認定の抹消事項を追加するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第88号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳出予算の主なものは人件費の調整のほか、総務費では本庁舎避雷設備設計業務委託、電算システムソフト導入委託、封入封函機購入、新型コロナウイルス対策事業支援給付金に係る経費などを、民生費では国・県支出金過年度精算返納金、ひとり親世帯臨時特別給付金に係る経費などを、衛生費では山岳部環境保全用車両購入、上水道事業特別会計補助金に係る経費などを、農林水産業費では農業集落排水事業特別会計補助金、戦略産品輸送支援補助金、吉田漁港緊急自然災害防止対策に係る経費などを、商工費では商品券発行事業費補助金、湯向温泉崩落土砂防護擁壁、山河公園人道橋欄干取替えに係る経費などを、土木費では小瀬田用地測量委託、町道淀川線環境保全、下川緊急自然災害防止対策に係る経費などを、消防費では火山避難施設トイレ改修、防災施設用発電機購入に係る経費などを、教育費では会計年度任用職員報酬、空調機設置に伴う光熱水費などを、災害復旧費では林道本村線災害復旧に係る経費を計上をいたしました。

地方交付税、国・県支出金、基金繰入金、町債などで調整し、歳入歳出それぞれ1億9,196万7,000円を追加し、予算の総額を123億2,574万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第89号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入において、水道使用料の減額などにより628万3,000円を減額し、予算の総額を2億6,253万7,000円に、収益的支出において人件費、委託料、修繕費に係る経費の増額などにより1,716万6,000円を追加し、予算の総額を4億7,386万8,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において一般会計補助金の増額などにより2,580万6,000円を追加し、予算の総額を1億6,300万1,000円に、資本的支出において建設改良費の減額などにより2,330万6,000円を減額し、予算の総額を2億548万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第90号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、工事請負費などに係る経費の増額を国庫支出金、町債で調整し、歳入歳出それぞれ4,520万円を追加し、予算の総額を2億6,476万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第91号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の調整に係る減額などを繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ130万9,000円を減額し、予算の総額を17億9,739万円にしようとするものであります。

次に、議案第92号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護給付費準備基金積立てに係る増額などを繰越金などで調整し、歳入歳出それぞれ4,507万円を追加し、予算の総額を15億3,737万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第93号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の調整に係る減額を繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ380万円を減額し、予算の総額を1億7,129万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第94号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入において一般会計補助金の増額により379万円を追加し、予算の総額を1,737万6,000円に、収益的支出において排水費委託料などの増額により384万7,000円を追加し、予算の総額を4,498万3,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入及び支出において、農業集落排水事業償還金に係る経費の増額を他会計補助金で調整し、収入、支出それぞれ6万5,000円を追加し、予算の総額を2,392万

4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第95号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出において船舶修繕費などの増額を雑収益で調整し、収入、支出それぞれ32万6,000円を追加し、予算の総額を収入が2億8,689万円、支出を2億9,364万円にしようとするものであります。

次に、議案第96号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、健康診査委託料などに係る増額を繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ29万7,000円を追加し、予算の総額を1億8,001万2,000円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

議案第88号、議案第94号について少しお尋ねいたします。

議案第88号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算の7号のところの14ページ、目の20、新型コロナウイルス対策事業費、節のところ、1,300万円組替えを行っておりますが、組替え後の事業内容について少しお尋ねいたします。

17ページ、目の5、ひとり親世帯臨時特別交付金の事業費537万円、負担金計上されておりますが、これも内容を教えていただきたいと思っております。

次に、23ページ、商工費、商工総務費、目の1であります。節の18で商品券の発行事業補助金4,300万円計上いたしておりますが、事業内容についてお尋ねをいたします。

次の24ページ、同じく商工費、目の3、観光施設整備費であります。工事請負費、先程町長の提案理由の説明にありましたが、湯向の温泉崩落土砂防護擁壁に1,300円計上いたしております。これは、当初から想定できなかったのかどうか。さらに、現況で建築許可はオーケーが出ているのかどうか。今回の台風で建物等に被害が出ているようですが、現段階で年度内施設の完成は可能なのかお尋ねいたします。

最後に、議案第94号、屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、歳出の営業費用の目、排水費で委託料376万8,000円が増額されておりますが、業務委託増額についての内容をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

ただいまの大角議員の御質問にお答えします。

まず、新型コロナウイルス対策事業につきましては、観光関連事業者の中で、1事業者10万円という給付金を交付しましたが、その中で対象とならなかった方たちがおりますので、そういう方たちを救済する形で前年と比較をしまして、コロナによりまして50%以上売上げが減少している観光関連のこの支援給付金を受けていない方を対象に予算を組んでおります。

それから、商品券につきましては、プレミアム商品券ということで20%のプレミアをつけまして、12枚つづり1万円で1万2,000円分の商品券を販売をして、このコロナでの購買意欲、経済を回すためにプレミアム商品券を発行するという事業になっております。

以上です。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

大角議員の御質問にお答えいたします。

ひとり親世帯の臨時特別給付金の補正でございます。基本的に、このひとり親世帯につきましては、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等への給付という内容でございます。基本給付につきましては、1受給者当たり5万円、約144世帯で7月よりもうスタートしておりまして、現行給付額が936万円がもう既に支払われております。

これ以外に追加給付として新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入等が減少している方への給付という項目が追加給付でございます。ここにつきましては、25件、125万円、さらに2件追加で10万円、これは9月の中旬をめどに本議会の補正後に給付とする方向で計画をしてございます。

以上です。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

大角議員の工事請負費の1,300万円の追加の補正につきまして御説明いたします。この湯向温泉の整備につきましては、昨年度、設計それから用地の取得等を行ってきているところであります。今年度は建設をするということで3,000万円の予算を組んでおりまして、この建築に当たっては公衆浴場ということもありまして、県の屋久島保健所に相談をしたり、あるいは屋久島事務所の建設課からアドバイスをいただくということで、色々相談をしました。

その中で、この建設予定地が崖地に近接しているということで、建築基準法第19条第4項、内容としましては建物が崖崩れ等による被害を受けるおそれがある場合においては、擁壁の措置、その他安全上の適正な措置を講じなければならないということになっておりました。これは建築基準法の県の条例、それから取扱いの要綱等にもうたわれて

おりました。

当初、このことについては想定はしておりませんでした。といいますのが、都市計画区域外ということもありまして、建物の確認申請が必要ないということでありましたけれども、よく調べますとこの湯向地区の地形的に、人家がありますけれども、基本的には人家もこの崖地がある場合は擁壁あるいはR C造りというやっぱり色んな基準がありまして、この基準をやっぱりしっかり守るため擁壁を打たなければこの湯向の温泉の建設ができないと、許可が出ないということになりまして、急遽予算を組んだところでございます。

○生活環境課長（矢野和好君）

農業集落排水事業特別会計補正予算の委託料の増額につきまして御説明申し上げます。

この内容につきましては、令和元年度分の浄化槽ポンプ施設維持管理委託料が主なものでございます。その部分につきましては、今年度この会計が公営企業会計に移ったということで、3月末で打ち切り決算になりました。その部分につきましては、未払い金が発生をしております、その部分が主なものでございます。

当然、当初予算で計上すべきものでありましたが、ほかの委託料と併せまして確定を待って補正でお願いしたいということで、今回、計上させていただいたところでございます。

以上です。

○15番（大角利成君）

湯向の温泉の関係で再度お尋ねいたしますが、私の質疑の中で、年度内完成はどうかということでありましたが、回答をいただいております。

私もこの改修の予算が出ましてから湯向にも行ってまいりましたし、現地も見てまいりました。集落の方ともお話をする機会がありましたが、今のお話を聞いていましていうと、率直に申し上げまして、やはり少し段取りが甘かったのかなと。やはり後ろがああいう状況ですから、そういうところもしっかりと調査をして、崖地のことやら調査をした上で取り組むべきだったかなというふうに私は思っております。

そこで、回答がなかった施設完成ですが、当然、当初予算に計上され、昨年からの引き続きの事業でありますから、私としては年度内完成をされるんだろうなというふうに思っております。その中で、これまで設計かれこれする中で、今回のこの擁壁も含めて、集落の方々の協議調整は十分なされてきているのかお尋ねいたします。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今、大角議員の言われたとおり、本年度の建設ができるかどうかというところでは、この擁壁工事がどの程度でできるかということで、その期間的なものもかかってくると思いますが、なるべく年度内に完成するように取り組んでまいりたいというふうには思

っています。

地元民との協議ということですが、区長さんを中心に、区長さんも役場に来られたときには色々議論をされたり、我々職員も地元に出向いて協議をしたり、あるいは、今回鹿児島県が初めて危険宅地連絡協議会という会議も開催を湯向でしていただきまして、その中で十分協議はしてきているつもりでございます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

最後の質疑です。

○15番（大角利成君）

ぜひ年度末に完成ができるように、今回の台風で被害も受けて、今ブルーシートも屋根に補給しているというような状況も聞いております。ぜひ区長さんと協議を進めているということでしたが、私がお聞きするところでは、数少ない湯向の住民でございますけれども、中身についてあまりよく理解をされていないんじゃないかなというふうに私は感じましたのでお尋ねをしたところです。

区長さんと協議を進めているということであれば、ぜひ区長さんのほうから地域住民の方にもそれなりの内容説明をしていただくようにお伝え願えればと思います。

以上で終わります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はございませんか。

○2番（眞邊真紀君）

議案第88号、一般会計の補正予算について3つほど質問します。

20ページの衛生費の中、新型感染症防護対策費の中で、使用料及び賃借料、宿泊施設使用料420万円が減額になっていて、恐らく関連すると思うんですけど、その下の3つ補助金が予算ついていますよね。この関連性があるのかないかよく分かりませんが、この減額の理由と、今の状況を教えていただけたらなと思います。

あと、22ページで林業費の中の林業振興費、戦略産品輸送支援補助金915万2,000円、こちらの事業内容を教えていただきたいのと、23ページの先程大角議員からも質疑がありましたけど、商品券発行事業費補助金4,300万円、ちょっとこちらが説明の意味がよく分からなかったもので、詳細をお知らせいただけたらなと。さっき聞こえてきたのが、1万円が1万2,000円分の商品券をとというような内容で聞こえたような気がしたんですが、これって島民向けなのか、それでいつぐらいをその商品券取扱いの目処とされているのか、ちょっと詳細を聞かせていただけたらなと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

20ページの使用料及び賃借料負担金、補助及び交付金の件なのですが、これまで使用料として予算計上していたものを内容的に補助金が妥当だろうということで、今回組替えをいたしております。

金額の減につきましては、当初1泊1万円程度で見ていたんですが、現状に合わせて3,000円から5,000円程度の2週間分の20名という形で予算計上させていただいております。

あと、今までのこれまでの実績はございません。

以上です。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

22ページの戦略産品輸送支援補助金につきましては、原木の出荷量が当初見込んでおりました1,500立方から2,250立方ということで、750立方増加しております。これに対する輸出の輸送費の支援の補助金になります。補助先は森林組合になっております。

それから、商品券につきましては、プレミアム商品券の額面1,000円の商品券を1セット12枚つづりにしまして、1万2,000円分、20%のプレミアムをつけて1万円で販売をするということになっております。発行予定枚数が2万枚セット24万枚を発行する予定にしております。これは商工会のほうにお願いをして販売、それから事務的なことをやってもらう予定にしております。

以上です。

○2番（眞邊真紀君）

大体いつぐらいをめどにされているのか、対象は誰ですかというところをお願いします。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

予算が通り次第すぐ事業に移りたいと思っております。これは町内のお店を対象にして実施をする予定で、町民の皆さんを対象にした商品券になっております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑ございませんか。

○5番（上村富士高君）

83号なんですけども、職員の特殊勤務手当についての1と2なんですけど、ここに書かれている新型コロナウイルス感染症の患者またその疑いのある者の身体に直接接触する作業及び長時間にわたり接して行う作業、これはどういうものがあるのかよく分からないんですけど、この第2に関してもなんですけど、どこまでの作業なのか、この第1に関してほとんど医療従事者がするような作業内容なんですけども、そのあれが分かれば

教えてください。どこまでの作業か。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

例えば、宿泊施設に住民の団体の方が宿泊してくる状況があったとして仮定しますと、そのうちの1人が例えば発熱があってPCR検査を受けるその間、残りの方につきましては、一時隔離をする、別に置く必要があるということも想定されますので、その際につきましては、役場の職員のほうで指定された場所に移送するということが想定しております。

また、あるいは感染症にかかった方の濃厚接触者が居住されているところからやはりごみも出ます。そのごみについても感染拡大を防ぐ観点から職員が回収をしたり、そういうところも想定をしながらコロナ対策を行っていくことにしておりますので、その際に例えばそういう危険性があるという判断があれば手当てを支給するということが考えております。

○5番（上村富士高君）

2番の前後の規定によるというこれ以外の方というのは、例えば電話を1本したらそれに当たるのかとか、その規定というのはよく分からないんですけど。（発言する者あり）

この2番目の前後の規定する以外の作業、これはどんなもんなんですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

屋久島町危機管理対策本部を設置しております。その中で7つの対策班があります。総務広報担当班であるとか事業対策班であるとか医療対策班、救援対策班、先程総務課長が申しましたのが、感染者と確認されれば県が対応していきます。ただ、結果が出るまでは、偽陽性、疑い者ということで町が対応しないとイケない部分になってくると思います。そういう中でその方をPCR検査のところまで運ぶ、口永良部であればフェリー太陽に乗せて屋久島に運ぶ、そういうところが接触をする業務になろうかと思いません。

そのほかについては、宿泊施設と隔離施設ではないんですが、一時待機場所にとどまっていた場合に、食事の支援とかそういう買い物の支援とかそういうことも必要になってきます。あくまでも疑い者である期間については、町がそのようなできる限りの対応をしていかざるを得ませんので、そういう業務に係る部分の手当てとさせていただければと思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（榎 光徳君）

議案第93号についてお尋ねをいたします。診療所事業の人員費の調整が計上されてい

るんですけれども、御承知のように栗生診療所、それから永田診療所は常駐医師がおりますけれども、口永良部につきましては、無医地区、常駐医師がない状況であります。

先だって、ホームページ等で医師の募集をしているということでありましたけれども、その後どのような動きがあるのか、それと、口永良部については先だって栗生にちょっと行ったら、今は栗生の先生が口永良部に行っているというようなことがありましたけれども、たしか1週間に一遍ですか、1月に一遍でしたか行っていると思うんですが、そこら辺の現状はどうかを教えてくださいたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

榎議員の質問にお答えします。

まず、口永良部診療所の常駐医師につきましては、平成27年度までは常駐の医師がおりましたが、28年度以降不在になっております。また、今の現状としましては、平成28年度以降、町のホームページ等で医師を募集しておりますが、なかなか決定していないというところです。口永良部診療所につきましては、今の現状は栗生診療所の医師、川崎医師が週に1度口永良部に行って常駐している看護師と一緒に診療をしているという状況になっております。

今年度につきましては、医師の募集も広く募集しようということで、町のホームページだけではなくて、県のホームページ、ドクターバンクかごしまというのがあるそうです。そことか県医師会の医師会報と公益社団法人地域医療振興協議会の月刊誌であります地域医学にも掲載して広く募集をしておりますが、現在のところ問合せがまだ1件も来ていないという状況です。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

現状はよく分かりました。

先程、町長の今回の10号台風の被災状況も報告あったんですが、今回も口永良部も相当な被害も受けております。人的被害はなかったものの、やはりそこに常駐医師がないということになると、看護師さんはおりますけれども、そこら辺の対処法が大変なのかなというところもあります。

ホームページ等、今またさらにグレードアップをして色々な方法で募集をかけたいということですので、ぜひそれは進めていただきたいと思うんですが、旧町時代も無医地区期間が大分ありまして、そしてホームページで募集をかけた経緯がありました。ちょうど私も保健福祉課時代にちょうどちょっと感触を示した方がいまして、上京して東京まで行ってわざわざ面接をしてきたと、そういうことがありました。そして、ぜひと

もということをお願いをして、入ってきましたら即オーケーが出まして、そしてその後、無医地区が解消された経緯があったんですけれども、そういったようなことで、今後そういったオファーがあるかそこら辺は分かりませんが、もしそういうことがあれば、積極的に町長もそういったことも過去にもありましたので、出向いて行って面接もしたりとかそういう積極的な対応をできればいいのかなと思っているので、そこら辺町長どうですか。

○町長（荒木耕治君）

私も後ろ向きに対応しているわけじゃないんで、旧町時代も私も東京に面接へ行っ、外国から帰ってきた医者が常駐をしました。これは私はその当時の矢野町長と私とで面接をした経緯もあります。

屋久島町になってからは、沖縄県の黒島にその当時、泊光秀君と面接に行っ、いらっしました。いらしてすぐ噴火だったというふうに思っております。かなり高齢の方でした。

今言われるように、担当課長が言ったように随時募集はしております。ですが、今までの口永良部の経過を見ますと、お医者さんは行ってみたいということで屋久島に来て、現地まで行ったお医者さんも数名いらっします。最終的には家族です。帰っ、じゃあ家族と相談をします。もうこんなことを議会で言うとなあれですが、まず奥さんが反対をします。帰っ話をしたらもうそんな何もない、そして噴火があるところに行きたくないというのが最近はその事例です。

ですから、僻地医療といいますか、そういう方も医者として非常にそういう若い人、ですから、口永良部に来られる方って、もう引退をしている方か若い医師か、子供を育てたり何だかんだしている医者というのはまずそういうのはないです。だから、今、口永良部に限らず鹿児島県の離島、あるいは全国の離島、そういうことで医師はもう奪い合いです。だから、要するにあとはもう給料を幾ら出すかという話に最終的になっていくんです。お金を、給料を幾ら出すか、私どもは到底限度がありますから、医者は全国的に見て南のほうは離島の医者ってまあまあ安いです。北のほうは倍ぐらいかかります、年間。ですから、要するに医者もあれですからそっちのほうへ医者も行くというようにそういうようなものもあり、ですから経済的なものもありますから、それでもそういう地域医療をもって志を持った人もいらっしますので、今言うように広くそういうことはこれからも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋義友君）

最後の質問です。

○8番（榎 光徳君）

今回の台風で、三島・十島が本土に避難をするというようなこともありました。口永

良部の島民の方々にとっては大切な命であります。そういった中で、やはり一日も早く無医地区を解消するということが、これは当然、今、町長もおっしゃられたように町の責任であると思いますので、それと、今、一湊地区が門野医院がなくなって、そしてそこに小瀬田診療所の先生が月に一遍、好意的に行っていていただいているというような事例もありますので、ぜひそういったこと等も非常にこれはもういいことでもありますので、島内でのそういった医師の確保とかそこら辺も含めて、ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思いますなと思っております。

終わります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号、屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから、議案第96号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの14件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室をそれぞれ充てます。

- △ 日程第21 令和2年陳情第2号 障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情
- △ 日程第22 令和2年陳情第3号 議員の発言の撤回と謝罪に関する陳情書
- △ 日程第23 令和2年陳情第4号 馬毛島の軍事基地化についての意見書採択のお願い
- △ 日程第24 令和2年陳情第5号 グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情書

○議長（高橋義友君）

次に、日程第21、令和2年陳情第2号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口

無料)を意見書として鹿児島県に求める陳情から、日程第24、令和2年陳情第5号、グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情書までの4件を一括議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり各常任委員会に付託します。審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月14日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時18分

令和2年第3回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和2年9月14日

令和2年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年9月14日（月曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
7番 石田尾茂樹	<p>1. 屋久島町漁村センターの活用について</p> <p>(1) 一湊の屋久島町漁村センターの現状をどのように認識しているか。</p> <p>(2) 地域活性化及び防災対策を考慮し改修すべきではないか。</p> <p>(3) 指定管理者の変更は可能か。</p> <p>2. 飲食店支援事業について</p> <p>(1) 離島割引カードを利用した飲食店支援事業の実績報告の状況は。</p> <p>(2) 対象の業種を拡大し年度内に新たな支援事業の実施はできないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
1番 中馬慎一郎	<p>1. 町長職務に対する決意について</p> <p>(1) 再選してから1年を振り返り、その評価と今後への決意について伺います。</p> <p>2. 令和2年度教育行政の基本方針について</p> <p>(1) 基本方針やその重点目標にある「危機管理ができる子供」の具体的な方策についてどのようにお考えか。また関連する防災教育の展望について伺います。</p> <p>3. withコロナ時代の観光基本計画及び観光振興について</p> <p>(1) 観光客が激減している中で山岳部環境保全協力金による山岳部管理計画について見解を問います。</p> <p>(2) コロナ影響下での観光基本計画、第二次振興計画などの今後の観光ビジョンについて見解を問います。</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

<p>5番 上村富士高</p>	<p>1. 新型コロナ感染症対応について</p> <p>(1) 二次地方創生臨時交付金について、交付金3億5千896万円の使途はどのように考えているか。</p> <p>2. 防災、減災について</p> <p>(1) 公共施設の移転計画はあるのか。</p> <p>(2) 個々の災害危険地域にある公共施設の移転を長期にわたり計画を示すべきではないか。</p> <p>(3) 避難所の総点検と避難した時のコロナ対策の密にならない準備はできているか。</p> <p>3. 安心、安全の登山について</p> <p>(1) 毎年のように避難者が出て尊い命をなくしているが、単独登山に対して電波の届かない所でも使えるGPS装置の貸し出し等を考えるべきではないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>14番 寺田 猛</p>	<p>1. 光回線導入に伴うアクションプランの策定について</p> <p>(1) コロナ禍の中ようやく屋久島でも光回線の全戸整備が整いつつあるが、防災・教育・医療・観光・企業誘致等、光回線導入に伴う地域振興策の有り様やアクションプラン策定の必要性についての見解を伺う。</p> <p>2. 交通安全対策について</p> <p>(1) 一周県道の歩道整備の必要性について見解を伺いたい。</p> <p>(2) 県道永田・栗生間（通称西部林道）の整備の必要性についての見解を伺いたい。</p> <p>3. 屋久島憲章について</p> <p>(1) これからの屋久島の進むべき道の指針・指標としての屋久島憲章の位置付けとメッセージ性をどのように評価し活かしていくのか、とりわけ条文1の水環境の保全と創造に関する町長の見解を伺いたい。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、7番、石田尾茂樹君に発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

おはようございます。石田尾茂樹でございます。この一般質問を長く1番を務めさせていただいておりますが、いつも傍聴者がほとんどいなくて、伸び伸びとやってきましたが、今日は思いがけなく多数いらっしゃいますので、若干緊張しております。

今朝、この議会に来るときのラジオを聞いておりましたら、全国のこのコロナウイルスの感染者がたしか7万6,300人を超えたという報道でありました。鹿児島県内におきましては、この4日間確認されていないという結果であります。本町におかれましても、これまで以上に水際対策等をしっかりと行っていただきたいと思っております。

それでは、私は今回、屋久島町漁村センターの活用について、飲食店支援事業についての2点を質問いたしております。

まず1点目の、屋久島町漁村センターの活用についてであります。

現在、屋久島漁協が指定管理者となっております。一湊の漁村センターの現状をどのように認識しているのかをお聞かせいただきたいと思っております。町長の明快かつ誠意ある回答に期待いたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。石田尾茂樹議員の質問にお答えをします。

屋久島町漁村センターは、昭和56年度に町内において水産業を営む者及び水産業に従事する者の相互の親睦と、生産意欲の向上及び良好な生活環境を作るための研修、集会等の施設として建築をされ、38年が経過をしております。

現在、屋久島漁業協同組合が指定管理者として管理をしておりますが、ほぼ倉庫として使用をしているような状況であります。使用状況については、議員も御存じのとおり、

良好な状況とは言えないので、漁協に対し改善をするよう申し入れをしております。耐用年数は十数年ありますが、海岸近くにあるということもあり老朽化が進んでおりますので、今後も適正な管理に努めてまいりたいと思います。

○7番（石田尾茂樹君）

町長のお手元に、この写真をお配りしております。本当は皆様にこの写真を見ていただきたかったんですが、私のプリンターのインクがほとんどなくて、町長と私で見るという状況になっております。

町長、見ていただけると、もう1枚をあけると、これ入り口です。町長から今お話にもありましたとおり、物置、倉庫と化しています。この現状を見たときに、果たして指定管理者としての協定書の中身をクリアしているのかということで、非常に疑問であります。

私も、残念ながら、屋久島漁協の理事として平成23年度から務めております。幾度となく、これは倉庫ではないということで、参事も含めてしっかり中を片付けてほしいという申し入れはしたところであります。それから、何回か見には行きましたが、今回、随分、間が空いて、先日この写真を撮りに見に行ったところであります。前にも増してこういう状況だということで、非常に驚いています。

協定書の中の指定管理者の責務というところで、今、町長がお話にもありましたようなことが書いています。やはり、漁村の中の施設として漁民のためにどう使うのかということで明確に書いているわけですが、その体をほとんどなしていない。私が、平成23年から理事を務めて、確か2回ほど会議があったのを覚えております、2階の大ホールで。その後、あそこで会議があった記憶はございません。

色々お尋ねしますと、船の免許講習等をしたのではないかとということであります。

昭和57年の56年度ですね、事業で建てられたと思っておりますが、57年から条例ができて管理されてきましたが、当初、地元の方に聞きますと、あそこで結婚式も上げられたということで、非常にすばらしい建物で今後、期待がされていた建物であります。

やはり、確かに指定管理を受けた漁協そのものも管理責任を問われますが、やはり本家本元の町がそういう状況をずっと見逃してきたというところについては、大きな責任があると思いますが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

議員がおっしゃるとおり、私どものほうにもそういう責任は十分あるというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

担当課長にお尋ねしたいと思いますが、こういう状況になったというか、現地を確認し、漁協としっかりこのことについてお話をしたんでしょうか。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

産業振興課所管でありますので、漁協のほうには出向いて、参事のほうに一応今の現状を伝えて、参事も分かっておりましたので、今のままではお互い責任を果たせていないということで、すぐ中の書類、それから漁具、そういうものが散乱しておりますので、それを片付けるようにということで話をさせていただいております。

○7番（石田尾茂樹君）

今の現在の参事も含めて、私も先程お話しましたとおり、前任者につきましても、それと職員についても現状は十分認識していたと思っています。なかなか漁民も個人的な道具を置く、それがずっと野放しになっているというような状況からすると、お話をし撤去をしてくださないとってもなかなかこの現状の中では進まないのかなという気がしていますが、この現状をどうにかして、しっかり初期の目的を達成するために、この施設を有効活用するために、しっかり中を漁協の責任においてきれいにさせていただきたいと思っています。

現状の確認については以上であります。町長の認識というのも十分分かったところがあります。

続きまして、2番に入ります。地域活性化及び防災対策を考慮し改修するべきではないかということです。よろしくお願いします。

○町長（荒木耕治君）

一湊集落はかつて、大雨により集落全体が浸水をするという被害に遭っております。近年は日本国内でも各地で大雨による被害が頻発していることを考えますと、2階建ての漁村センターは一時的な避難所として活用できるのではないかと考えております。2階にはホールもあり、かなり収容スペースは確保できると思います。

また、広い厨房もありますので、雨天時のオープンウォータースイミングや地域行事への活用も考えられます。ただし、活用に際して、耐震基準を満たす施設かどうか調査の必要がありますので、今後、建設当時の状況等を具体的に調査をし、使用可能か判断をしてみたいと考えております。

しかしながら、改修には多額の費用が必要になると思いますので、財政的な部分も含め、公共施設長寿命化計画において検討をしてみたいです。

○7番（石田尾茂樹君）

結局、今の状況を先程、町長も写真でみたとおりはっきり言って使えないです。使えないし、使っていないです。活用していないです。先程言うように初期の目的を全く達成をしておりません。

それからいきますと、物を出す、その後何をするかというのはおのずから分かってくると思いますが、今、一湊地区は一湊食堂なり色々やっていますが、公民館との兼ね

合いもあり、色々できなくなっているというのも聞いています。ああいう広い厨房、立派なのがあります。そこらの整備も含めてやるということであれば、かなりの費用もかかるというふうに聞いていますが。

浄化槽とかは使用できる状況なんでしょうか。課長どうですか。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

浄化槽の状況については確認をしておりますが、その前にトイレの中の便器が詰まっているような状況でありますので、そこら辺も含めて今、漁協と協議をしているところであります。

○7番（石田尾茂樹君）

そういうことであれば、今、使える状況ではないという判断に立っているというふうに思いますが、やはり考えたときに、公民館と隣り合わせ、それと漁協と隣り合わせ、立地的にそういうことで、漁村センターということで昭和56年にできたわけですが、耐震も含めて今どうなのかというのは町長がおっしゃいましたが、そこら辺も含めて改修工事をするということであれば、本当に多額な費用がかかるんだろうなと思っています。

私としては、一湊の区の、この要望書を一湊の区が出して、8月12日ですか、一湊の区が活用したいということで要望書も出してあります。そこで、先程町長がおっしゃいましたとおり、昭和42年ぐらいでしょうか、あそこで水害が起きて、そのとき赤痢も発生したということで、非常にそういうことを考えますと、防災上の拠点としてもなり得ると。

それと今、色々行事等もウォータースイミングも含めて、行事かれこれ雨天の場合、それと防災上の拠点としても十分立地的にも使えるということでもありますから、何とか費用がかかっても改修をしていただきたいと思います。概算どれぐらいかかるのか、そういうのは全く今のところないのでしょうか。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

まず、あそこの中の整理をきちっとするというので、今現在進めております。関係課の協力もいただきながら、概算どのくらいかかるのかということにつきましては、今後、計算をしていただくようお願いをしたいと思います。

○7番（石田尾茂樹君）

何度もしつこく言うようですが、ああいう立派な施設を活用していない。結局、私も漁協の理事として責任があるんでしょうけども、屋久島の公共施設で一番汚れています。はっきり言って。事務室、町長この写真にもありますけれども、事務室の中も書類が山積みになっています。そういうところからするとやはり町の責任で、漁協としっかりもう一度話し合いをしていただいて、まずは整理をするということで会議等もできるような、とりあえず状況にさせていただいて、中身のどういうところが悪いのかしつか

り調査をし、精査をし、整備計画を立てていただきたいと思いますが、町長どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

一湊で水害があったのは、私が高校2年生のときでした。今その水害があったのは川が氾濫をして、ガジュマル通りのあの道が、一湊川が氾濫をして水が出たということで、今それはその川を止めて、今そのガジュマル通りの道路になっておりますが、今でも水量が増しますとあふれてきて、ポンプで出しているというようなそういう状況でございます。

それで今それは止まりましたけれども、今、言われております南海トラフだと要するに津波が、一湊は海拔が非常に低いところですから、やっぱりそういう面でも、今、低いところは避難タワーというものを作ってっております。

ですから、あの建物は2階建てで大広間もありますし、屋上も使える。そういう面では、そういう防災の面からの施設としても、また用途は少し違いますけれども、そういうものがもう建築からかなりたっていますから、あと耐震かれこれそういうのができればぜひそういうふうにしていきたいというふうに思っております。

四、五年前ですか、私が一湊の同級生とここの1階で同窓会をしたことがあります。そのときはこんなにごみが入っていたようには思いませんけれども、最近またそういうことが進んできたのかなというふうに思って、先程担当課長も申したように、きちっとそういうことをやりながら、何とかこの施設を生かして一湊集落の防災の拠点として、あるいはそういう集える場所として、前向きに考えていきたいというふうに思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

町長も同窓会かれこれやったということで、現状を知っているということで、やはり地域の中で使える施設が全然活用されていない、防災対策上も非常に将来的な見通しができるということですから、ぜひとも町の負担は大きくなるかもしれませんが、一湊区の活性化のためにぜひとも改修をしていただきたい。

一湊はやはり水害が発生しやすいということで、私が防災の担当のときに川内を見にいきまして、ポンプを据えたような記憶があります。それはそれで置いておいて、やはり南海トラフもろもろの防災の拠点としても、しっかり一湊の区民のために改修をして活用ができるような施設として、していただきたいと思っています。

それでは、その3番に入りたいと思います。

今おっしゃいましたとおり、指定管理者は漁協、屋久島漁協であります。はっきり言って管理ができる状況ではないというふうに思っています。それはなぜかと言いますと、本署が安房、それと栗生、それと一湊の各支所があります。各支所においては、一湊の

支所においても、かつては上屋久漁協の本所で賑わい中心でありましたが、今現在、2名体制からまた1名体制にされて、常に1名がいるという状況の中では管理するのが困難な状況ではないかと思っています。

そして、私も羽生組合長とお話を、非公式ですけどもお話をさせていただきました。実際管理ができるのかということで話をいたしました。今の現状はああいう状況なので、管理はできるような状況ではないということになっています。という回答をいただきました。

漁村センターの管理条例の第14条の規定に地方自治法でうたっています。244条の2の第3項をうたっています。その中では町長が、簡単に言うと、法人その他の団体であっても町長が認められたら指定管理者になれますよということをやっています。

しかしながら、この漁村センターの管理運営に関する協定書の中では、平成30年4月1日から今、令和です。令和4年3月31日までが期間とすることやうたっていますが、こういう状況の中では指定管理者を、今の現在の指定管理者が辞退をしたいという申し出がもしあった場合に、仮に一湊区等が指定管理者になれるのかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

現在、各集落等にございます公民館等の指定管理者も集落にさせていただいております。個人じゃなくてグループであればできるという規定になっていると思います。

○7番（石田尾茂樹君）

結局できるという判断に立っていいということですね。それであれば、やはり主たる漁協と町がどういう協議になるか分かりませんが、しっかり協議をしていただいて、やはり地域活性化のために活用する、そういうお題目がありますから、ぜひともできないならできない、できるならできる、そういう判断に立っていただいて、もしできないとするならば、私はやはり一湊区なり、そういう地域の活性化のために指定管理者を変更すべきではないかと思いますが、町長どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

先程、総務課長が答弁をしたように、今後、漁協と協議を行い、そういうものが可能かどうか、はっきり話の場を持ちたいというふうに思っております。

今の議員も漁協の理事だということでございまして、逆に一つお願いをしておきたいと思います。議員が先般、質問をされました。廃船、漁船、漁港がいっぱいあがっているということもございます。今、各集落に港がございます。屋久島24、口永良部2港、残念ながら、観光のお客さんたくさん来られる島で、このお客様は朝早く市場に行ったり、例えば港を散策する。私、宮之浦ですけども、宮之浦でも朝早くから朝日、今インスタ映えというんですか、ああいう写真を撮りに色んな方がみられています。どうか、理

事会の中でもひとつ、自分たちの港の周りをそういうものをきちんと整理整頓をしていただけるように、またお願いをしていただければというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

思わずふられましたけれど。先に今、町長が後から私に質問した件ですが、先日理事会がありまして、たしか34隻のうち2隻だけが使えると、あとは廃船になっているというような状況だったと思います。それで、実際行きますと掲示ナンバーが付いています。それと遊漁船登録の番号等が付いていますので、追跡調査ができるのではないかとということで、参事等にも話、組合長等にも話をしました。それで町からの要望も来ておりますので、そういう名義人の特定をするように、そういう資料を出したいということでありました。

それと、やはり我々は宮之浦の船主会という、町長も入っておられますが、そこは地区地区の漁業組合船主会の組織のありようだと思っています。我々は台風が通過すると、例えば宮之浦船主会につきましては、台風後の清掃作業、そして草が伸びると除草しています。盆前の清掃とか年に最低でも3回ぐらいやっています。その都度、雨が降ると漁協のドック場に流木等が集まるということで、そういう清掃作業もしています。

大変失礼ですけれども、ある地区に行ってもそれがそのままになっていたというのが何回かありまして、それは地元の船主会にきちっと港の整備を、清掃をするように言ってくれないかという話もしたところでもあります。町長が今おっしゃいましたことはしっかり理事会の中でも話をしたいと思っています。

最後にまた町長にひとつその件でお願いしておきますが、やはり解体作業、解体にかなりのお金がかかります。空き家対策の解体と一緒にですが、もう一度解体費用の助成をするように何とかお願いをしたいと思います。

それで本題に入りますが、この指定管理者の変更につきましては、漁協と十分協議をしていただきまして、できましたら地元の一湊区等と協議しまして、管理を任せたいほうがよい活用が進むと。そこにはしっかり活用できるような対策、改修も含めて、そして防災上の拠点としても頭に置きながら、しっかり財政も厳しい状況ではありますが、財政を投じて改修をしていただきたいと思いますが、最後に町長お願いします。

○町長（荒木耕治君）

漁民センターに限らず、町内には一見たくさん公共物があります。要するに残すものは残す、壊すものはスクラップアンドビルドという、そういうものもきちっと、ですからそういう朽ちていきそうなものはなるべく早く壊してきれいにしていくという気持ちを持っております。そういうふうに、職員にも指示もしてあります。合併をしてかなりの多くの公共建物があります。ですからそういうものは、早く使えるものは金を入れてでも使えるようにする、そういう気持ちでおりますので、このセンターもそういうふ

うに考えていきたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

最後に町長のお話聞きましたので、ぜひともああいう立派な施設です。またそれを耐震がだめだからというようなことで再度、一湊地区に作れるかということであればなかなか疑問でありますので、ああいう立派な施設をしっかりと町の責任に置いて改修をし、地元の活用、そして防災の拠点として再度見直して町費を投じていただきたいと思います。

それでは、次に2番に入りたいと思います。

飲食店の支援事業についてであります。離島割引カードを利用した飲食店事業の実績報告の状況はということでお尋ねしたいと思います。これは7月のたしか15日、17日でしたか、から始まって翌年の3月31日までに実績を報告をするということになっていますが、早いところでは先着200名を超えたということを知っていますので、もう実績報告が上がってきているのではないかとということで、状況をお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

飲食店使用事業につきましては、業者からも町民の皆様からも好評の声をいただきました。私にも直接、何人かお店の方からもありがたいお言葉をいただきました。

業者によっては、1週間から2週間程度で終了したというところも聞いております。現在、事業の終了した事業所については、実績報告書を提出をさせていただいておりますが、9月の3日時点で117件の申請があり、実績報告書は51件が提出をされております。

○7番（石田尾茂樹君）

117件の申し込みがあって、9月3日現在で51件、半分弱です、非常に先着200名については終わったということでもあります。

7月の17日から始まって、すぐ連休がありました。キャパの広い昼、夜、営業するところは、もうその連休明けにはほとんど終わったということで、私も色々行ってお話も聞きました。これ非常に店の方については、今まで1回も来なかった方々も家族で来た。

そして、やっぱり非常に皆さん喜んでいたということでもありますので、町長も実際そういうことを耳にしていますが、やはりこの事業につきましては皆さん大変、事業主もそして利用する町民も喜んでます。そういうことでいきますと、117件の51件ということでもありますから、ほとんど、今月、来月にはほとんどが実績200人を超えるというふうに思っています。ほとんど今月終わるんでしょうか。そういった意味からいきますと、予算は1,400万円ぐらいでしたか、ですよね、予算は。1,400万円ぐらいでしたよね、違ったですか。1,600万円ぐらいでしたかね。そうですね、そういうふうになりますよ

ね。

だから、これ2番と関連してお話したいと思いますが、その実績を踏まえて、町長、対象の業種を拡大し、実績報告が終わったということであれば、年内に新たな支援事業として実施はできないものかということではありますが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

飲食店支援事業について、第2弾を実施をしてほしいという意見も、私も事業主からも、あるいは一般の町民からも話は伺っております。補正対応を考えておりましたが、しかしながら日本各地で飲食店クラスターが多発していることや、町内でも新型コロナ感染者が発生をしたこともあり、少し状況を見守る必要があると考えております。状況次第で来年度予算において対応できないか検討をしたいと思っております。

また、他の業種につきましては補正予算でも計上しておりますが、観光関連以外の業種に対応した支援事業と消費喚起のためのプレミアム商品券事業を実施しております。今後もコロナ対策と経済対策をうまく組み合わせながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

コロナが発生し、3密とか色々避けるためには、クラスターを避けるためには、もうしないほうがいいんじゃないかと。町民からは好評であるけれども、年内は見送りたいというふうなことですよね。

そういう部分ではありますが、私は個人的にこのコロナ対策の助成で1町民当たり1万円ぐらいの支給をしたらどうかということ、町長にも非公式の場で話をしたことがあります。5,000円ないし1万円ということで。この家族5人が食べに行くと2,500円が補助されると、2回行ったら5,000円ですよ。そういう意味では、単純計算ですけども、そういうふうに補償される。そうすると、お客さんが増える、仕入れが増えるということで経済が回っていくということでは、非常にやりやすいという言葉はどうでしょうか分かりませんが、大変いい対策だったなと思っております。

色々考えると今年度はもうできないというふうな言い方だったと思いますが、ぜひともこの状況下の中では、今度の近々ある連休は民宿等もホテル等も結構埋まっているというのは聞いています。非常にそれが続くわけでありません。ないというふうに私は思っていますが、やはり地場の、地元のそういう飲食店も含めて、色々な小売店も含めて消費が拡大しない限りは、屋久島の経済は回っていかないと思います。

色々な前回漏れた業種につきましては対策を講じるということでもありますから、ぜひとも違う形であっても、経済対策を講じていただきたいと思っております。この離島カードを使った新たな対策につきましては、来年度、新年度以降にまた考えていくということで皆さんにお話をしているものかどうか、町長どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

飲食店の支援事業につきましては、コロナ禍で大変多く、島内の来島自粛も要請をしていて、要するに内需拡大、経済が回らないんで、議員がさっきおっしゃったように現金を配るという方法もありましたけれども、現金を配ると島外に出るんじゃないかという懸念もあります。

ですから、島内でどうしても使えるような仕組みをとということで、この有人国境離島の離島カードを使ってやるということで、これは飲食店に限って、飲食店とそういうのに限ってやりましたけれども、それに代わるものとして、要するに今度プレミアム商品券を出すと、要するに1万円で1万2,000円のをやるということで、そこまでのつなぎはできるかもしれません。

飲食店は好評だったですけども、それに漏れた事業者というのは色々なことも聞いておりますので、今後の補正でそういう事業にも支援ができるような形をとりたい。ですから、来年度に向けてコロナ禍がどうなっていくのかということも見極めなければ、ここではっきり来年度もやりますということよりか、10月1日からG o T oが始まります。もう今ホテルも民宿も10月1日からの予約の電話がかなり入っております。ですから、関東圏からかなり人が入ってくると予想されます。ですから、それ以上に今まで言われた3密、あるいはそういうことを一層、注意をしながらそういうものをしていきたい。

ですから屋久島の経済のことも考えて、ちょっと状況を見ながら、またどういう状況になっていくかによって判断をしたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

コロナがどうなるのかというのは全く見えていません。東京都についても大分減ってきたということで、飲食店を時間制限を撤廃するようなことを言っていますが、G o T oキャンペーンで10月から実施されれば、関東圏等からやってくるということであれば、非常にまた水際対策、そしてやっぱり感染が拡大するんじゃないかというのは、非常に懸念されるというのは事実であります。

飲食店に限らず、やっぱり漏れたところがあるのは事実です。町長も今おっしゃいましたとおり、色々なことを今回精査をしていただいて、もし可能であればまた新年度で対策をとっていただきたいということで、200が妥当かどうかというのは分かりません。できればもっとしていただきたいということも言っていますので、やはり町民の声をしっかり聞いていただいて、次の対策、経済対策を持続的にやって、このコロナの屋久島の疲弊した経済を、なんとか町の責任において、できる範囲で結構ですので、町長が先頭に立って引っぱっていただきたいということを最後にお願ひし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩いたします。10時55分から再開いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、中馬慎一郎君に発言を許します。

○1番（中馬慎一郎君）

お疲れさまです。1番、中馬慎一郎です。

まず、この前の台風10号で被災された方々、家屋、小屋、畑などを被災された方々のお見舞いを厚く申し上げます。

本日9月14日は、屋久島で48年振りのかごしま国体のオープンウォータースイミングの競技が行われる日でした。私も実行委員、団体のメンバーの1人として非常に楽しみにしていた大会ですが、残念ながらコロナ対策という一環の中で延期になったわけです。各集落同じように、この秋の運動会、綱引き、楽しみにしていたイベントが軒並み中止になっております。

来年以降このコロナウイルスがどのようになっているかまだ想像もつきませんが、コロナウイルスと一緒にこの時代を生きていくために、この行政がやっていかなくてはならない役割というのは非常に大きいと思います。今日はひとつよろしく願いいたします。

通告のとおり、本日は三つの質問を掲げております。

荒木町長に対する、この1年を振り返り、その評価と今後の決意について伺います。そして、二つ目に教育行政の基本方針について。そして、三つ目に観光計画、山岳部環境保全協力金の見解についてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

中馬慎一郎議員の質問にお答えをします。

生活様式が一変した今回のコロナ禍において、我が町のような離島は医療体制が脆弱なこともあり、何よりも水際対策が重要ということで、早期に玄関口である空港、港にサーモグラフィーを設置し体温確認を開始いたしました。

8月下旬に屋久島町で初めての感染例が出ましたが、関係各所の迅速な対応もあり、幸いにして他の感染者を出すことなく現在に至っております。しかしながら、発症前や無症状感染者によって町内感染が起こる可能性は否定できず、与論島のような大規模ク

ラスターが発生する可能性もあります。

引き続き町民の皆様には、3密の回避、手洗い、マスク着用などの予防策を徹底していただいた上で、行政としては様々な状況をシミュレーションし、作業班を組織するなど対応策を講じております。

また、各地でいわゆるコロナ差別が報じられておりますが、このようなときこそ共に励まし、思いやりを持って一丸とならなければ乗り越えられません。差別や混乱が生じないように、正しい情報を広めることに努めなければならないと感じています。

いずれにせよ、新型コロナウイルス感染症のある日常、ウィズコロナ時代の新たな生活様式を取り入れた新たな観光の在り方も含め、国や県、各関係機関とともに協力をしながら考えていく必要があると思っております。

新型コロナウイルス対策以外では、昨年5月に屋久島の地杉をふんだんに使った新庁舎が落成し、新元号令和の幕開けとともにこの新庁舎での行政事務が始まりました。紆余曲折ありましたが、合併から12年を経てようやく一つの屋久島町の象徴になったのではないかと感じております。

また、今年6月には光ブロードバンドサービスの提供が開始されました。町民の皆様の利便性を高めるとともに、移住や企業誘致等を促進する効果もあると期待をしております。

さらに、昨今のコロナ禍においては在宅勤務やワーケーションが推奨されており、そのために不可欠な光回線が整備されたことはウィズコロナ時代の新しい観光の形の一つの要件を満たす結果となりました。来年5月には屋久島全域の提供を予定しており、爆発的噴火から復興、振興中である口永良部島も含めた整備を計画しております。

昨年の町長選挙においても、屋久島空港のジェット化に向けた滑走路延伸事業の推進、光ブロードバンド通信網の整備及びフェリー太陽の代替船建造など、具体的に取り組むべき政策を掲げ、屋久島町のさらなる発展と住民福祉の向上に全力で取り組むことを約束し3期目の信任をいただきました。

2011年の町長就任以来、掲げてきた目標、指針がある程度の形となり、各種事業が実を結びつつあることは冥利に尽きると思う一方、町民の融和という目標においては、私が出張旅費精算問題について告発を受けたことを発端に様々な疑義が生じ、町民の皆様には多大なる御迷惑と御心配をおかけすることとなりました。誠に不徳の致すところと深く反省をいたしており、心よりお詫びを申し上げます。

この件が明らかになった昨年末より今日までの9か月間あまり、これまで私に期待を寄せ、ここまで育ててくださった町民の皆様、そして支援者の方々、また多くの先輩方、同僚、そして、今、私の職務を支えてくれている職員の皆様のことを思い、正直に申し上げますと眠れない夜もありました。

我が政治の師と仰ぐ方から、政治に陰ひなたがあってはならないと金言を賜った日から議員になり、町長としてある現在までを振り返り、何を成さんがために政治を志したのかを思い返し、成せているのかを自問する日々でもありました。

初心に帰り、私と一緒にすばらしい屋久島町を目指しましょう。これは3期目の当選後、職員の皆さんの前で述べた抱負です。初心に帰って考えたとき、私に期待し関わってくださった方々への恩返しは、志を全うし、愛するふるさと屋久島町の未来のため、町民の福祉向上のため、身命を賭して働くことであるとの思いに至りました。

新型コロナウイルスという今まで経験したことのない事態に混迷を極め、時代の大きな変換期となり得る状況の中、町政のかじ取りをする責任はさらに重大であります。起訴猶予処分となった今、ふるさと屋久島町の未来を見据え、為すべきは人にあり、成るべきは天にあり、各種政策の推進に尽力し、屋久島町そして町民の皆様のため、これまで以上に粉骨砕身、愚直に職務に邁進し、町民の融和を持ってこの混乱を乗り越えたいと思いを新たにしたところでもあります。

○1番（中馬慎一郎君）

町長、ありがとうございました。

まず、昨年から続く旅費精算の問題については、これは私個人としては、町長1人の責任ではなく、ここにいる全員、また役場全体の行政機構の改革が必要と思っており、これを改善するために気づかせてくれたよい機会であったと思います。

その中で、確かに信頼は失われましたけど、その信頼というのは一朝一夕で取り返せるものではないと思っております。何年かかるか分かりませんが、私も議員の1人として町の信頼回復に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先程、災害対策のことも出ました。私の持つ荒木町長の印象というのが口永良部の噴火の対応、そして昨年の豪雨災害の対応、そしてコロナ対策と、常に災害や何か非常時に置かれたときの対策本部を立ち上げての姿が目には浮かびます。

豪雨災害のときもそうでしたが、やはり行政だけでやる対策本部に限界を感じたこともあります。民間、多種団体の協力を得ながら、今後は対策本部に厚みを増して取り組んでいかなければいけないのかなと思ったところもあるんですが、そのあたり町長、どうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

おっしゃるとおり口永良部噴火のときは、県、国と一緒にやってまいりました。それと、当然、口永良部の島民の方とも災害本部の中で話は聞いたりしております。ですから、今、議員が言われるように、やっぱり現場、そのときの災害の状況によって、民間のそういう声と言いますか、人材も入れて幅広くそういう本部は作っていく体制が必要だろうというふうに思っております。

○1番（中馬慎一郎君）

昨年の豪雨災害も自衛隊機動隊の方が来て助けていただきました。ただ、ああいう島外から応援に来てくれるということを想定できないこともあります。自衛隊機動隊がなくても町の組織で何とかああいう災害を乗り越えられる防災対策、対策本部を築き上げていただければと思っております。

次に、町長が2011年に当選してから集落の活力アップというのに取り組んでおられると思います。その事業の一つが未来創生事業から今年名前が変わった集落の活力アップ交付金になっていると思うんですが、今後もこの活力アップというのはやっぱり各集落にとって必要だと思います。そのあたりをお聞かせください。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今年度から集落活力アップ事業ということで補助の額も人口規模で見直しをしております。これは、一応、町長の政策として4年間の時限立法ということで取り組んでおりますので、また4年後は色々と集落の区長さんとか皆さんの意見を聞いて、よりよい支援策ができれば継続してやっていきたいというふうに考えております。

○1番（中馬慎一郎君）

ぜひ継続できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2番目の質問です。教育行政の要覧というのをいただいて私も拝見しました。こういう冊子になっていましたが、その中で基本方針や、その重点目標に危機管理ができる子供という項目があったんですが、その具体的な方策というのがあまり記載されていなかったように感じました。具体的に危機管理ができる子供を育てるための方策をお聞かせください。

○教育長（塩川文博君）

今の中馬慎一郎議員の御質問にお答えいたします。

本町では、平成30年度から各年度の教育行政の基本方針に危機管理ができる子供を育てるというふうに記載いたしております。

これは、児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して安全に暮らせる地域社会づくりへの求めに応じるものであり、安全教育が主となっております。

具体的な取組といたしましては、学校教育では児童の交通安全、自転車訓練、水難事故等を想定した着衣訓練、それから不審者を認識した場合の行動確認や訓練などに取り組んでおります。

また、近年、新たな問題といたしまして、消費者としての責任を持って行動できる能力を育成する取組、SNS等に代表されます情報通信機器がもたらす児童生徒への健康被害への学習や中学校での薬物乱用防止教室の取組も挙げられます。

また、昨今のコロナウイルス、それからインフルエンザ、これらの感染防止の対策についても同様に取り組んでおります。

防災教育に関しましては、校舎などの火災を想定した校内での避難訓練、地震を想定した避難訓練、それから巨大地震による津波襲来の想定に基づく地域と連携した避難訓練などにも取り組んでいる学校もございます。

防災教育という特定の教科があるわけではなく、様々な教科の中で防災の狙いに沿った要素を取り入れながら防災教育を進めているところでございます。

もう一つ、社会教育分野では子供会活動を中心に取り組んでおります。キャンプや水遊び等の活動や作業の場面での子供の事故や災害を未然に防ぐことを目的に危険予知トレーニングを推進しておりまして、子供たちが様々な活動の場に潜む危険を予知し、指摘し合うことにより予想される事故やけがを未然に防止させ、安全で楽しい活動を展開するように取り組んでいるところでございます。

これらのように、学校では発達年齢に応じた様々な教科や体験活動を経て危機管理ができる子供を育てることに取り組んでおります。しかし、大人でも難しいリスク管理や危機管理は一朝一夕に身につくものではありません。今後も学校安全教室や避難訓練等の実施によりまして、児童生徒に危機予測、危険回避能力を身につけさせるための安全教育を積極的に推進したいと考えております。

以上です。

○1番（中馬慎一郎君）

ありがとうございます。子供の不慮の事故の主な原因である第1位というのが交通事故と言われております。その次に多いのが水難事故です。昨年、令和元年の全国の水難事故の発生件数を調べると239名、うち子供が14名でした。

今年、令和2年の夏休みと言うか、7月、8月ですね、これだけで、2か月間で今年262人の水難事故が発生しております。うち子供が16人でした。鹿児島県内では9名、水難事故が発生しております。

これは、コロナ対策による海水浴場など、またプールの閉鎖、そういったことの影響があるのではないかと推測されるんですが、あと、残念ながらこの屋久島町でも5月末に女子児童が川で亡くなるという、非常にかわいそうな事故がありました。家族にもお悔やみを申し上げたいんですが、やっぱりこういう事故をとおして次に生かさないと意味がないと思っています。こういう水難事故に際しての、何か今年の改善点とか思うところがあればお聞かせください。

○教育長（塩川文博君）

特に今年の栗生小学校の女児の件を受けて改善をしたとか、新たに取り組んだということはありませんが、先程、申しましたように各学校の体育の授業の中で泳力増進に

は取り組んでおります。

特に、プールで泳ぐだけではなくて着衣水泳など、衣服を身につけた状態での水の中での動き、また、そういうときでの命の守り方、そういったところも外部の指導者の方々にもお願いをしまして各学校で取り組んでいるところでございます。

また、夏休みに入ります前は各学級で子供たちに水難事故の防止についての具体的な取組を指示しながら、先程、申しました子供会の活動におきましては、KYTなどの危機予知能力の育成の中で、もしこういう場合が起こったらどうするか、こういう場合にはどんな危険が潜んでいるかというようなところの指導について取り組んでいるところでございます。

○1番（中馬慎一郎君）

自然環境から身を守るための防災教育というのは、やはり日本ではまだまだ遅れていると思っております。その中でこの屋久島は、海、山、川に囲まれたすばらしい自然景観を持ち、そして、また危険も潜んでいる、防災の観点から見ても非常に特異な地域になるのではないかと思います。

そういった環境に身を置く子供たちが、大人になってもそういう自然災害から自分の命を助けるための、救うための学習というのを、ぜひ学校教育の中にしっかりカリキュラムに入れ込んで行ってほしいと思います。

先程、外部の方を招いて着衣水泳というのをやっているとおっしゃっていましたが、これも全校ではなくて一部ということでもいいんですかね。

○教育長（塩川文博君）

外部人材を活用している学校というのは全部ではありません。その地域にそういう方がいらっしゃる地域は取り組んでおりますけれども、対象としては、一応、全児童を対象に低学年から高学年まで、場合によっては外部人材が来れない時間帯での授業もあろうと思いますので、そういったところは各学校で臨機応変に取り組んでいるものと思います。

○1番（中馬慎一郎君）

ありがとうございます。今年はコロナの影響もあり、通常は夏休み前に消防の分遣所のほうで救命講習とか各学校でやる時間帯が省かれた学校もありました。そういったときに民間で動いた方々もいるんですが、来年以降もどうなるか分かりませんので、ぜひ、そういった民間の活用も視野に入れて、防災教育というのにもう少し踏み込んで力を入れていただけたらなと思います。この質問を終わりたいと思います。

続きまして、観光についてですが、今年の協力金について質問をしたいと思います。コロナの影響で、この山岳部の環境保全協力金の収受も思うように集まっていないと思います。昨年も豪雨災害であまり思うような収受ができなくて補正で予算を組んでいた

だいたと思うんですが、今年の協力金の状況をお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

令和2年度7月までの屋久島山岳部保全協力金の収受額は約267万円で、横領により収受を自粛した前年度同期の11.7%となっています。一方、支出額は約2,292万円で収支は2,025万円の赤字となっています。

今後、赤字額の縮小に向けて経費節減に引き続き取り組む所存ですが、現状はし尿搬出用の約500万円も賄えない上に人件費の大幅なカットは見込めないため、島外企業に大口寄附の要請、だいすき基金の充当などを検討し、決算時は昨年度と同様に一般会計から充当をお願いすることになるかというふうに考えております。

さて、運営費及び人件費が協力金の使途の過半数を占めているとの御指摘に関しましては現状の支出額も概算支出をしています。山岳部保全利用協議会運営負担金1,700万円はこれまでの支出の約74%を占めております。

以上です。

○1番（中馬慎一郎君）

ありがとうございます。令和2年の4月、5月、6月末までの観光客数が1万3,000人と言われております。そして、過去、例えば平成29年が約29万人来ました。このときの山岳協力金が約6,500万円集まっています。収受率が大体80%集まって6,500万円集まりました。このときのデータを見ると約5割以上の費用が協会の運営費に充てられています。56%充てられています。約3,000万円です。トイレのし尿搬出や軌道修繕などには2,500万円、2,600万円近くが充てられております。

この協力金というのは、利用者負担というのがまず第一にあると思います。山に入った方々が自分で使うトイレの維持費を自己負担してもらおうと、そういった考えでいくと、この運営費に5割以上の負担がきているのは、費用が重なっているのはちょっとやっぱり払うほうも疑問を感じるころもあると思います。

そして、また今年みたいに協力金がなかなか集まらないというのは、この協力金制度を始めるときから想定できていたことであり、何度となく協議会の中で見直しをとという声もあったと思いますが、協力金が足りないときに町の一般財政からまた繰り込んでいただいたり、だいすき基金からいただいたりという、だいすき基金もこの使い方間違っているんじゃないんでしょうが、それよりも当初からの予算編成にしっかりこの協力金の運営費だけでも町のほうで組むという考え方については、町長、いかがお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

議員がおっしゃるように負担金の約6割が人件費となっておりますが、今年度から淀川登山口と白谷雲水峡での収受を廃止しており、自然館前駐車場、荒川三叉路、荒川登山口でのスタッフの配置と事務局業務の1日当たり現地4人、事務所1名の配置は最低

必要な人数で業務に当たっています。

また、人件費は環境保全につながるルール啓発や安全喚起として支出をしており、この協力金の御協力に対する感謝を伝え、お客様の協力したことに対する満足、ひいては収受率の向上につながるものであることを御理解いただきたいというふうに思っております。

さらに、御指摘の本協力金制度全体の見直しについては、山岳部環境保全協力金制度検討部会で検討いただくこととなっておりますが、想定される検討課題は、対象者を登山客だけでなく来島者とする、協力金とバス料金の同時収受の廃止、町道荒川線の規制廃止、携帯トイレへの移行などが想定をされております。

○1番（中馬慎一郎君）

対象者を来島者と想定してというのは、来島者から山岳部環境保全協力金、山岳部に使うお金を来島者全員からいただくというお考えでよろしいでしょうか。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今、町長が答弁しました登山者から来島者という過去にもそういう議論はあったんですけども、今その検討部会のほうで将来的なこの協力金の在り方について、議員も御存じのとおり検討をしているところでして、そういったことも含めて来島者からいただくのか、このまま協力金制度を維持していくのかということも含めて、今後、検討をしていくということでございます。

○1番（中馬慎一郎君）

協議会のほうでもしっかり審議してよりよい形で進めていただければと思います。

この協力金についてですが、もう一つ、安全、安心についてもやはり使うべきだと思っております。昨年の豪雨災害以降、荒川登山バスへの運休が多くなりました。これは道路の復旧に伴いやっぱり安全管理をちょっと引き上げたというのもあるので、やむを得ない部分はあるんですが、以前より本当にちょっとした雨でも運休になる、予測の観点から運休にしてしまうということがあって、これは非常に難しい面ではありますが、やはり雨の多い屋久島で観光をうたうのであれば、例えばランド線の強化、あと、やっぱり山間部でのどれぐらい雨が降るかという雨量計の設置とか、そういったものをしっかり完備して、お客様が納得した上、利用者が安全に登れるような体制をもう少し取るべきではないのかなと思うんですが、町長そのあたりいかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

非常に難しい問題で、昨年の5月の豪雨の際にああいうものが出て、山に入ってから集中的に雨が降る、今の気象の中でそれはなかなか予測ができない。ですから、どこで入れてどこで止めるのかというのは、これはすごく難しい問題です。

ですから、以前は警報が出たら入れないとか、そういう基準でやっていましたけど、

今はよりそれを厳しくやるということで、かなりもう警報が出る前から止めたり、そういうことをしております。

ですから、総じて屋久島の観光というものをウィズコロナの時代に根本的にと言いますか、もう前例を覆すような考え方を持っていないと、これからの観光というのは成り立っていかないのではないかと私は思っています。

ですから、これは非常に難しい問題で時間もかかると思います。ですが関係機関と協議をきちんとやって、また新たなそういうものを作っていく必要性はあるというふうにつくづく感じております。

○1番（中馬慎一郎君）

非常に難しい問題だと私も思っています。その中で、観光客数が減ったことがこの屋久島の観光地として島としての魅力が低下しているのではないかという声も一部では聞かれます。私は決してそういうことはないと思っているんです。こういう荒川線の運休だとかそういったものがやはり安定して提供できる、崩壊を防ぐための措置をしている、そういったことをしながら、やはり安全活動、安全啓蒙をしっかりやっていますということアピールしてお客様に安心してこの島に来てもらえる、そういう島のおもてなしの一つとしてしっかりやっていけば、この屋久島の魅力というのは、屋久島の魅力が落ちたから観光客が減ったとか、そういう言葉にはつながらないと思っています。

また、観光客の数が減ったからといって、本当にその魅力につながるということはないと思っていますので、そのあたりしっかり災害対策、安全対策を取っていただければなど思っております。

次に、観光ビジョンとしてよく観光基本計画とか第2次振興計画の観光についてのお考えをよく目にするんですが、観光基本計画について言えば、今年の目標が35万人の目標値でした。残念ながらコロナの関係でこういう数値には到底届かないのは分かるんですが、今後の観光についての大きなビジョン、目標、そういったものがあればお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

観光基本計画の今年度目標、中間目標が35万人だったのですけれども、これには到底及ばないと、これはもう私の見込み違いだったというふうに思っております。

ですが、これを作った時点ではこういうコロナ禍という想定もないわけです。コロナの責任にするわけではありませんけれども、今、議員が言われたように屋久島の観光の在り方というもの、一方ではもう縄文杉だけのプランというのは終わったんだというそういう言い方もされてはおります。屋久島も。ですから、先程も申しましたけれども、このウィズコロナの時代に根本的に屋久島の観光は考え直さなければいけない、屋久島の価値というのは決して落ちているわけではない、むしろ議員も言われるように私も誇

りを持っております、山をとっても海をとっても川をとっても私は一流だと思っております。

ですから、今、私どももやってきましたけれども山岳部に集中したものをいかに里地に下すか、海に川に分散型の観光をやっていくということ、ですから、今そういう来島者の方のニーズというものも、だんだん多種多様化してきております。

それこそ10年、15年前は山守、縄文杉、白谷、ランド、屋久島の縦走、そういうものだったものが、今はカヌーをやったり、あるいは体験型の観光に変わってきているというふうに思っております。

ですから、今まで観光というのは、見て、物を買って帰るという、そういう時代から、今からはその所へ行って、私なんかは何で屋久島まで来てカヌーをやったり、屋久杉の工芸品を造ったらというふうなこともありますけれども、これからはそういう体験型の観光というのが主流になっていくんだろうなというふうに思っております。

ですから、屋久島の観光をどう作っていくか、インバウンド、要するに外国のお客さんというのは当分望めないと思います。ですから、これを望めないときに、では日本国内のお客さんをどうやって呼ぶかということにもう尽きるだろうと思います。

ですから、近県あるいは鹿児島、九州、ここら辺の方にいかに来てもらうか、データ的に鹿児島の人というのはあまり来ていないというものもあります。ですから、そういうものを、あとは教育旅行、そういうものも含めて、これを本当に再度、屋久島の観光というものは作り直していかなければいけないということを今ひしひしと感じております。

○1番（中馬慎一郎君）

今年の減に関して町長のその責任をとすることは全く考えておりませんし、そう思う人も絶対いないとは思いますが、昨年の豪雨にしても今年のコロナにしても不測の事態というのはやっぱりいつでも起こるんだなと、それがやっぱり観光に非常に大きく影響してきます。

やはり観光の振興を数字で見ると浮き沈みはどうしてもあるんですが、島としてのおもてなしの姿勢とか、そういったものが根本にある限り私は観光については細く長くやっていけるものだと思うし、そういった産業にしなければいけないと思っております。

国内旅行に切替えて島の観光も少しずつ出てきておりますが、やはり観光を受入れるということはコロナのウイルスを島に入れることにもなります。屋久島でコロナウイルスが蔓延するときは観光事業者から広がるのではないかと、そういった不安を抱える島民も多くいましたが、ぜひとも町長をはじめ執行部のほうにもコロナ対策を万全にしてください、島民の方も安心して観光産業を応援できる組織づくりをしてほしいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。13時30分から再開いたします。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、上村富士高君に発言を許します。

○5番（上村富士高君）

5番の上村です。大変眠たい時間でございますけれども、しばらく御辛抱ください。

さて、新型コロナの現象はいまだ落ち着かず、生活に大きな影響を与えている現状である。色んな対策を講じているにも関わらず収まらない。長期にわたってのコロナとの戦いになると思います。新しい生活様式への戦い、経済への戦い、国民が色んな戦いによって精神的なダメージがどれだけあったか。このダメージを一つ一つ受け止めて、政治の分野でできることはいち早くやり、国民が安心して暮らせるまちづくりをすべきであると思います。

あるジャーナリストは、「コロナ禍から暮らしを守る」と題して3つの課題を掲げている。第一に、国民の健康を守るという最大の課題を掲げている。第二に、コロナ禍の経済的ダメージを可能な限り緩和し、国内経済を早期回復に導くことである。第三に、国際協力の必要をなすとあります。やはり、健康と生活を守るという観点に立っての対策を講じていくことが大事だろうと思います。

では、通告に従って質問をします。

新型コロナ感染対応についてですが、第2次地方創生臨時交付金の3億5,896万円の使途はどのように考えているかお伺いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

上村富士高議員の質問にお答えします。

地方創生臨時交付金につきましては、議員も御承知のとおり新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年4月7日に閣議決定にて創設された交付金であります。これまで一次補正予算分として1億38万円、2次補正予算分として3億5,896万円の合計4億5,934万円の内示を頂いております。

2次配分につきましては、家賃支援を含む事業継続や雇用維持及び新しい生活様式を

踏まえた地域経済の活性化等への対応分として、地方単独事業に活用できる交付金でありますことから、これまで各課からの対象事業の取りまとめを行い、申請に必要な実施計画を策定するとともに、前倒しで実施してきました事業への財源振り替え等により、活用を図ってきたところであります。

今回の9月議会補正予算を含めると、コロナウイルス対策の単独事業等としては大きく21事業、事業費総額6億1,810万円を予算化して対策に取り組んでいるところであります。

今後、3次補正配分も予定されているとお聞きしておりますので、まだまだ終息の見えない長期戦が予想されますことから、現状を把握しつつ、感染防止対策と新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化策に活用をしたいというふうに考えております。

○5番（上村富士高君）

政策推進課長にお聞きしますが、この使途、委員会とか、またはこの使途が決まった時点で、例えば全員協議会を開いて、みんなにその使途の内容とかを伝える方法とか、またはどういうのに使いますよという、そういう資料とかを議員の皆様へ渡して、しているところは多いんです。

ほかの市町村も全員協議会で、みんなに使途を説明して意見を調整するとか、我々議員もそれを何も知らないで、こういう場に臨んでも色々なそういう議案を出すこともできないし、どういうのに使ってほしいということを町民の方から聞いて、現場の声を聞いてきても出すことも何もできないし。

話を聞くと、今日が県に提出する日だとか聞いていまして、今月いっぱいには国に提出しなければならないという話を聞いています。そうになると何も議論をする余地がないんですよね。だから、そここのところは、そういうあれを開くべきではなかったかと思えますけど、どうでしょうか。

○政策推進課長（三角謙二君）

交付金の使途につきましては、これまで専決補正等につきましては、委員会等で説明をして、内容等を説明してきたところだと思っております。今回につきましては、今、予算計上をしていただいた中で審議をしていただいて、その中で判断していただければと思っております。

○5番（上村富士高君）

これは8月の後半のほうの新聞なんですけれども、ここには、ちょっと読んでみますけど、「今回3兆円の地方創生臨時交付金が配付され、自治体ならではの新しい生活様式の確立を進める中で、またはまちづくりの大きな変革のチャンスは到来している。しかし、2次補正で計上された2兆円分については、各自治体の実施計画の提出期限が9月末までと非常に窮屈な日程だ。そこで、各自治体とそれを応援するために民間の専

門家、中央所長、協力関係を築くために内閣府が設置したお見合いの仕組みが、地域未来構想20オープンラボだ。どう活用すべきか、各自治体の実施計画の柱は何か、各地方議員はしっかりと把握してほしい。また、その計画を検討してほしい。また、その中で積極的に提案をしてほしい。」

今からと言っても、もう遅いんですけども、もうそういうあれを出してしまっていますからね。この臨時交付金をどう活用するかは9月議会の最大のテーマになると書いてあるんです。

だから、テーマになるといっても、やっぱりどう使うかというのは、我々も現場の声も聞いてきていますし、今から質問もしますけれども、そういうのに使ってほしいというときにもうお金はありませんよという感じになるので、やっぱりそういうのを前もってみんなにこういうのを使いますよということを書いてほしいと思いましたので、さっき質問をしたんですけども。

今回は時間が余りにもなく、皆さんのほうで、課長のほうから出てきたやつを色々検討して上げたと思うんです。そういうこともありますので、今回、今度もまた3次とかあるかもしれないんですけども、そういうので、またそういうのを説明してもらいたいなと思います。

今回もここに書かれているオープンラボなんですけれども、これを活用しての対策なんじゃないかな。（発言する者あり）この地域未来構想20オープンラボというのがあるんですけど、これを活用して、そういう色んな施策を練ったかどうかを聞いておるんです。

○政策推進課長（三角謙二君）

本町では、これまで議員さんたちと議論をしていただいて、御指摘いただいた分、あとは消費喚起、町民への還元、そういう観点と、定額給付金との兼ね合いを見まして、現金給付につきましては定額給付金でほぼ100%国の政策で充当できたことから、本町としては消費喚起とそういうコロナウイルスで影響のある事業所向けの政策を主に取っていきたいというふうに考えてしてきたところです。

ただ、御指摘も受けたように、観光関連の補助制度ではカバーできなかった事業所があったり、現金給付よりも今回は住民へプレミアム商品券を発行することで消費喚起、そして事業所への間接的な補助ができるという判断の下に各課で協議をしながら、この予算が通った時点で要綱を今整備中でありまして、そういう形で町民への現金給付より間接的な給付と消費喚起のほうがいいんじゃないかという議論になりまして、今回補正予算の計上と議決後の要綱の制定に向けて準備をしているところでもありますので、今、上村議員がおっしゃった制度については本町では活用をしておりません。

○5番（上村富士高君）

先程町長の答弁でもあったんですけど、6億円使っているというお話があって、課長にもその6億円の明細を出してくれとか言ったんですけども、6億円使って前倒ししているということは、もうこの交付金はないということなんですよ。

そして、今度の一般会計予算の中にも創生資金は何千万円かしかなかったんじゃないかと、私はまだ勉強不足で分かっていないですけど。その中で前倒しした部分を、これで補填するということなんですよ。

○政策推進課長（三角謙二君）

当初のほうで計上して、実際に前倒しした部分についても交付金が活用できるというふうな説明がありましたので、当初コロナ対策で充当したときに財源不足が生じた部分については、だいき基金を充当及び財政基金を取り崩して充当してきております。

今回、補正予算では、その部分につきまして組替え等に対応して予算編成しまして、あと今後考えられる部分については、若干まだ交付金が活用できるように留保財源として維持しながら、今後の先のまだ見えない部分について、皆さんの御意見を聞きながら充当して活用したいと考えております。

○5番（上村富士高君）

今の答弁もちょっと分かりにくいんですけども、今からこれを色々提案しても、そういうお金がもうないという意味なんですよ。

○政策推進課長（三角謙二君）

提案を受けたことを無理とは考えておりません。これまでも広く御意見を賜りながら制度設計をしてきたつもりであります。今後についても真に必要な事業となれば、今後も交付金が足りない部分については、皆さんからも御指摘のあるような財政調整基金等も活用しながら、効果のあるような事業設計をしていきたいというふうに考えております。

○5番（上村富士高君）

そういう答弁ですので、提案したいと思います。

今、10万円の定額給付金、国のやつが4月27日まで生まれた方の定額給付金が支給されています。その以降のやつです。4月28日以降に生まれた方、これは市町村によって違うんですけども、今年いっぱい生まれた方とか、また来年の3月まで生まれた方とかとって、市町村によって違うんです。28日以降のやつは市町村、各自治体に任されているんですよ。

だから、そこでその28日以降に生まれた方に対して、この定額給付金を払う気はないか。この交付金でそれを充当していいということで国の容認が出ていますよね。だから、これを提案したかったんですけど、どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

今後生まれた人に給付をとということでございますけど、私の中には、今はそういうのは考えておりません。

○5番（上村富士高君）

ほとんどの市町村を見てみると、こぞって、これは最初は27日までの人しかなかったんですけど、あちこちからそういう意見が国に上がってきたものですから、国が、じゃあそれを充当していいよということで、これは容認されたんです。

それに対する市町村の考えはそれぞれ違いますから、屋久島町はもうしないと言え、もうできないことなんですけども。やはり、せめて今はコロナ禍にあるので、やっぱり出産手当とか色々ありますけれども、もし10万円じゃなくて、その出産手当プラス10万円になるように、それはちょっと検討していただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

そのように内部で少し検討をさせていただければというふうに思います。

○5番（上村富士高君）

よろしく願いいたします。

それから、また現場の声として、やっぱり先程同僚議員が言ったように、色んな観光業界とか、そういう飲食店業界、色んなコロナ対策をしたいんですけども、そういう除菌のあれとか、やっぱり色んな壁を造るつい立てとか、そういう対策がなかなか自分のお客さんが少ないときなので、そういう対策はなかなかできないという声もあるんですよ。

だから、これは大体コロナ対策に使われる交付金なので、だからそういうところにも目を向けて対策を練ってほしいなと思います。それは、ある飲食店に行ったんですけども、やっぱり密になっていますよ。

だから、そこにやっぱり一つつい立てがあるだけで、隣近所の会話、まあ飲食店に行けばやっぱり飲んだりしますから、わあわあ大きい声で喋ったりしますよ。だから、そういうところの対策費というのがなかなか出ないですよ、話を聞いてみると。だから、そういうところの対策費みたいなのを、こういう交付金でできれば、そういうのをしてほしいなと思います。これは要望でお願いします。

じゃあ、次の質問に移ります。

次の質問ですけども、防災・減災についてです。

公共施設の移転計画はあるかということなんですけど、2番目の質問と同じなんで一緒に質問をいたします。

防災・減災についてですが、ここの災害危険地域にある公共施設の移転を長期にわたり計画をすべきではないか。これは、今から起こり得る南海トラフ地震やハリケーン並みの台風等の避難所、また公共施設で危険な場所にある建物、学校、消防署の移転を本

格的に考える時期に来ていると思いますので伺います。

○町長（荒木耕治君）

国では、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を示し、その後に個別施設ごとの公共施設等総合管理計画の推進を図ってきました。本町においては、平成27年度に向こう40年間の屋久島町公共施設等総合管理計画を策定し、施設の保有総量の把握と更新に必要な概算費用、基本方針と維持管理方針を定めたところです。

この計画の目標設定として、公共施設の建物系施設とインフラ系の土木系施設、企業会計施設に対応し、公共施設については、新規整備を抑制するとともに施設の複合化等により施設総量を縮減し、将来更新費用を削減するため40年間で更新費用を22.6%圧縮することを掲げております。

このため、現在各課が保有する施設について、個別施設計画の策定に向け長寿命化、規模縮小・集約、複合化・解体、用途変更等々、担当所管の方針を取りまとめるヒアリングを実施中であります。来年3月までには策定できると考えており、議員の皆様にも御報告できる予定であります。

この計画の中では、基本的に施設の新規整備を抑制することと、施設の複合化等により施設総量を縮減しながら、今後維持すべき施設については、長寿命化や維持補修などを適切に行おうとすることが第一の目標でありますことから、御質問の公共施設の移転計画について、現時点では具体的な施設の移転計画はないものの、施設を管理運営する所管課の考え方を基本としつつ、災害に強いまちづくりを念頭に災害危険地域にある公共施設のうち移転すべき施設等の扱いについて議論を深めていきたいというふうに考えております。

○5番（上村富士高君）

今、日本中で色々な災害があつて、みんな各自治体が色々な避難棟を建てたり、またそういう移転するというのが、ネットを引くと、あらゆるところでもう数限りなく出てきました。そういう意味で、長期にわたって、やはりそういう計画、例えば宮之浦の消防署は低いところにあるから、高いところに何年ごろに移すよと。そういう計画を町民の皆さんに知らせておけば、町民の皆さんも安心すると思うんですよ。何年頃にあの建物は移るよねという、あれは何年頃に小学校は移転するよねと。

だから、そういう長期的なやっぱり計画を町で立てるべきだと思います。というのは、もうこれだけ色々な災害が起きて、今度も台風10号が来まして、何人でしたっけ、600人以上が避難するという事態になったわけですよ。

その中で、やっぱりそういう建物が、避難した建物が、今回体育館が、穴が開いて飛んだんですけれども、やっぱりそういう状況にもありますので、だから、やはりそういう建物の移転、避難所に適した場所というものを選んで、大至急そういう計画を立てる

べきだと思います。

去年ですか、平成31年ですから、屋久島町防災会議の中で謳っているんですよね、ここに。避難関連施設の整備というところで、「町は指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波から緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってもさらなる避難が可能となるような場所に整備するように努めるものとする」とあるんです。ここで謳っているのも、これは去年ですよ。

だから、やっぱりこういう整備計画というのを、町は出すべきだと思うんですけど。再度聞きますけど、その気はないでしょうか。

○政策推進課長（三角謙二君）

本町では、先程町長が答弁しましたとおり、公共施設の総合管理計画というのを、平成27年に議員さんたちにもお示ししたところでありました。国の方針に基づきまして、今、個別計画を策定中であります。

対象施設が271施設であります。面積としまして15万3,401平方メートルの施設がありまして、この施設につきまして、今、各課が所管している部分につきまして、今、聞き取りを行っているところです。

ただ、国の方針としましては、公共施設について今後は新規整備を抑制しなさいというのが大前提にあります。ただ、その中で施設の複合化や用途変更を踏まえながら適切に長寿命化を図りなさいということでもありますので、現在、各課からの聞き取りをしながら、その前提としまして、議員がおっしゃっているそういう移転計画も含めて、今、聞き取りを行っているところです。

現在、その271の施設の今後想定される費用を積算したところ、40年間で維持管理費が319億8,000万円、施設の建設等で213億円かかり、年間に割り戻すと13.3億円かかるという試算が出ていますので、今後皆さんからの聞き取りをしながら、用途変更、規模縮小、移転という形でできればと思っているところでもあります。

ただ、その危険地域が簡単に、やはり地域性があつたり、土地の問題があつたりして、簡単に計画が示されない部分もあると思いますので、その付近はやはり防災の観点から十分に検討をしながらお示しができる部分についてはお示ししていきたいというふうに思っているところです。

○5番（上村富士高君）

よく分かりましたけれども、やっぱり安心安全これが第一ですので、やはり今危険地域にある部分だけでも、そういう全体を言えば維持管理もそこまでかかるんでしょうけれども。移転をして複合化にして、なるべく維持管理がかからないような計画とか、そういうのもやっぱり含めて考えて、町民が避難しやすい場所とか、そういうものをしっか

り計画の中に入れてもらって、計画を立てていただきたいなと思います。

次の質問ですけども、避難所の総点検と避難したときのコロナ対策への準備はできているか伺います。

○町長（荒木耕治君）

まず、指定避難所の点検状況についてお答えをします。

本町では、45の公共施設を指定避難所に指定をしています。その多くは各地区の公民館や小中学校など日常的に管理・使用されている施設であり、施設の点検や修繕等については、施設管理者等からの依頼により、所管課において随時対応をしている状況であります。今後も各施設が避難所としての役割を果たせるよう適切な施設整備に努めてまいりたいと考えています。

次に、避難所における新型コロナ対策についてお答えをいたします。

今月5日から7日にかけて襲来した令和2年台風第10号では、避難所における新型コロナウイルス対策として、避難所の過密状態の回避、避難者の健康状態の確認、手洗い、咳エチケットの徹底に重点的に取り組みました。

具体的に申し上げますと、1点目は、これまでより多くの施設を避難所として開設するとともに、避難所に限らず安全な親戚や知人宅への避難についても呼びかけ、避難所が過密状態にならないよう努めました。

2点目は、各避難所に職員を配置し、避難者を受け入れる際に、体温や体調等について聞き取りを行い、避難者の健康状態の確認を行いました。

3点目は、マスク着用や手指消毒、検温の徹底について、防災無線及び町ホームページで周知を図りました。いずれも感染症対策として基本的な取り組みではありますが、今後も避難所において感染症の蔓延を防止するため、各集落や関係機関と連携をし、継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○5番（上村富士高君）

今回の台風10号では600人以上の人が避難所に避難したんですけども、そのほかホテル等に、やはりコロナを気にしてホテル等に泊まった人がどのくらいいるか分かりませんが、やはり1,000人近くの人たちが避難をしていると思うんですよ。

そういう意味から見て、避難所がそのコロナ禍に適切な、そういう色んな例えばつい立てとか、そういうのをぴしゃっと打って割り振りされているとか、そういう避難所をこれから先はしていかないと、避難所に避難する人たちが逆にホテルに行くといいんでしょうけども、やはり、そういうお金を使ったり何たりすることですので、避難所の的確なあれをしてほしいなと思います。

それで、今回体育館が、穴が開きましたけども、あの体育館の、あそこは冷房設備も何もないんですよ。熱中症、そういう対策も今後していかなくてはいけないと思うん

ですよ。台風時はほとんどが停電しています。各公民館も窓もどこも開けられなくて、暑い中過ごさなければならぬということになります。

そういう意味から、この冷房設備に代わるものというか、そういう中を冷やせるものとか、そういう設備を考えるべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今回の台風10号は特別だったというふうに思っております。議員も御案内のとおり三島、十島は全島島外避難をいたしました。こういう状況下の中での台風でした。ですから、私どものところも600名近く、607名が避難をしました。通常台風とか大雨で避難をするのは約この10分の1ぐらいの方です。

ですから、施設も増やして、今回の台風では通常は28施設を37施設に開設をしました。ですから、議員がおっしゃった宮之浦の体育館については、今回そのコロナ禍のために初めて避難所として指定をした。そして、屋根が剥がれたというような状況でございますから、今から先の気象条件、こういうことが起こるんでしょから、それに備えてきちんと準備はしていきたいというふうに思います。

○5番（上村富士高君）

さっき言った避難所の総点検なんですけども、やはり、これは一日で済んだから台風10号はいいんですけども、これはまた長期にわたって地震やら津波やら、今後30年間に南海トラフが70%来るといふ説もあるので、やはりそこを考えると、長期にわたって避難しなければならない状態に陥ったときに、やっぱりそのコロナ対策というのは非常に大事になってくると思うんですよ。

だから、そこを、やっぱり色々な資料とか、色々な材料、そういうものを仕入れて避難所に置いていくことは大事なんじゃないかなと。だから、そういう総点検という意味で私は出したつもりなんです。そこを、もう一回総点検をしていただきたいなと思います。

最後に、今、全国でも防災・減災の機運が高まって、色々な災害に対応すべく避難所を変えて、避難棟やらの建設、建物の移転、また色々な自治体が数多く災害に関して関心を持って、安心安全な場所に避難させようということで、建物を建てたり、移転したり、色々やっています。そういう意味からも、さっき言った計画というのは非常に大事なので、どうか前向きに検討をしていただきたいと思います。

じゃあ、次の質問に移ります。

安心安全の登山を。毎年のように遭難者が出て尊い命をなくしている。単独登山に対して電波のないところで使えるGPS装置の貸し出し等を考えるべきではないかという。

これは、ここ十五、六年のデータを見てみると、島外内を合わせて約300人が遭難しています。不明者が5人、死亡者数が約22人に上っています。尊い命を守る対策として

伺います。

○町長（荒木耕治君）

屋久島の山岳部においては、毎年、山岳遭難や救助事案が複数発生をしております。その都度関係機関による捜索、救助活動が展開をされておりますが、その中で残念ながら発見に至らない。あるいは命を落とされる方がいらっしゃることも承知をしております。

山岳遭難防止対策として、GPSの活用についてですが、これまでの山岳遭難事案においても、スマートフォンの位置情報により発見に至ったケースもあることから、GPSの活用は有効な策の一つであると考えます。

屋久島における山岳遭難者の未然防止を図るため、屋久島山岳遭難防止対策協議会の場で、今回御指摘いただいた内容も含め、あらゆる対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（上村富士高君）

やはり、遭難者がいて、携帯等のGPSで助かった方もいっぱいいると思います。携帯も使い方、もうお年寄りになってくると使い方がよく分からない人たちもおりますよ。

それで、GPSもなくても携帯で使える部分というのが、アプリがあるんですよ。それを使いこなしができないから、私はこの電波の届かないところでも使えるGPSを、単独登山の人たちには、まずガイドがつかない不安な人たちには貸出ししたほうがいいんじゃないかという提案をしているんです。

というのは、携帯の中でも使える人は僅かしかいないと思うんです。電波のないところで使えるGPSはアプリの中にあるんですけど、そういうのも含めて何か、ホテルとかそういう民宿に何か説明書きみたいなものを置いていく考えというのはないか。

また、そういう登山に対して、遭難しなければいいんですけども、だからそういう登山ガイドみたいにして、まあガイドはあるんでしょうけれども、その遭難に関する注意事項みたいなもののガイドラインみたいなものを、各ホテルとか民宿に置く考えはないかお聞きします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程町長が申しました。GPS機能を搭載した携帯電話であれば、屋久島警察署に電話すると、警察がおおまかな位置情報を確認することができるということで、早期に発見に至ったケースもございます。

例えば太忠岳周辺でよく道迷いをされる方がいらっしゃいまして、そこから警察に通報がいくと、ヤクスギランドに勤務している職員が走って発見できたというものも数件ございます。

それと、国が個人情報に関するガイドラインというのを発表しておりまして、遭難等

によって、生命または身体に対する重大な危険が切迫しているという判断ができれば、当該位置情報を警察等に通報ができるんだという状況らしいですけども、警察のほうとしては、なかなかその正確な情報が入ってこないと、位置を特定できるような情報までに至っていないというのが現状だそうです。

先程上村議員がおっしゃいました登山用アプリが普及しているようでございます。携帯電話が圏外の区域でもGPSの位置情報を取得できると。遭難防止につながっているという事例もございます。

そういった総合的な情報を宿泊施設等に周知して、登山者に周知もしていきたいと。そうすることによって、1件でも遭難が減るんじゃないかと考えておりますので、今後対応をしていきたいというふうに考えております。

○5番（上村富士高君）

今、携帯の話が出たんですけど、携帯のアプリというのは非常にちょっと難しい部分があるんですよ。だから、普通のGPSであれば子供でも持っていたり、位置情報が分かる。あれはそんなに値段が高くないし、電波の届かないところでもある程度位置が分かるんですよ。

だから、もし一日帰らなかったり何たり、山でした場合には、すぐそういう情報が入ることができるような、そういうGPSも安くてありますから、これはぜひやってもらいたいなと思って。

それと、もう一つあれなんですけど、最後なんですけど、山の案内板が、案内板というか登山道に、ほとんど縄文杉なんですけど、宮之浦岳とか行くと、分かりにくいところが非常に多いんですよ。

それで、例えば鹿道というんですか、そういうところに、入りやすいところにロープを張って、何か所かはあるんですけども、張ったり、また標識が非常に少ない。これは登山者に聞いたんですけど、標識が非常に少ないということで、やっぱりこれはそういうのも遭難から防止できるんじゃないかなと思うんで、それをもう一回再検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。2時25分から再開します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、寺田猛君に発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

お疲れさまです。お時間をいただきまして一般質問をいたします。

昨日、墓参りに行きましたら彼岸花が2輪咲いておりました。花は正直ですね。2020年、令和2年のこの半年は、世界中が新型コロナウイルスに翻弄され、日本もそして私たちの屋久島でも、ほとんどの行事や人の動きが止まったような奇妙な時間だけが経過し、季節の移ろいという時間の流れもほとんど感じられないまま、気がつけば9月も半ばであります。どうやら私たち人間は、季節や自然の織りなす風景の中で、様々な行事やその時節に見合った活動とともに時間を感じ、生を味わうものであり、心身のバランスをкаろうじて保っている生物であるのだと。そして、何も無いいつもの日常が、いかにありがたく幸せなことだと改めて深く思い知らされました。命を守ると経済を支えるという2つのキーワード、離島という閉ざされた中での自治体、その器量と私たちの心構えが問われています。一日も早い終息を心から願いたいものであります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1つ目は、光回線導入に伴うアクションプランの策定について、質問をいたします。

コロナ禍の中、ようやく屋久島でも光回線の全戸整備が整いつつありますが、防災、教育、あるいは医療、観光、企業誘致等、光回線の導入に伴う地域振興策のあり様はいかにあるべきなのか、アクションプランの策定の必要性について、町長の見解をまずはお聞かせください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

寺田猛議員の質問にお答えします。

令和元年7月から進められてきた布設工事1年目を終え、コロナ禍の中一月遅れのサービス開始となりましたが、令和2年6月1日から光サービスの提供は開始をされました。それに伴い、町では役場本庁、各出張所、体育館、小中学校、観光施設等へのフリーWi-Fi整備を行い、各集落公民館についても光回線導入促進のための補助金を新設し、平常時及び災害時等に利用者が必要な情報が取れるよう、現在構築中であります。

まず、教育関連では、小中学生全児童生徒に対するタブレット配布を行い、アプリを使った調べ学習や情報の収集や分析、遠隔地の人とのやり取りなど、様々な分野で事業の支援としての活用を行う予定で、現在のコロナ禍の中、在宅でのオンライン事業も視野に入れ計画をしています。

観光関連では、ウェブサイトでも様々な観光関連情報を収集する上で、フリーWi-Fi

i は必要不可欠であるため観光施設等に設置し、観光客がいつでも情報収集及び発信できる体制をつくるため、アプリの登録により誰でも町内のフリーWi-Fiの場所が検索でき、簡単に接続できるようにするための整備を行っているところです。

また、民間事業所においても、フリーWi-Fiの整備が進むものと推察をしており、外国人旅行者の受入れ環境整備を目的とするものについては、訪日外国人・旅行者受入れ環境整備事業補助金を活用していただくなど、民間事業所の環境整備も後押ししていきます。

介護医療関係では、少子高齢化によって労働人口が減る中、高齢化による介護、医療の需要が高まってきているためICTを活用し、業務の公立化や他職種との情報連携につながるようしたいと考えております。コロナ禍であることも踏まえ、遠隔医療や見守り等も検討し、介護医療の質の向上や住民の安心、安全を確保したいと思っております。

企業誘致については、光回線以外にも離島であることから、交通生活インフラの整備に加え市場や取引先と近接性や人材確保など、様々な条件が発生をしてくると思われますが、屋久島という環境を生かせるビジネス構築のためアイデアを出し、地元への資金還流や雇用創出などを検討していきたいと思っております。

加えて都市部では、コロナ禍の影響により、在宅勤務を行う状況が増えているため、町ではサテライトオフィスについての検討チームをつくり、移住者または交流人口の増加なども視野に入れ、活動を開始しているところです。今後、常に変化し続ける情報システムに対して、個々の求める要件も目まぐるしく変化し、技術要素やその組み合わせはますます多様化することと思っております。

このような環境の中、アクションプラン等の計画書を作成することは容易ではありませんが、発生する問題や課題など優先順位を考えながら、情報格差が生じることがないよう施策を立案し遂行していかねばならないというふうに考えております。

○14番（寺田 猛君）

総論としては、全くその通りだろうなと思っておりますけど、アクションプランなるものをつくるんですか、つくらないんですか。できるもんなんですか、できないんですか、そこら辺はどうなんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ここに先程も言いましたものにつきましては、もう全国的に大体周知されていることだと理解しております。それを本町においてどのような計画で実行していくのかということについても、もう既に着手している部分もございますので、今後さらに付け加えていくべきもの、そういうのが出てくれば随時検討していきたいというふうに考えております。

○14番（寺田 猛君）

時代というのは目まぐるしく進化しているんだなというのを実感しているんですが、この今回のコロナの影響で、実はオンライン授業というんですか学生さんの、大学生、その他もそうなんですけど、そういうことをやっている人、私の身近でもいまして、一湊なんですけど2人は光じゃなくてまだ関西ブロードバンドのかなり遅いやつなんです。それでもオンライン授業というのをやっていて、僕はこうして横から眺めてしているとああ、こういうふうにするんだということで遅いのなのとぶつぶつ言いながらやっていますけど、もう1人は口永良部にいる学生さんが新学期になってもオンラインで授業をするんだと。ほお、どこにおっても都市部の学生ですけど、一湊の子は横浜かな。もう1人は東京のほうですけど。そういうことは屋久島におろうが口永良部におろうがそういうことは可能な時代。そうせざるを得ない社会情勢ももちろんあるんですけど、そういう中でそういう光回線みたいなのが少しずつ整備されて、それを今度はどうやって形にしていくかというのを、そんなにこうあちこち私もネットで調べましたけども、情報化のための市町村、自治体のアクションプランみたいなものが各自治体ありますよね。あるところとないところとあるみたいですけど。一応目に見える形で私どもにでも分かるような形で一応拾い出して、今、町長が答弁されたようなことを、ぜひ書き出していきたいなというふうに思います。

それと、何をどういうふうに使えばどういうふうになっていくのかというのを、例えば私ももう非常にそういうのは暗いんですが、各公民館長さんとかそういう方は公民館につながりますよといったってそれを有効に使いこなせるかどうかというのは、非常に失礼ですけど疑問な点も多々あると思いますので、そういうものを1回こうなったあかつきにはこういう形になるんだというのを、ぜひ示していただきたいなというふうに思います。

そうしないと、明日、明後日通告書を見ると、同僚議員の方が似たような質問をされる方もいらっしゃるみたいですけども、どうもその光、光と言ったわりには、何か得るものというのは漠然としていてよく分からないというのはありますので、ぜひそういう形を形にしていきたいと思いますが、どうですか、そんな難しいですかね。

○副町長（日高 豊君）

私も余り明るくないのであれなんですけど、具体的に色々な取組方をというのは、多分行政がやるとなるとほとんどが後追いになっていくと思います。民間のほうが進んでいて、特に行政が例えば何か計画をつくれれば、その計画にじゃあどうなのというような話はこういうスピードのあるものについてはなかなか難しいのかなというふうに思います。

ただ、何と言うんですかね。それこそ漠然と高速化されて、こういうことが可能であるというのをお示しできるかもしれませんけども、町の市政としてこういう取組をしま

すとかというのは、なかなか示しづらいのかなというふうにも思いますし、行政とか町そのものが何て言うんですかね事業者として何かに携わるということも非常に難しいのかなというふうには思いますけども、ただ、今、このコロナ禍の中で、現実的に庁舎にも一部屋そういうウェブの会議ができるように、今、準備はしていますけど、言われるように従前の回線でもできないことはないという話ですよ。ですので、じゃあそれが高速化になってじゃあどこまでどういうふうにとというのは、なかなか検証の難しいところかなというふうに思います。

後は、そういうものについて興味があるといったら言葉がちょっと適切じゃないかもしれませんが、そういうものを使ってこういうことがしたいとか、こういうふうにできるんじゃないかというような御提案は多分に民間からあるのかなというふうに思いますので、そういったものが私たちの町の中でどういうふうに活用できるのか、あるいはそれを使ってどういうふうに観光でも何でも結構なんですけども、地域の活性化につながっていくのかというようなその具体的なものを見ながら私たちの取組というのが進んでいくのかなというふうに、そのようなイメージをもっておりますので、具体的な町としてこういうアクションしていきますというところは、なかなか難しいんじゃないのかなというのが、私の感覚ではそういうふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

ちょっと企業の名前、名称そのものはちょっと今はぱっと浮かんでこないんですけど、先般NHKのニュースでも出ていましたけども、東京に本社のある人材派遣会社が600名だったですか、800名だったですかね、本社機能を淡路島のほうに移すというのがあるって、もともと淡路島で何がしかの事業をされていて、在宅でも十分だ、あるいは遠隔地でも十分だ、東京でなくてもやれるんだということで移すというんですよ。ああ、なるほどなと思って、淡路島はもう今は関西圏というんですかね、明石海峡があったりして、橋があったりしてそんなに不便なところじゃないんですけど、島っちゃ島で、似たような環境の屋久島でも十分可能なんだろうなと。理屈の上ではですよ、光回線という理屈の上では可能なんだろうなと思って、なるほどなと思って見ていたんですが、そういう意味では屋久島というブランドとか、フィールドとか名称で、そういう企業がこう屋久島におっても何ら変わらないんですよ、できるんですよみたいなものは、こう形になっていけばすばらしいなというふうに思います。そうしないと何か光、光と騒いだわりには何も得るものはなかったなという気がしないでもありませんので、ぜひそういう方向で、今頃コマーシャルしてもちょっとふんと笑われそうな気もしないでもないんですけど、うちも光ありますよと言ったら、それはどこでもあるよみたいな話になるかも分かりませんが、それでもってやはりコマーシャルは、PRはすべきじゃないかなと。

昨日、一昨日でしたか、今、自民党の総裁選挙で東京一極集中、あるいは地方の活性化みたいなもので、候補者が菅官房長官がまだまだ光回線の通っていないところがあって、来年度中にはそういうところを解消したいと思いますみたいなことをたまたまテレビつけたらそういう場面に出くわして、ああ、まだ口永良部のほかにもそういうところがあるんだなと思って見ていたんですけど、その口永良部なんですが、大変御苦労されているみたいですが、光回線の事業そのものはどういうふうな経過になっているのかお示しをいただきたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

口永良部島の光ケーブルの敷設につきましては、公設民営で海底ケーブル、民設民営で陸の地上の光回線の整備ということを検討してあります。ただ、これにつきましては、今、御提案いただいているものが17億円程度の予算額になっております。それに伴いまして、国庫補助金のほかに地方創生臨時交付金、それと過疎対策事業債、これを合わせますと6億円以上、予算措置が必要になります。特に地方創生臨時交付金につきましては、国の配分を受けるものでありまして、これがないとなかなか実施できないんじゃないかと、それにつきまして、今現在あちこち国とか県と照会をかけて事業化ができるかどうか、今、検討しているところでございます。

○14番（寺田 猛君）

人口100人の島にかなりの金額をかけて光回線を可能かどうかというのを一生懸命試算されているだろうと思いますが、日本有数の活火山を有する島である。こう寝ていたら寝床の枕の横でいつもぼんぼんとやっているような島である。自治体である。そこに人が住み暮らしがあつた。それとやはり見方によっては国境の島、そういうふうな大義名分が立つと思うんですけど、そういう意味では攻めどころといいますかアピールできる場所は多々あると思いますので、ぜひこの機会を逃すともう未来永劫この話というか話題にはなかなかしにくいんじゃないかなというふうに思います。総理大臣になれる予定の方もそういうことをおっしゃっていますので、ぜひこの機を逃さないように粘り強い交渉をしていただきたいなというふうに思います。

町長どうですか、そこら辺の感触はいかがですか、口永良部の光回線の開通に関しては。

○町長（荒木耕治君）

午前中も申し上げましたけれども、政治の光に陰ひなたがあつてはならないというのが私の政治の信念ですから、努力をして口永良部にもきちんと光をつなげたいという思いはございます。

今、議員がおっしゃるように、今度はコロナ禍で500億円が整備に予算をつけてこれで一気にやろうと、日本も離島に限らず山間部というのは光の入っていないところはか

なりあります。ですが、これは日本の国民として平等であるべきだというのは全離島でずっと国に訴えてきております。そして、特に口永良部島は、今、議員がおっしゃるように活火山の島で国境の島、これは町の持ち出しなしに国で全額やってくださいよということを、今、東京で申し上げております。これも最初は要するに全てを公設民営でないとやれないということだったですけれども、今、地上のほうは民設民営でやると。要するに公設公営、公設民営でやると後年度の維持管理費がかかるわけです。これで、今、西之表にしても、三島、十島も何千万円という金を毎年いくわけですね。だから、そういう後年度に負担を残さないように、今、維持管理費をゼロにする方法はどうしたほうがいいのか。それといかに自分たちの持ち出しを少なくするかということで、今、努力をしております。新しい国の体制ができたなら、また多分議員が見ていたテレビと私も同じものを見ていましたので、そのことをまた国には申し上げていきたいというふうに思います。

○14番（寺田 猛君）

ぜひ、その姿勢で努力していただきたいと思います。大変期待しておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

2番目に移ります。交通安全対策、要するに県道の整備について、一周県道に関連したお尋ねをしたいと思いますが、まず基本的に屋久島一周ほぼ100キロ県道になっていますし、それに隣接して歩道もかなり私どもの小さいころからすると整備されてきているなというふうに思いますけど、残りあと何か所かこうあるみたいですが、未整備のところもありますし、条件的にかなり難しいんだろうなという、従来の集落の形態がありますから難しいんだろうなというところもあります。

一方では、宮之浦の川向、通称営団なんて私どもは言いますが、あそこの歩道が随分見晴らしのいいとかぼんとした恰好に少しずつ整備されておりますし、安房の春牧から平野にかけても少しずつですけどやっていますし、麦生ですか、あそこも何かそういう計画があるみたいですが。そういう意味では、屋久島の中で県道に隣接した形での公共事業というのはそういうものしかないのかなと思ったりもしていますが、ちょっとスピードアップを図るべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。まず、その点をお尋ねをしたいと思いますが。

○町長（荒木耕治君）

歩道の新設等については、歩行者交通量や現地の状況を勘案し、歩道整備について検討をすると県から伺っております。

また、現在、麦生、春牧、原地区において、歩道整備の事業を進めているところです。今後、町といたしましては、必要な歩道整備を県に要望をしまいたいというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

今年とか、今年度どういう形になるのかまだコロナの影響でよく存じ上げませんが、例年ここ数年冬場になると屋久島一周で仮装して走ったり、歩いたり走ったりという大会とか、もちろんサイクリングもありますし、屋久島を一周することで一つのイベントというか行事が成り立つみたいなのが幾つも出てきて、そういう愛好家というのは幾らでもいるもんなんだなと思って、そういう意味で関心を持って見ていますが、一周することで1つのアピールができる。100キロ何々、100キロ何々というのはですね。そういう意味では歩道の整備、もちろん県道もそうなんですけど、歩道の整備そのものもちょっとスピードアップをしていただけてやっていただきたいなと。今、町長答弁ございましたけども、そういう形で要望していくということであれば、そういうイベント、山、海、里もそうなんですけど、そういう道路を使ったイベントみたいなものはアピール度は随分あるみたいですから、ぜひそういう形でやっていただきたいなというふうに思います。

県道に関して、2つ目に移りたいと思います。

通称永田・栗生間、通称西部林道の整備について、どのようなお考えをお持ちか、まず見解を伺いたいと思いますが、そこにお示しをしたのは、最終的に平成9年でしたか、当時の須賀知事が西部林道の改修計画を白紙に戻すという決断をされた前後の資料なんですけど、平成9年ですからもう積もると23年になるんですね。25年で四半世紀という、もう四半世紀もたったのかということでありまして、その間かんかんがくがく色んな議論があったんですが、それから四半世紀たってさてどうするのかなという議論の何か端緒といいますかスタートといいますか、取っかかりといいますか、そういうこともそろそろ必要なんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

県道永田・栗生間の整備の必要性についてお答えをします。

通称西部林道は国立公園の特別保護区であり、原則として整備が困難であります。現在、必要最小限の範囲で防災対策として舗装補修、落石防止の網、ガードレールを設置しており、今後も引き続き県に要望してまいりたいというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

去年はなかったですね。一昨年だったと思います。この今改選されたこのメンバーで、議会報告会なるものをして、永田でしたときに西部林道の整備みたいなものが、かなりこう厳しい口調で指摘を、何を考えているんだ、どうすんやみたいなことを言われまして、そのときはちょうど確か一湊のトンネルのあそこががけ崩れがあって、県道が通行止めになって、白子山を迂回しなければいけないという、あの後だったと思うんですが、かなり厳しく言われました。その前のメンバーで永田でした議会報告会したとき

も、かなり厳しく、そのときは女性だったと思うんですが、ある飲食業をされている女性の方が参加されていて、そのときは確か西部林道が何かげ崩れしてかなり長い間通行止めになって、人の回遊がなくてももう永田のほうにはお客さんが全然来ないみたいな状況の中で、そういう議会としてどう思いますかというふうな形。簡単に言いますと、そういう状況を早く直してくれと、昔あったというか平成の頭の頃にあった西部林道の整備みたいなものを再度議論してほしい、実行してほしいみたいな、永田の人たちの生の声を聞かせていただきました。なるほどなというふうなずっとそれが私はひっかかっているんですけども、そういう意味では町長が今冒頭でよく分からなかったんですけど、国立公園のあれだからできないみたいな何かおっしゃいましたけど、それはちょっとどうなのかな。あの当時しっかりそういう計画があって、トンネルが2つあって、従来の今のやつに沿って直して行って車線みたいなものをつくるというのは、ちゃんと当時も国立公園でありましたし、平成5年には世界遺産登録地域になって、条件としては何もバックにある縛りとしては何も変わらないんじゃないかなと思いますけどね。

ある意味、私は昨日もちょっと確認のために西部林道ちょっと通ってみたんですが、やはり確かに緑のトンネルで景観はいいです。もうかなり植生が回復しているのか、永田の灯台のうんと手前ぐらいからこんもりしだしてずっとありますよね。でも場所にそぐわないようなガードレール、要するにここのガードレールもあそこのガードレールも一緒みたいなものもあるし、さびているのもありますし、ですから国立公園の中の道路であれば、国立公園の中の道路にふさわしい整備の仕方、あるいはガードレールの在り方、側溝の在り方というのが恐らくあるんだろうと思う。それを求めていかないと、何かこう対処療法みたいになって、あっちがちょっと崩れたから直して、こっちがと、それでずっと行くのかなと。

そういうのはこっちに置いておいて、もうそういうことには一つのテーマとして25年、四半世紀たったから、次のステップに行きましょうよと。国立公園の中にある道路として、ふさわしい道はどうあるべきかみたいなのをもう1回再度、学者も研究者も含めて、そこをフィールドとしてなりわいとしてガイドしている人たちもたくさん私も知っていますしいらっしゃいますけど、そういう方の意見も聞きながら、そのガイドの車をどこにどう置いたらいいのかみたいなのもあったりすると思うんですけど、その公園計画みたいなものをきっちりつくった上での県道としての西部林道、永田・栗生間はどうかあるべきかというのをちょっと議論するべきじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

議員も私も旧町時代、議会議員の頃にこの計画を中止をするという、その当時の町長がそういう判断をされたわけですよ。あのときに、県はもう事業計画をテーマ案内のとおりこういう図面を2か所トンネルをつくってやるというものをして、事業費まで

ついていたというふうに思っていますけれども、それを止めた。私が町長になって県に西部林道を2車線にしてほしいということで、土木部長のところに行きました。けんもほろろでした。上屋久町は断ったじゃないかと、地元がやらないと言ったじゃないかと。だから、その当時のまだ何というんですかね、県の職員が偉くなって上のほうに残っているんですね。そこまで計画をしてこうしたのに、地元がやらないと言ったものを今更何を言うのかみたいな、そんなことでしたよ。ですが、私もここを整備をすることによって、屋久島の観光の在り方等も変わるというふうに常々思っていました。要するに永田と栗生が生活道路として、今の道でも生活道路としては可能だと思います。ですが、やはりそういう崩落があったり緊急車両が通れなかったりという、やはり言葉はいいか悪いか知りませんが、あそこがああいう道だから、栗生とか永田が島尻だという言葉が生まれたんじゃないのかなというふうに思っている。ですから、そういうものを解消するためにも、きちんとした道路をつくりたいというのは思っています。

ですから、今、一昨年でしたかね、小泉進次郎環境大臣のところへ伺う機会がありました。西部林道の話をしました。ここはなかなか利用もなくて小さな道路しかなくて、屋久島の観光にとっては非常に大きな事故はありませんけれども、接触事故等はあるので、これを国立公園の中でありませぬけれども何とかありませんかという話をしました。凄く興味を示して、ぜひ一遍おいでくださいということは申し上げてまいりました。世界自然遺産地域であるならば、日本に1つしかない道路をつくってくださいよと言いました。エコロード、それはメーター今はどれぐらいかかるか分かりませんが、例え5倍、10倍かかってもそのくらいの県道をつくる価値はある島じゃないですかということをごこう申し上げてまいりました。

ですから、やはり今ある県道の道路の作り方と違って排水性のいいとか、あるいはそういうエコの道路ができると思っています。ですから、今そういうことを色んなところでそういう話もしていきたい。県道にしても先程言いました宮之浦のクロガネモチの街路樹を、あれ切るのにも相当、撤去するのにも相当屋久島事務所と議論もしました。90%森林の島に街路樹が必要ですかということをごこう申し上げてきました。そして、街路樹よりも安全な歩道をつくってもらえませんかということをごこう申し上げてまいりました。そしてやっとなん年かかかって、クロガネモチというのは在来種じゃないでしょう。世界自然遺産をうたうのであれば、在来種の木を植えてください、例えばリンゴツバキとかそういうものを植えてください。それが屋久島の行くべき道じゃないですかということをごこうして、やっとなん年かかかって、クロガネモチをずっと切っていますけれども、あれかなり成長が早くて冬は落葉しますし、実も落ちますし、非常に付近は掃除とかそういうのも大変ですよ。

ですから、今、屋久島の道路は今言うように全て歩道をつけたいというのも一種あり

ます。今、先程議員が言われたウルトラマラソンに行くという100キロ、かなり若い男女の方が参加をされます。サイクリングの一種もあります。ですから、そういう環境をつくるためには、どうしてもここの部分を何とかできないかという気持ちは私は持っておりますので、また議会の皆さんとも色んな知恵を出して、これを何とか2車線じゃなくても1.5車線でも離合ができる、そうやってさすが世界自然遺産の登録地の中を走っている道路だと言われるような道路を目指して、これから努力をしていきたいというふうに思います。

○14番（寺田 猛君）

手元にこの工程表というか、ときの流れみたいなものがあると思うんですけど、町長、今、上屋久町の町長が反対したからとおっしゃいましたけど、その前にありとあらゆるところからそういう要望が出たり環境庁がちょっと待ったとか、霊長類研究所がとかと、今、名前出していいのかどうか分かりませんが、京都大学の総長をされている先生方の恩師といいますか、師匠さんに当たるような先生たちが異を唱えて結果としてそういうふうになったのが経緯だと思うんですけど、いずれにしても四半世紀たっていますから、もう次のステップに向けての屋久島の中での西部林道の位置づけみたいなものを再度しっかり見直して、それに見合った国立公園の中の道路はどうあるべきかみたいな形で、一方では生活道路はどうあるべきかみたいなものを仕切り直してこうきっちり議論するスタートぐらいには、とっかかりみたいなものをつくっていかないと、いつまでたってもあの状態で、昨日もちょっと寂しかったんですけど、こっから先は世界遺産の登録地域になりますよ、皆さんこういうことをマナーを守ってくださいねみたいな、何か環境庁にしても県にしても看板の一つもあればいいのになというふうに、何かこうああそうなんだと思えるような、普通の人が通ってもそういう何ていうの、公園地域内だという位置づけみたいなものが少しほったらかしというか、そんな感じにしか見えない部分もありますので、再度町長がおっしゃった県の職員がもう当時を知っている人が早く退職をされて、白紙の状態の人がおって話を聞いてくれればなおいいんじゃないかなと思います。

そういう意味では、くどいようですけども、しっかりほかの地域も含めて屋久島の中でのコアな部分が凄く価値があるんだ、価値があるんだというわりにはほっとくことが一番いいんだみたいな感じにも受け取られますから、決してそうじゃないだろうということを、経済効果も含めて道路の在り方をして、エコロードをしっかりと本当につくって下さいよみたいなことを、再度議論のスタートにしていけたらいいなというふうに思いますので、あえて質問をさせていただきました。

3点目に移ります。

屋久島憲章について、特に水に関わることについて見解を伺いたいと思います。

折に触れて色々な方がこのことは質問されていますし、今更何というのものもあるんですが、現実的に屋久島憲章を私どもが目に触れたり見たり自覚したりというのはなかなかなくて、せいぜい成人式のときに新成人が壇上で読むのを聞くぐらいで、あまり感じたことは正直申し上げてないんですが、どのようにお考えか、ぜひ見解をお聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

屋久島憲章は、日本がまだ世界自然遺産条約に批准をしていない頃、屋久島の生物多様性と自然環境が世界、地球の遺産として未来永劫引き継がれるべきと評価をされ、この屋久島に関わる全ての人々が責任を果たす原理原則のメッセージがこの言葉の中に込めており、理想に向けてさらに水準を高く掲げ、100年の敬意を誤らず推進する不変の考えと受け止めております。

このことから、本庁の施策全般の方針、屋久島町第二次振興計画もこの原理原則に基づき展開をしております。

議員がお示しの条文1の水環境の保全と創造については、屋久島町第二次振興計画では水環境づくりへの意識を深める各種団体の活動を支援するとともに、豊富な水資源を活用した事業を検討しますとし、町の施策として浄化槽普及率の向上のほか、水源環境を守るため、携帯トイレへの移行の可能性について検討することとしております。

条文1に込められたメッセージに対する私の考えは、島づくりの指標を屋久島の自然を代表する森林の保全でなく、水環境の保全としているのは、生活事業活動の中で循環と共生の思想のもとで取り組む事柄であるからと受け止めております。

生活も事業活動も飲用、電気など、様々な形で恵沢を得ながらも、地球のどこにも劣らない清らかで豊かな水環境の保全のため森林の保全に取り組み、将来にわたって町民とともに誇りにしていきたいというふうに考えております。

○14番（寺田 猛君）

これは10周年のときのパンフレットですけども、町長が29年ですか、町長の前説があってすぐ屋久島憲章が出てくるわけです。それほどウエートの高い条文なんだろうなと。もちろんそれはそうであってほしいし、そうあるべきなんですけど、以前も同僚議員が一般質問でされたと思うんですけど、この例えば私どもも含めて島に生まれて島に育った人間は、水道をひねると水が出てそれを飲むと普通に飲んで、それがうまいのまずいというのはあまり感じないままに、お互いにこう来ていてそれが当たり前だという。でも、都会に出て色々な水道水を飲むと、んん、と思うときがやっぱり私も外へ出ていた時代そういうことが何回かありましたし、色々な人も出たり入ったりすると当然そういうことはあるんだろうと思うんですけど、この水を例えば宮之浦の今朝も町長がおっしゃっていましたが、インスタ映えするからよく朝日を撮っている人たちがいるとか、

例えば屋久神社のあそこに水飲み場をつくってというかちょこっとして、常時その町巡り里巡りなんかしたとき、その水も飲んでもらう。あるいは安房の橋のたもとに面影湧水というんですか、ああいう湧水があって、そこでちょこっと飲んだりすると。原の山河公園ですか。あそこも飲めるようになっているかどうか知りません。何かそういう形で町の集落の中に、あれにも置いたらどうかというように、何かそういう水が少し飲める場所があるといいねというのが新聞記事にも出たりしていました。

そういう形で、例えば永田でもそうですけど、公民館とかあそこの人は散策をするときにちょこっと水が飲める。そういう水を身近に感じる場所みたいなものを点々ところつくって行って、あればそこにちょこっと札でもあって、こういう屋久島憲章のこういう何か今、腐らない壊れないあれがあるじゃないですか看板が、あんなのをちょこっところあったりすると、ああ屋久島の人は水を大事にしているんだなとそういうアクセントというかインパクトというか、そういうことで再度やっぱりそこに、特に子供たちです。教育の対象となる子供たちが、そういうことを自覚できる場所ができればいいのになと思います。あそこもありますね、大川の滝のこっち側に湧水があって、あそこにバスが停まったり飲んでいる姿を見たりしますけど、やっぱりああいうのがあるところレンタカーで走る人たちはやっぱりひょこっと飲みますよ。ほいでまた屋久島のそういう評価が少し上がるというか、そういう仕掛けみたいなものをつくっていくことは、僕は大事なんじゃないかなというふうに思いますが、水の管理というのは凄く難しいですよ。何か結構ノリが生えたりしますから、きれいにしておかないとそこでなかなか水を飲もうという気には起きないんだろうと思いますけど、そういう仕掛けをこうつくっていくべきではないかなと思いますけど、いかがですか。

各集落に点在しているトイレというのは結構きれいになりましたよ。係の人が一生懸命掃除してくれているだろうから。僕は一時、一昔前からすると、かなり公のトイレがきれいになったなど、トイレの周りがですよ。それに付随したところでちょこっと宮之浦の古橋のところとか、あそこら辺で川を見ながら水を飲むとか、何かそういうことができれば身近になっていいんじゃないかなと思いますけど、いかがですかね、そういうどなたでも結構ですけど、何かありますか。

○副町長（日高 豊君）

非常に難しいところもあると思いますが、ただ思うのはそういうしつらえをして、そこに水道水があることが果たしていいのかなというのも一方であると思います。それと、この屋久島憲章の水、何で水が一番先に出てきているのかというのは、色々何て言うんですかね、見方というのはあるかもしれませんが、私個人的には生命の根源が水だからじゃないのかなというふうに思いますよ。結局、水が汚れる、あるいは水が枯れていくということは、そこに人が住めなくなるということですので、そういった意味では屋久

島の何て言うんですかね、こう生きるというかそういう自然環境だとかそういうものの象徴としての水だと思いますので、何かそういうしつらえをするのも一つあるかもしれませんが、じゃあ現実に各集落にある旧来の水場、大体水場は各集落にあったと思うんですよね。そういったところの環境がどうなのかとか、そういうことをもうちょっと深く入り込んでいって、本当に屋久島の水環境がどうなのかというようなことを何て言うんですかね、こう行政としては追いかけていったほうがより屋久島の自然環境の価値というのに対しては、私個人的にはプラスになるんじゃないのかなというふうに思っています。

現実的に、先程自分のところも原集落、山河の湧水ありますけども、今はどうなのかちょっと分かりませんが、従前は大腸菌のことがあって生水では飲まないでくださいというような話もありました。それは多分に農業集落排水事業をする前やったと思いますので、そういう水環境というか、生活雑排水の環境でどうなったのかちょっと分かりませんが、やはりそういうものが必要じゃないのかな。

多分に安房もそうでしょうし、一湊辺もそうだったんじゃないかなと思いますし、宮之浦辺にもあったんじゃないかと思いますが、多分井戸があつたりとか、栗生にも確か井戸があつたと思うんですけど、そういったものをもう1回その何て言うかね、実際に生活に使うということじゃなくて、やはりその水の身近にあるものというか、ある意味、屋久島の水は身近でありますけど、非常に遠かったりしますよね。現実のところ。やっぱりそういったものを少しでも何か近づけるようなことをやった上で、先程議員が提案されるようなことをやっていくというのは、非常に何て言うか、全体としてボトムアップできていくんじゃないのかなというふうに、私はそういうふうに思ったりしております。

○14番（寺田 猛君）

これ以上いくと、もうこう何か哲学の世界になりますから、もう止めたいと思いますけど、一つの哲学みたいなものがあってこういう検証というか、条文が出来上がっているんだと思います。

そういう意味では、それを具現化していくというのは、非常にここの質の問題もあつたり、器量の問題もあつたりしますからなかなか難しいんでしょうけど、でもやはり絵になるところというのはどこもこう水がありますよね。水路があつたりして、水があつたり、先般島原に行かせてもらいましたが、あそこら辺もこう水がやっぱり町の中に堀が小さな水が流れていたり、飛驒もそうですけども、どこも絵になるところは水があるなというのは、やっぱり一方であるんじゃないかなと思いますが、ぜひせつかくこういう形で憲章としてうたって、それこそ四半世紀ずっと続いている憲章でありますので、ぜひ折に触れてこういうものを振り返ることが大事じゃないかと思いますので、ぜひそ

ういう姿勢は堅持していただきたいと思います。

時間が来ましたので、終わりたいと思います。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月15日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時18分

令和2年第3回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和2年9月15日

令和2年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年9月15日（火曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
10番 小脇清保	<p>1. 旅費精算不正請求の返還実績について</p> <p>(1) 不正請求の差額の返還実績について、一般職も含めて、その内容を詳細にご説明ください。それに関する見解は。</p> <p>2. 旅費精算不正請求に関する現在の状況は</p> <p>(1) 監査委員の調査の進捗も含めて、現在の状況を詳細にご説明ください。調査や処分等の内容が適切なものか、見解は。</p> <p>3. コロナ対策の補助金の支給は適正であるか</p> <p>(1) 各事業者への補助率は適正か。苦情や要望等にどのように対応しているのか。今後の取り組み予定は。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
2番 眞邊真紀	<p>1. 出張旅費の不正請求の差額返還について</p> <p>(1) 返還金額の算出根拠が不明確な返還記録があるが、何を根拠に金額が正しいと判断し受け入れをしたのか。</p> <p>(2) 予約キャンセル料は町負担になっているが本人負担が適切ではないか。</p> <p>2. 架空領収書について</p> <p>(1) 出張旅費の不正請求では「架空領収書」を受け取り精算している事例が複数あるとみられる。事実関係を認めて謝罪した前議長の存在から、単なる事務的ミスとは言えなくなっている。町の見解は。</p> <p>(2) 出張旅費だけではなく、他の領収書についても架空領収書について調査する必要があると考えるが、いかがか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

15番 大角利成	<p>1. 観光振興について</p> <p>(1) 観光振興策の中で、温泉施設をどう位置付けているか。</p> <p>(2) 民間が所有する温泉施設も含めて、これまで以上にPRするべきと思うがどうか。</p> <p>(3) 将来を見据えて、民間活力を活用しながら屋久島内に新規温泉源を模索し確保すべきと思うがどうか。</p> <p>2. 町づくりについて</p> <p>(1) 住民・集落・行政が協働する町づくりを掲げてきたが、これまでの実績評価と今後の取組みをどう考えているか。</p> <p>(2) 観光関連事業者支援給付金事業に際し、『集落事業や集落関連事業を観光関連事業として認めない』と町として統一見解を示しているが、その理由は。</p> <p>3. 農業振興について</p> <p>(1) 高収益作物次期作支援交付金をどの程度と見込んでいるか。</p> <p>(2) 仮に交付単価を下回って交付された場合、減額分について町で支給する考えはないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
11番 日高好作	<p>1. 行政運営について</p> <p>(1) 本町では観光業が順調に伸びて地域経済のけん引役となっていました。新型コロナウイルスはその根本から破壊するような状況になっています。町民が安定して生活できる産業構造を再構築すべきではと思いますが考えを伺います。</p> <p>(2) 光回線の運用が始まりましたが、町ではどのように効果を引き出し経済発展に繋げようとしているのか、現状と課題について伺います。</p> <p>(3) 2019年度のふるさと納税が約1億2千4百</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>万円程伸びているが、その要因は。今後も伸ばしていく方策は。</p> <p>(4) 与論町のコロナ感染に対する対応について、どのような教訓を得て、それを今後どう活かしていくつもりか伺います。</p>	町 長
--	---	-----

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君	健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、10番、小脇清保君に発言を許します。

○10番（小脇清保君）

おはようございます。小脇です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

旅費不正問題は、その全容が完全に解明されたとは言えず、再発防止策が完璧に講じられているとは、今のところ到底言えるものではありません。不正請求の差額の返還実績について、一般職も含めて、その内容を詳細に御説明ください。このことに関する町長の見解も、併せて頂ければ幸いかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。小脇清保議員の質問にお答えをします。

町としては、現在のところ確定的に不正請求と解している事案はないわけではありますが、請求自体には問題ないものの、旅行終了後において適切な精算手続等が取られていないという事実をもって不正請求という用語が使われているとの理解の下で、以下のとおりお答えをいたします。

まず、私については、シルバー割引利用に係る精算として、平成27年度分2件5万9,040円、平成28年度分21件48万1,970円、平成29年度分25件51万3,270円、平成30年度分23件46万7,050円、平成31年度分16件34万1,120円、合計87件186万2,450円を返還をしております。

次に、前副町長については、パック商品の購入及び私事による移動に係る精算として、平成27年度分1件2万1,800円、平成29年度分1件5万3,100円、合計2件7万4,900円を返還をしております。

次に、前議長については、シルバー割引利用及び交通手段の変更に係る精算として、平成30年度分2件2万2,340円、平成31年度分2件5万7,332円、合計4件7万9,672円

を返還をしております。

次に、前議長については、交通手段の変更に係る精算として、平成30年度分1件5万7,130円、平成31年度分1件5万3,630円、合計2件11万760円を返還をしております。

それから、今回、監査委員からの監査結果の報告にありました一般職員2名については、パック商品の購入及び交通手段の変更に係る精算として、平成31年度分2件5万7,200円を返還をしております。

また、この件についての見解ということでございますが、私を含めまして、旅費を始め、会計事務等についての知識が十分でなく、今回のような事態を招いたことについては、職場の長として強く反省いたしているところであります。今後、町民の信頼を回復するためにも、より一層適切、適正な財務会計手続の確保に向けて努力をしていく所存であります。

○10番（小脇清保君）

大体我々の調査結果と金額は同一金額に近いんですが、調査の方法として、旅行代理店との領収書の突き合わせだとか、そういうことまで含めて出た数字なんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

御存じかと思いますが、町長のシルバー割引利用に係る精算につきましては、町長個人が弁護士を通じてJALへ照会した照会結果を基に精算をしているところでございます。前副町長の分につきましては、もう既にJALに照会をかけても、搭乗履歴等の開示ができない2年というのを過ぎておる関係もあったと思いますが、エージェントの旅行エージェンシーに明細を確認をして、それをもって精算をしております。このほかについて、ちょっと私のほうでは把握してございません。職員については、同じように旅行会社のほうに明細を確認し、それをもって精算をしております。

○10番（小脇清保君）

前副町長については、かなり金額が、7万4,900円ということですがけれども、我々の調査の結果ではファジーな部分がたくさんあって、副町長の場合は、おそらくそういうふうにして搭乗記録が取れなかったということで、本人の申告だけで終わっていると思うんですがけれどもね。それは、あと調査の方法がないかどうかは検討をするとしても、この数字が正しい数字だというふうには思っておりません。

それと、町長、当初、不正請求という言葉は不適切だという最初の答弁がありましたけれども、この問題が発覚しなければ、延々と同じことが繰り返されて、しかも処理をしたのが1年後だとか、こういう問題が発覚してからの処理ですから、決して知らなかったとか、それをもって不正請求というのはいかがなものかという言葉には当たらないと思いますけれども、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

まず、不正請求という言葉についてでございますが、不正請求というのは、あくまでも請求の時点において、詐欺的、意図的、不正の意図の下に請求をした場合のことをいいますので、町としては、その点について、本人の自白があった場合は、当初から詐欺的意図があって、過大な旅費を請求をしたという内心の事情が刑事裁判により認定をされて、初めて不正請求ということが出来るものと考えております。その意味では、問題となっている事案は、いずれについてもまだ請求当初から詐欺的意図があったといった自白がなされたわけでもなく、また、刑事手続によりそのような意図が確定されたというものでもありませんので、町としては、確定的な不正請求と解している事案ではないということでございます。

○10番（小脇清保君）

町長御自身も含めて、そう言わなきゃしょうがないですよ。

では、それは私が追求するところではありませんけれども、副町長にこれを聞きましょう。ここに戻入命令書、同じ資料そこにありますね。情報を開示してもらった戻入証明書。持ってきていない。詳細にお伺いすると書いてあるんですから、持ってきていないというのはおかしいんでね。先程、町長が答弁された2名の職員というのは、黒塗りにされていて、全く出張の適用、明細すら何のために出張したのかということすら分からないんですけれども、係員の印鑑も全部黒塗りになっていて、これ情報開示の資料じゃありませんけれども、どういうふう、なぜこうなったんですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

情報公開に当たりまして、個人を特定する情報が公になることにより、個人の権利利益を大きく害するおそれがあるものにつきましては、個人の特定ができないように開示をするということで、一部開示の決定通知の中にも、条例等を引用しながら、そのように明記をして開示をしたところでございます。

○10番（小脇清保君）

識者の意見があるんですけど、公益に資する情報は、公益というのは公の利益です。公益に資する情報は公開すべきというのが、これ公益に資するんですよ、この問題は。住民の税金ですから。税金の不正流用ですから。それも1年後に精算しているんですよ。これ、あれですか。今回の監査で出てきた事例ですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

監査の結果、指摘のあったものでございます。ただ、これにつきましては、職員本人から自主的に申出があって、監査のほうにはそのようにはお伝えしてございます。

○10番（小脇清保君）

この事例は、自発的に本人が申し出て、監査が監査したという結論でいいんですね。現職ですか。もう退職していますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程申しましたように、個人が特定できるような情報につきましては、非開示ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○10番（小脇清保君）

私も現職だろうという、精算日が今年の4月の14日ですから、現職職員だというふうには思いますけれども、それじゃ、再度お伺いしますが、管理職ですか。一般職ですか。それだけは答えて。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

申し訳ございません。答弁を控えさせていただきたいと思います。

○10番（小脇清保君）

分かりました。いずれ行政不服審査で判明することですから、それ以上は追求はしませんが。

じゃあ、もう一件。ここに黒塗りの、またこれも資料ですけれども、2通ございます。総務課長持ってきていないというからお見せしますけど、簡単に見てくださいね。ここに係員だとか、係長だとかという決裁印が幾つあるかで、どの課に属しているかというのは分かるんですよ。この2件については、おそらく印鑑が3つですから、事務局だろうと思うんです、私。私が推察では。議員ですよ、これは。議員だというふうに私は認定しているんですけれども、違いますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

同じく答弁は差し控えます。

○10番（小脇清保君）

そんなん言ったら、話が進みませんがね。私のほうから言いましょうか、じゃあ。これね、昨年7月4日です。7月4日。そのときに、西之表で何の会議があったかというのは特定しました。熊毛消防の臨時議会です。出席するのは、総務常任委員長と議長ですよ。2人。間違いありませんか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

おっしゃるとおり、熊毛消防組合の議会につきましては、議長と総務常任委員長が出席するというのは承知しております。

○10番（小脇清保君）

7月4日なのが、今年の5月7日に戻入れになっているんですね。そこで、再度お伺いしますが、屋久島町から出た出張旅費というのは8,300円なんですけど、熊毛消防からは幾ら払われるか。これ早い話が、8,300円屋久島町からもらって出ているんですよ。熊毛消防で会議が終わった後、また受け取っているんです。その金額は、西之表は幾ら払ったか分かりますか。教えてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

すいません。ちょっと記憶にございません。

○10番（小脇清保君）

これ大変重要なんで、記憶にございませんじゃなくて、職員に今この議場で指示して、熊毛消防は幾ら払うか確認してくれますか。

○議長（高橋義友君）

それじゃ、休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

報告します。旅費につきましては、1万386円と9,646円です。あわせまして、報酬がそれぞれ4,000円ずつ支給されているということでした。

○10番（小脇清保君）

普通、屋久島町が県の会議に行く、市の会議に行くというときには、大体旅費というのは、屋久島町が支給する金額よりも高いんです。私、経験上分かるんですけども、私たちが航空券だけに特化していたもんですから、こういう船の旅行というのを全く眼中になかったと。それで、今回、監査委員の審査で出てきたということは大変結構なことなんです、議員の場合は罪を認めて退職している、責任を取って前議長は退職しているんですよ。そういう中で黒塗りで出すというのは、私どうかと思いますけれども、これは、総務課長、監査委員がこれを指示したのか、事務局がこれを指示して、この議員2人については黒塗りにしたのか、それをちょっと教えてもらえますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程も申し上げましたけれども、あれは、町長、前副町長につきましては、取材を受けるなりして、新聞報道等もがなされております。ですから、そこにつきましては、全部開示をしてございます。ただ、まだそういう状況にない状況の中で氏名等を出すことについては、先程申し上げましたように、重大な侵害が起こる可能性があるということで黒塗りをいたしております。これは法律的な意見も聞きながら、町で判断をして黒塗りにしたところでございます。

○10番（小脇清保君）

要するに、本人が認めてこういう返還をしているということは、西之表でもらった1万3,000円というのは、もう全く重複、着服ですよ、私に言わせれば。そう思いませ

んか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

精算、本来すべきところがございますが、その精算が遅れていた、懈怠をしていたという判断が法律的には正しいんだと思います。

○10番（小脇清保君）

1年後ですよ。これが遅れていたという解釈ができますか。じゃあ、お伺いしますが、私も経験がありますけれども、「小脇さん、今回の会議は、行った入り口で出張旅費が支給されますから、印鑑を持って行ってくださいね」ということがありました。これは後期高齢者医療広域連合です。議長が行きますけれども、町長も鹿児島県森林整備公社の会議に行かれますよね。それも現場で出張旅費くれるはずなんです。まさか役場から事前にもらって行ってということはありませんよね。まだ調べていませんけれども、どうですか。

○町長（荒木耕治君）

多分概算でチケットをもらって行って、向こうでもらった分そのまま町へ返すということですよ。

○10番（小脇清保君）

総務課長に再度お伺いしますが、そういう会議というのは、向こうから出張旅費が出るというのは、事前に自治体の間で連絡事項みたいにして分からないんですか。例えば、全国離島町村会長の町長が東京に行かれるやつは、事前に概算でもらったやつを、ちゃんと総務課に離島町村会から当該金額が振り込まれましたという実績は残っているんですよ。自治体間でそういうやり取りはないんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程、議員おっしゃられましたように、例えば、後期高齢者医療広域連合の理事ですかね、議員ですかね、行かれるときには、開催文書に、旅費については当会で負担します、印鑑を御持参くださいというのを記載したところもございます。ただ、先程、熊毛の分については、そういう記載がございませんでした。職員が例えば変わるときに、そういう引き継ぎが十分になされていないと、例えば、概算で出して精算をしてもらうという手続も当然必要でございます。もしそういう記載がない場合についても、当然、先程、議員がおっしゃられたように、向こうから出会の要請が来た場合については、旅費が出るのかな、出ないのかなぐらいの確認というのは職員がすべきだったんだなということを感じております。

○10番（小脇清保君）

再発防止のために、それはもう徹底して、各所管に徹底してくださいよ。おそらく向こう主催の会議というのは、向こうが出すのが常識ですよ、普通。だから、出るもの

という前提の下に、常にそういう会議は印鑑を御持参くださいという文書がなかったとしても、今後、再発防止のために、各所管はそれぐらいの確認をして出張旅費を申請するという事は、今後の業務の上でも大変重要なことだろうと思いますので、ぜひ励行をしていただきたいと思います。

そこで、私も今回の黒塗りの精算書で大変勉強になったことが一つ。JRにもホテルパックがあるんですね。JR。新幹線で行ってホテルパックがある。福岡でも6,500円ぐらいで、鹿児島島の宿泊料金と同じぐらいの金額で泊まれるようになっているんです。新幹線代金を引くとですね。この精算書の中に「汽車」というふうに精算場所が書いてありますけれども、これは新幹線と読んでいいんですかね。この精算書類のここに、「汽車」というところに福岡まで幾らとかというあるんですが、これは新幹線と読み替えていいんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

鉄道を使って移動した場合、旅行した場合については汽車ということで、特急なり新幹線なりを含めてそこに記載をするようになっています。

○10番（小脇清保君）

では、この2名の職員の場合は、金額からいって新幹線というふうに解釈してよろしい金額だというふうに思いますので、これは新幹線として私は解釈をします。これ町から概算でもらって行って、向こうで再度支給をされたものは、帰ってきたら、町長がおっしゃるように、町長は概算払いで処理しているとおっしゃるんですから、それは事実でしょう。だから、だけど、ほかの人もそれぐらいのことをしないと、正直なところ、町民の税金だという感覚が、議員にも職員にも全体的にないというあかしなんです、これは。こういう状況で行政が進められたらいけないと思うんですが、もうこういうふうにして職員まで、町長、出てくるようであれば、もうこれ言って伏魔殿ですよ、屋久島町は。平然と架空領収証の旅行代理店が発行するということからして、一般職も全部含めて、それが行き渡っているんですかね。私は、幹部職員が、おい、こういうことができるぞと幹部職員に同僚職員に教えるのはいいですけども、おそらく架空領収書を一般職の人間が旅行代理店に切ってくれますかということは、まずないと思う。これはもう管理職の、何ちゅうかな、お互いの息合いの中で、それが慣れ性になっているのかなというふうに感じるんですよ。そういうことになると、今の屋久島町は本当、正直言って、町長、もう伏魔殿みたいなもので、この管理責任というのは、大いに町長にもあると思うんですよ。御自分もやられたわけですから。知らなかったとはいえ、まあ知らなかったということで裁判、起訴のときはいたんでしょうけれども。それでもこういうことが、職員を含めて平然と繰り返される。航空券をパック代金で買いながら、1万900円の県外宿泊代金を取るなんていうのは、もう卑しい行為だ、私に言わせれば。そ

して、監査の中でそれぞれ検査をして、どうこうという結果が今出ているわけですが、住民の税金を不正に流用しているわけですから、たとえ辞めた職員といえども、証拠が残っている以上は請求してください、請求を。時効になった分は構いませんよ。時効にならない分は、私は請求をして当然だろうと。町民の税金ですから。この辺りも含めて提案をしときますけれども。

町長、先程も申し上げましたけれども、もう失礼ですけれども、議会議員選出の監査員と民間の監査員の2人では監査しきれませんから、以前から提案しているように、第三者の監査を入れて、もう一度再発防止策を講じませんか。どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員がおっしゃられるように、複数こういう案件が出てきたということは、私の責任でもあるというふうに思っておりますが、職員全体について、相当数の数の中から今度監査委員で、自己申告でそういうものが出てきた。これを契機に、先程も申しましたけれども、そういうことができないように徹底的に今回やるということで、今後そういうことができないようなシステムを構築をしていくというふうに思っております。

○10番（小脇清保君）

調査委員会の設置を提案したときの議会の皆様の反対意見の中に、自己申告で足りるじゃないかという意見もあったんですよ。ところが、それから7か月、8か月たっても自己申告がない中でこういうのが発覚したわけですから、これはやっぱり調査委員会をもう一回つくらなければいけないなというふうに思っていますので、今議会の、町長が第三者委員会の設置を消極的ですから、議会でもう一回提案をして調査しなければ、この問題は解決しないというふうに、私の独りよがりかもしれませんが、もう本当伏魔殿ですよ。そういうふうに考えていますので、また議会の最終日には、何らかのアクションを起こそうというふうに思っております。

では、2番目のコロナ対策の補助金の支給は適正であったかということについて、各事業者への補助率は適正か。苦情や要望等にどのように対応しているのか。今後の取組予定も含めて回答がございましたらお願いします。（発言する者あり）1問飛ばしている。（発言する者あり）ごめんなさい。じゃあ、その前に、ごめんなさい。今、監査は継続されているのでしょうか。進捗状態を教えてください。

○町長（荒木耕治君）

航空機を利用しての旅費については、既に令和2年8月21日付で監査委員から監査結果の報告を受けており、議員各位におかれましても、その内容については御承知のことと存じます。改めてその内容について御説明をいたします。

1つ目の例としましては、平成26年度から27年度に1回ずつ出張した精算伝票について、航空賃の領収書が添付されておらず、本人が事前に購入した業者に問い合わせ入

手した平成27年度分の領収書の写しと比較したところ、精算した金額とは異なっていました。そこで、平成26年度分について購入した業者に照会をしたところ、金額が判明をし、そちらも精算をした金額とは異なっていたというものであります。

2つ目の事例としましては、平成28年度に出張した精算伝票について、本人が事前に購入した業者に確認をしたところ、領収書の内容は、実際の金額とは異なっていたというものであります。

3つ目の事例としましては、同じ部署に属していた3名の職員が、平成28年度、平成30年度、令和元年度に出張した精算伝票について、本人から実際は飛行機からJR及び高速船へ旅程を変更していた旨の事前申出があり、このうち令和元年度を再精算していたというものであります。

御質問の監査委員の行った調査の内容が適切かどうかという点につきましては、監査委員の独立性、自律性の観点から、町としてはコメントすべき立場でないものと考えますが、監査委員としても、先程、先述しました内心の詐欺的意図等を確定的に認定するのは、本人の自白があるような場合を除いて、相当に困難であったのではないかと推察をしております。

また、処分等の内容についてということですが、ここはしても。（発言する者あり）いや、もう質問がなかったんで、いいんじゃないですか。（発言する者あり）じゃあ、処分等の内容についてということですが、職員の処分につきましては、今回の監査委員から監査結果の報告を踏まえまして、改めて本人等から事情を聴取するなどをした上で、地方公務員法及び町関係条例等に基づき、懲罰委員会において処分内容や処分の適否について協議をした結果を受け、処分を決定をしたいというふうに考えております。

○10番（小脇清保君）

懲罰委員会の町長はメンバーではないから、メンバーに入っていますかね。懲罰委員会、入っていませんよね。懲罰はできないですよ、御自分がされてないんですから。だから、そういう意味では、懲罰委員会が意味をなすのかどうか分かりませんが、ちゃんと懲罰委員会というのは、この件についてはまだ行われていなくて、これから行う予定ですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

現在、事案についての顛末書の提出を求めているところでございます。それが出てき次第行いたいというふうには考えております。

○10番（小脇清保君）

本人も改心をして返還したことですから、あまり重い処置は私も求めませんが、やはりけじめはけじめです。ぴしっとやっていただかないと、今後の再発防止策という観点からいくと、生ぬるい処置の仕方ではいけないと思いますので、その辺りはひとつ厳正

をお願いをしたいと思います。

では、3番目。コロナ対策の補助金の支給は適正であるかということについて、町長、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

今なお続く新型コロナウイルス感染症の世界的大流行が、本町経済に及ぼす影響は計り知れず、観光旅行者の激減によって直接の影響を受ける観光関連事業者の経済損失は甚大であります。国や県による支援策が講じられているものの、十分ではなく、本町としましても、当該事業者の事業活動の維持及び再開を支援するため、屋久島町観光関連事業者支援給付金制度を創設をし、対象事業者へ支援を実施をしたところであります。

今申し上げましたとおり、この制度は今回創設した本町独自の制度であり、補助率に関して比較対象はございません。6月議会において給付制度概要も御審議いただいた上で予算可決を頂いておりますし、業種ごと同一条件であり、適正な補助率をもって交付をしております。

交付対象を巡って疑義が生じた案件については、個別に審議し、交付の是非を決定をしております。個人情報の特定につながるおそれがございますので、個別案件は申し上げますられませんが、件数としましては、申請622件のうち40件を不交付としております。給付の対象となるか否か、御相談、御要望を少なからず受けております。この制度においては、観光関連事業者を対象としており、顧客が自ら観光旅行者である業者、言い換えますと、観光を生業とする事業者を対象として実施をしましたが、つながりを見ますと、観光関連と言えなくもありませんので、客観的には観光関連とは言い難い事業者が存在することも存じております。この給付金制度の対象から外れたものの、他の産業分野においても支援が必要であることは認識をしており、支援策について検討を重ね、今回上程をしております一般会計補正予算（第7号）に新たな給付金制度の予算を計上をしておりますので、御審議のほうをよろしくお願いをいたします。

○10番（小脇清保君）

給付をしていただいてから、色々なところから私は除外ですかとかという問合せもありました。

その前に一つ、町長お伺いしたいんですが、屋久島にバス会社が3社あります。屋久島交通、まつばんだ、道の駅観光ですね。この補助率が、まつばんだといわさきは、屋久島交通は100万円、道の駅観光は50万円というふうに差額がついていました。コロナ対策で観光客が減ったための持続化給付金であれば、私、逆じゃないかと思うんですよ。担当課長に聞いたの。そしたら、担当課長は、路線バスを持っているところには100万円やりましたよと。私、逆だろうと思うんですけれども、判断基準はどこにあったんですか、町長。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

この給付金につきましては、町長が提案をし、議会で議決を頂いて、6月から実施をし、8月31日で一応申請の受付は終わりました。この各自業種別の金額につきましては、先程も町長が申し上げましたとおり、本町独自の補助金ということで示しております。我々がボーダーラインを引いたのは、種子屋久交通、それから、まつばんださんについては一般路線バスも運行しておりますし、貸切りバスも実施をしているということで、100万円の金額を設定しております。道の駅さんにつきましては、貸切りバスのみという判断でボーダーラインを引きましたので、50万円ということです。そこに差があるかもしれませんが、そういう取決めを町としてしたところでございます。

○10番（小脇清保君）

観光客が減少したために持続化給付金だということであれば、路線バスはまだ収入があるわけですよ、町長。しかも、まつばんだはそうじゃないですけども、国や県の補助もあるわけです、路線バスは。全く観光客を頼りに観光バスを出しているのは、道の駅観光なんですね。そこが一番観光客が減ることで疲弊するんじゃないんですか。だから、私は逆だろうという。それでなければ、一律同額にするかですね、というふうに思ったんですが、これは町長のお考えですから、決裁者のね。構いませんけれども。

もう一つ、じゃあ、お伺いします。高速船、1市3町でございます。屋久島町だけどうして100万円ですか。南種子、西之表、中種子50万円ですよ。この整合性のなさというのは、私は離島町村会長としておかしいと思うんですが、例えば、熊毛振興協議会というのがあります。そこで諮ってそう決まったんだったら構いませんけれども、これも町長の判断でやられたんだらうと思いますけれども、判断基準を教えてくださいませんか。

○町長（荒木耕治君）

6月議会に提案をしまして、議員もこの議案に賛成をさせていただいて、それで予算執行をやりました。今、議員が一生懸命言われますけれども、私どものほうにもたくさんそういう声が届いて、今それを、どうしてそれを救うか、どうして手直しをするかということで、第7号補正を出してございます。バスに関しては、路線バスを持っている持っていないということで、そういうことを一定の基準があるんで、そういうことを決めさせていただく。高速船に関しては、なぜ屋久島だけそうなのかということは、確認をしていませんけれども、種子島は1市3町で50万円ずつ出したんじゃないでしょうか。ということは、150万円出ていると思うんですが、私は。ちょっと確認はしていませんけれども。（発言する者あり）ですから、私は100万円。これは観光客が、要するに、高速船に限っては、屋久島の場合は、種子島より比率が観光客がはるかに多いですよ。ですから、屋久島に対するこの間の減便も、かなり高速船はありましたし、直行便も当分の間ありませんでした。今も1便しかないんですかね。そういうことで、交通機関、

JACにも出しましたけれども、そういう直接やはり関係のあるところということで、そういう措置をしました。

○10番（小脇清保君）

町長、なかなか名答ですね。自治体の単体ごとでいけばおかしいと言っているのを、種子島・屋久島と島で一くくりにして回答をすることが、頭がいいですよ。種子島は150万円じゃないか。屋久島は100万円で何がおかしいかという論法ですよ。各自治体の単体でいくと、おかしいんですよ、やっぱり。こういう捉え方の回答というのは実に巧みだというふうに思いますけれども、やはり町民の、日頃、まあ言っているかな。いわさきオンリーのような行政をされては困るというふうに私は思っているものですから、町民の重要な税金を町長の個人的なさじ加減で左右されたら困るというのは、私の今回の趣旨なんですけれども。

そこで、もう一つ。道の駅観光には観光客が来たときだけ、これはもう担当課長にも何回もお願いをしているけれども、いまだに実現しませんけれども、バスガイドさんがいらっしゃるんですよ。屋久島観光バスは、もう雇用です。雇用の人もあるし、臨時もいるかもしれませんが、道の駅観光は全員が仕事があるときだけという状況で、コロナ対策で観光客が減っている中で仕事がないと、大変困っているという申出があったものですから、担当課長に聞いたら、それは対象じゃないということだったんですけれども、これを救済するお気持ちはございませんか、2次予算補正で。

○町長（荒木耕治君）

提案をしてございますので、委員会の中できちっと審議をしていただければというふうに思います。

○10番（小脇清保君）

ぜひお願いをいたします。

若干お答えをもらって、色々な申出もあったということだったものですから、大変苦慮されているのはよく分かりますけれども、622件で申込みがあって、40件をなしとしましたという御回答を頂きましたけれども、これは、判断の基準は、観光関連じゃないという御判断で、この40件は削られたんですよ。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

この給付金制度の実施要綱に基づきまして、観光関連事業者じゃないという判断で不交付としております。

○10番（小脇清保君）

実施要綱でないということは、実施要綱というのをあなた方がつくるわけだから、幅広くつくれば対象になる可能性だってあるわけですよ。それを実施要綱に入っていないからという、切り捨てるのはどうかと思いますけれども、これを、町長、2次補正で何

とか救うとか、もう一回はねたものは駄目だとかという御判断でしょうか。

○町長（荒木耕治君）

さらさらそういう気持ちはございません。2次、3次で、やはりもう70数%は観光関連ですから、まずは直接的な観光業者、間接的、やはりそういうものも含めて、これから屋久島の経済をどうやって回復していくかというところに心を砕いていきたいというふうに思っております。

○10番（小脇清保君）

ぜひ全員が救われるような施策を取っていただきたいと思います。

最後に、町長、不起訴処分になって、起訴猶予になって、欣喜雀躍という御気分かとも思いますけれども、不起訴処分というのには3つありまして、嫌疑なし、立件するには嫌疑が不十分、それと、犯罪の事実はあるけれども社会的制裁を受けているという、この3つあるんです、3つ。町長は、このうちの3番目です。粉骨砕身、今後業務に邁進するというお言葉を頂きましたけれども、町長の支持者の人たちは、おう、やろうやと、一生懸命やっているかもしれません。片や一方では、何で、何でこうなったのという意見もあることも事実です。これはもう私たちが躍起に、やれやれと言っているわけでもなくて、そういうことも事実ですが、こういう人たちを束ねて純粋に業務に邁進するには、やはり総意が必要だろうと思うんですが、総意を獲得する道はただ一つ。一回辞職して、信を問うてみたらどうですか。そしてお帰りになったら、本当に粉骨砕身のいいお仕事ができると思いますけれども、そのお気持ちはありませんか。

○町長（荒木耕治君）

現在、そのつもりはありません。議員が言いますけども、先日、鹿児島検察庁の私を取り調べた三席の検事ですけど、告知処分措置というのを頂きました。これには起訴猶予と一言も書いていないんですよ。不起訴処分と書いてあるんです。どこからそういう起訴猶予という話が出てきたのか、担当検事に確認をしたら、自分は言っていないと。広報部が言ったということです、検察庁の。ですから、私はこれをもらった以上、不起訴処分告知書ですから、そのことに、今、議員が言われるように、中身に3つあるとか4つあるとか、そういうことは存じておりません。検事もそういう話は全く私には、内容については伝えませんでした。

以上です。

○10番（小脇清保君）

これを論争するつもりはありませんが、新聞報道も言われたいことは書かないと思うんですよ。検察の報道部が言ったのであれば、そのとおりに書いているわけですから、新聞報道には、括弧して起訴猶予というのはちゃんと載っていました。だから私はそう申し上げているんであって、かといって、それにこだわって無罪放免というわけではな

いことだけは事実ですから、その辺りはひとつ肝に銘じて。分かりました。

終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

11時20分から再開します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、眞邊真紀君に発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

こんにちは。お疲れさまです。2番、眞邊真紀です。

先程の質問に引き続き、屋久島町の旅費の不正請求について主に質問させていただきたいと思います。

冒頭でも町長もおっしゃっていたんですが、不正請求という言葉、これは正しからず、正しくない請求ということで使っていて、決して故意だから、故意でないから、犯罪だからという、私たちは司法の場の人間ではないので、手続自体が正しいか正しくないかという視点で不正請求と使わせていただいておりますので、そこをお知りおきください。

大きく2つ質問をさせていただきます。出張旅費の不正請求の差額返還について。2問目に架空領収書について。

1番目の返還金額の算出根拠が不明確な返還記録があるが、何を根拠に金額が正しいと判断し、受入れをしたのかというところ、お答えください。よろしくお願いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

眞邊真紀議員の質問にお答えをします。

返還金額については、御指摘のとおり、確固たる証拠書類に基づいて確定する必要があるわけですが、航空券を購入した本人が旅行エージェントに航空運賃の確認等を行った結果を、精算すべき額として取り扱うべきだろうと判断をし、そのような措置を取ったものであります。この取扱いが適当、適正であったかという点については、一応問題とはなりますが、証拠書類の添付が困難な場合の取扱いについての規程が置かれていないこと、仮にそのような場合に、精算手続ができないとすることの不合理性を考慮すれ

ば、今回の取扱いは著しく不合理な点はなく、私に与えられた裁量権の逸脱、乱用はなく、したがって、違法性はないものと思慮するところであります。

○2番（眞邊真紀君）

具体的にお聞きしたいのが、先日、この不正請求分の差額を返還した記録を全て御開示くださいというふうに関示請求をかけました。その中で出てきたのが、町長、前副町長、岩川俊広議員で、前議長の分と、先程、話に出てきましたが、一般職員2件で、議員が2名分で、算出根拠がきちんと示されているものが3件あります。町長の分も、岩川俊広議員の分も、前議長の分も、算出根拠はきちんと弁護士さんに依頼して示されているんですね。これが、あるべき姿だと思うんですよ。2年を超えても、弁護士さんだったら照会かけて算出していますよね、正確に。この根拠がないと、受入れをできるわけがないと思うんですね。前副町長に関しては、航空の記録、搭乗券を照会をかけることができると思うんです。なので、2件だけですけれども、やはり照会をかけていただいて、きちんと基になる根拠を示して、この返還の記録とを整合性を合わせるというのが必要だと思います。一般職員に関しても、先程のやり取りの中で聞いていましたけど、実際の旅行の行程について確認はしていると。飛行機で行ったような精算をしていますが、実際には車で行かれた。その記録を提示していただいて、払戻しを受けたわけですよ。なんで、その算出の根拠になるものをお示してください。前副町長に関しては、口頭で聞き取りをしているというふうに聞いていますので、今ないのは分かっています。だから、ぜひ、前副町長もうお辞めになっていますけれども、この精算処理が正確じゃないとしか言いようがないんですよ。なんで、求めていただくことと、福岡の2件の分は、きちんと算出根拠になるものを、今分かっている分で構わないので。例えば、さっき自動車なのか、電車なのか、特急なのかという話ですが、具体的に別に個人のプライバシーを侵害するものでもあるまいし、実際の旅行の行程を教えてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程、町長答弁をいたしました旅行エージェントに対し、本人が本人の旅行代金の請求をした場合については、エージェントというのは明確に示すんだと。ですから、これについては不正ではないと、おかしくはないんだという前副町長からの答弁を聞いています。これを別件で前副町長、JALに搭乗履歴の照会をかけてございます。その回答としましては、予約記録の保存期間は730日前まで、約2年でございますので、今回御紹介を頂いたものについては、保存期限が過ぎておりますので、確認できないという照会がJALからは返ってきているんです。町長の搭乗履歴等の確認については、幾ら弁護士であっても、それが事件として取り扱われないと、照会はできないんだという法的な意見も聞いておりますので、そういう意味では、弁護士に頼んでも、この分は多分出てこないだろうというふうに理解しております。

○2番（眞邊真紀君）

前副町長の場合は、事件として実際取り扱われていますよね。だから、非常に皆さんと同列というか、これは、事件として扱われていないというふうには言えないと思います。

そして、お答えいただいているのが、自動車なのか、電車なのか、まあ自動車というのは、いわゆる電車、特急でしょうけど、それを実際確認されていますか、何で行かれたか。特急なのか、新幹線なのか。その辺きちんと示されてこの精算がされたのか、どうなんですかね。新幹線ですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

自動車の種別も確認をして、それに基づいた精算をさせていただきます。

○2番（眞邊真紀君）

その種別が実際新幹線なんですかという聞き方をしているんですけども、それはお答えいただけないんですか。

町長、前副町長、岩川俊広議員、前議長の分の、ごめんなさい、前副町長の分がないので、算出根拠になるものを払戻し精算書につけていただいたんですよ、開示請求するときに。その職員の方も、当然個人名、本来は開示すべきなんですけど、開示しないというなら、開示しないまま算出の根拠になるものをぜひ提出していただきたい。提出というか、開示請求に附属でつけていただきたいなと思うんですが。算出の根拠になるものがないと、この払戻し精算書を見れないんですよ。だから、きちんと町長、岩川俊広議員、元議長につけていただいたように、その根拠を示していただくことはできますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程、小脇清保議員に対する回答でも述べましたとおり、職員の分についても、エージェントからの資料を基に精算をさせていただきます。それについて、詳細の資料がついていなかったということですかね。開示するかどうか、ちょっと検討をさせていただきます。

○2番（眞邊真紀君）

基本的に、払戻しの精算書を開示するときに、当然その裏づけが必要になると思います。必要だと思ったからこそ、町長、岩川俊広議員、前議長の分を開示していただいたんだと解釈しています。その開示の仕方なんですけど、先程も出ましたけれども、一般職員、あと議員ですね。不正でないと言いながら、まあ不正だとしてもですよ。旅費精算書をどうして名前と決算印、出張の内容もろもろ非開示にしたのか。非開示の理由が当然通知書に書いてありますね。その非開示の理由が、情報公開条例の中の7条4によるものだと思います。公にすることにより人の生命、健康、生活、財産等の保護、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障があると認められる情報。これが、旅費精算書がどうしてこういう情報に該当するのか。例えば、土地の個人的な売買の情報と

か、そういうことではないですよ。これは本当に公益に資するとしか言いようのない情報で、県の見解、総務省の見解、情報公開についてお尋ねしました。一般論でということでは御回答を頂いたんですけども、旅費精算書は基本的に開示をしますと。県も国も同じ答えでした。特別な事案に関しては、勘案する必要があるだろうと。だけど、この黒塗りの払戻し命令書に関しては、単なる間違いなんですよ、精算の。それを開示しない理由というのはないと思うんです。いかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

例えば、氏名が公表されることによって、例えばの想定です。新聞等により、いまだ刑事手続も取られていないにもかかわらず、あたかも犯罪者であるかのごとく報道される場合があったときに、その職員に対して個人の権利利益を相当に害することがあると。それを含めて開示すべきか非開示とすべきかというのは判断すべきだというのが、この個人情報保護条例の基本であるというのが法務専門員の考え方です。ですから、基本的には、それは開示しても問題ないと思います。そこに、どこに行った、どういう用務で行ったというのを開示することによって、その個人が特定されてしまいますよね。そういう状況になったときに、個人の権利利益を守るんだというのが法律の根本であるというふうな指導を受けておりますので、そのようにいたしました。

○2番（眞邊真紀君）

当然法務事務専門員にお尋ねしての御回答だとは思いますが、当然個人名を隠す、決裁印を隠す、出張先を隠す、これ何の出張で行ったのか、公費を使ったにもかかわらず分からないんですよ。なので、ここにあるように不服の申立をしますけれども、不服の申立をして、当然開示することになると思うんですね。町が開示しないにせよ、審査会にかけ、行政訴訟になり、それでいいのかなと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

不服審査を申し立てて、審査をしていただければ、それはもう町はそこに従わざるを得ないと思います。審査会においても、当然この個人情報というのは保護されるべきものと思っておりますので、そういう事態にならないというふうに考えております。

○2番（眞邊真紀君）

分かりました。これは当然不当と考えますので、不服申立したいと思います。

さっき、現職か元職かという質問がありましたけど、それは個人の名前とか、その個人の情報に値しないと思うんですね。現在いる職員なのか、もうお辞めになっているのか、どちらですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

そこも黒塗りにした部分の情報部分に当たりますよね。そこも含めて不服審査のほうをやっていただければと思います。

○2番（眞邊真紀君）

分かりました。

黒塗りの議員の2名の分、お尋ねします。先程、休憩取って確認いただいた消防組合からの旅費、1万四千幾らですね。お二人それぞれですけど。二重に支払われていた、組合からと町からと支払われていた例があって、1年後に返されている。これというのは、自発的に返されたのか、事務局が指摘をして返したのか、どちらですか。

○議会事務局長（日高孝之君）

本人からの自発的に返されたということです。

○2番（眞邊真紀君）

自発的に返されたとすると、自分の記憶に基づいて、ダブって支給された分を返したんですよね。ほかにそういう出張先から出張費が支払われる、日当が支払われるという事例ってあると思うんですけども、二重に支払われている例があるかないか、確認作業はしていますか、事務局で、この返還のあった後。

○議会事務局長（日高孝之君）

特に確認はしておりませんが、今年度については、そういう事例というのはまだ出てきていないということです。通常であれば、色んなそういう会議の中で旅費が出るというような会議もあるかと思えますけども、それぞれ今年度まだ出てきておりませんので、出てきたらしっかりと対応したいというふうに思っております。

○2番（眞邊真紀君）

今年度はコロナの件でもろもろ会議がなくなって、ダブっているところないと思うんですね。ただ、遡って5年見る必要があると思うんですね。記録ありますよね。その作業をされていますか。その必要性感じていますかというところをお伺いしたいんですけれども。

○議会事務局長（日高孝之君）

5年前の遡ってということは、現在のところはやっておりません。

○2番（眞邊真紀君）

実際にこういう事例があったんですから、ほかにもあるかもしれないというふうに考えるのが妥当だと思うんですね。今後されますか、チェック。というか、そもそも二重に支払われた例がなぜ起きたのかというのは、事務局で検証されたんですか。

○議会事務局長（日高孝之君）

検証というか、そういったことを払ったという事実というか、そういうのはつかみました。今後については、そういった遡ってというのでも検証はしてみようというふうには思います。

○2番（眞邊真紀君）

事務局のミスでもあると思うんですね。結局そういう消防組合から支給されるというのは、おそらく毎年変わりなくそうであるというふうに分えられると思うんですよ。だから、そういう会にもかかわらず、出張旅費が町のほうからも支払われた、8,300円と8,700円ですね。だから、そういうチェックミスがどうして起きたのかということを知らないと、結局、どなたも故意じゃなくても、そういう不正請求が起きる可能性ってあるんですよ、そういうチェックがなされないと。だから、別に責めているわけでも何でもなくて、今後起きないために、なぜこれが起きたのかというところをチェックする必要があると思うんです。その辺いかがですかね。

○議会事務局長（日高孝之君）

そういったことが起きないようにチェックもしていきたい、また、以前の分についても検証してみたいというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

次の質問に移ります。

2番目の架空領収書について。

出張旅費の不正請求では、架空領収書を受け取り、精算している事例が複数あると見られます。報道等で御存じかと思えますけれども、少なくとも10件ほどあるのが分かっています。事実関係を認めた謝罪した前議長の存在から、単なる事務的ミスとは言えなくなっていると思います。町の見解をお伺いします。

ごめんなさい。すみません。よろしいですか、戻って。すみません。よろしいですか。今の質問を一時下げて、訂正いたします。ごめんなさい。

1番目の質問の、予約キャンセル料は町負担になっているが、本人負担が適切ではないかというところをお伺いします。申し訳ありません。

○町長（荒木耕治君）

当初から詐欺的意図の下に予約のキャンセルをしたような場合においては、当然キャンセル料については本人の負担すべきと考えるところであります。その事実を本人が認めている場合、あるいは、刑事手続により刑法246条1項の詐欺罪等について有罪が確定した場合は別として、推測だけで詐欺的意図があったと決めつけ、キャンセル料を本人に負担させるとするのは、公共団体としては控えるべきものと考えております。

また、旅行終了後に精算手続を懈怠し、あるいは遅延していたことと、キャンセル料の本人負担との関係についても、直接的にはつながるものではないと考える次第です。刑法246条2項の詐欺が確定的に成立するような場合を除いては、そのことを理由としてキャンセル料を本人に負担させるのは妥当ではないというふうに考えております。

○2番（眞邊真紀君）

詐欺的意図があったからどうかという話ではなくて、結局、御自身たちの都合でもと

もとのチケットを払戻しをして、別の格安のチケットを買ったわけですよね。その行為自体はやっぱり事実で、例えば、3万円で買ったチケットを町から受け取ったとしましょう。御自身は後でそれを払戻しをして、500円のキャンセル料を払って1万円のチケットを買った。そうすると、本来は、町に戻らなきゃいけないのは2万円だと思うんですね。御自身の都合でチケットを交換されたわけですから、だから、法的な解釈とかそういうのを一旦脇に置いて、返さなきゃいけないんじゃないかなというふうに個人的に思いませんか。キャンセル料を足してみると、町長と岩川俊広議員それぞれ2万9,880円で、7,128円です。これ足すと、3万7,000円ほどなんですよ。返さなくていいという法的根拠があるのであれば、返さなくていいと思います。ただ、これというのは、国民年金をもらっている世帯で、最低額ぐらい匹敵すると思うんですね。だから、御自身の御良心が傷まなければ、法的根拠の下に返さなくてもいいと思います。だけれども、御自身の都合で変えたものを、その積み重ねが3万円近くあると。それはやっぱり返すべきだよなと、私ならやっぱり思うだろうなと思います。いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

法的に返さなくていいものを返すというのは、私の場合は、まだちゃんと調べたわけじゃないですけども、それは寄附行為になるので、それは返し方も色々とまた考えをしないとできないのかなというふうに、今聞いてそういうふうに思っている。

○2番（眞邊真紀君）

分かりました。キャンセル料が実際に発生した返還が、前議長の分も、もう本当に微々たる金額ですけども、あります。前議長の場合は、御自身で認めていらっしゃるよね、したことを。新聞報道によると、8月14日付南日本新聞に、「東京ではタクシー代などがかかるため、実際より高額な領収書を書いてもらい、多めに旅費を受け取った。大変悪いことをした。町民に深くお詫びしたい」。書類送検を報じた9月4日付の南日本新聞には、「悪いことをしたので深く反省している。事実関係は争わず、検察の捜査に協力する」とコメントされているんですよ。この分に関しても、やっぱり司法の判断が下るまでは、キャンセル料に関して差し引いて、その分も差し引いて返還額として計算するという考え方でよろしいんですかね。事実を認めていても、司法の判断が下るまでということ。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

前議長の旅費の精算につきましては、直接話を聞いているわけでもなく、書類を見たわけでもございません。ですから、こっちはタッチしていないところでございます。ただ、司法の判断が下るまでは推定無罪というところもございませぬ。確定して、これはもうということであれば、またそれからでも改めて精算ということも考えられるのではないかと思います。

○2番（眞邊真紀君）

前議長の分の旅費の返還についてという書類には、鎌田総務課長は印鑑押されていますけど。

○議長（高橋義友君）

ちょっと議会事務局長に振って、答弁させていいですか。

○議会事務局長（日高孝之君）

ただいまの前議長のキャンセル料の件なんですけども、これについては、当初は、議員おっしゃるように、町負担ということで資料に載っていると思います。そういうことで、我々も精査して返還をしたわけなんですけども、実は、その後、本人から返還金に誤りがあったということで申出がありました。その中で、まだキャンセル料以外にも高速船代とかも若干間違いが、料金、船のですね。料金間違いとかあったので、その辺も訂正の申入れがあって、再度返還処理を行ったというところであります。当初の精査が甘かったということで、今、反省しているというところです。

以上です。

○2番（眞邊真紀君）

本人から再度の申出があって、その処理をしたのはいつですか。

○議会事務局長（日高孝之君）

先週です。先週、日にちはちょっとあれですけど、先週になります。

○2番（眞邊真紀君）

分かりました。じゃあ、私が開示請求でこの記録を頂いてから、その後の話になるということですね。分かりました。また再度開示請求をかけたいと思いますので、よろしくお願いします。

今度は、2番目の質問に移らせていただきます。

架空領収書について。

出張旅費の不正請求では、架空領収書を受け取り精算している事例が複数あると見られます。事実関係を認めて謝罪した前議長の存在から、単なる事務的ミスとは言えなくなっていると思います。町の見解をお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

架空領収書を受け取り、それを使って精算している事例は、1件のみであります。他にそのような事情も確認されていないことから、町としては同様の事案が複数あるとの認識はありません。また、架空領収書による精算について、前議長が事実関係を認めたことが、他の同様の事案、すなわち、実際と異なる金額が掲載をされた領収書全般についても、単なる事務的ミスではなく、意図的に実際と異なる金額を記載するような要請をするなどして作成されたものであるとの証左、根拠となるかのよう主張をされてい

るようですが、なぜそのようなことが言い切れるのか。論拠が定かではなく、私としては、そのような主張には賛同をしかねるところであります。

さらに言えば、そもそも強制的な手段によって捜査権を有していない町としては、任意の事情聴取の際等に本人がその事実を認めている場合、あるいは、刑事手続によってそのことが明らかであると判断された場合は別として、明確な根拠、確実な証拠もなく、一方的にそのような決めつけ、推測に基づいた対応をすることは、決してしてはならないものと考えているところであります。

現時点においては、意図的に実際と異なる金額を記載する、要請するなどした事実について、確かな証拠に基づく確証を得られない以上、あくまでも事務上のミスであるとせざるを得ないとするのが、町の見解であります。

○2番（眞邊真紀君）

100歩譲って、全部が全部事務的ミスとしましょう。ただ、不正請求が起きていたのは事実ですよ。正しからず、正しくない請求が複数にもわたって起きていたのは事実ですよ。

そこで、先程の質問にも関連しますが、監査委員の報告があったかのように、町のほうにあったかのように、議員も聞いていると思うがという趣旨の発言があったかと思うんですけど、議会のほうは、その報告は聞いていないんですよ。先程、町長がおっしゃった監査委員が調査をして分かった不正請求に関するものが、今回開示請求をかけた返還記録と情報が合わない。平成26年とか27年とかの記録は私も持っていないので。それって、開示されていない、不正請求に関して返還されていないということなんですかね。先程、町長が監査委員の調査に関して発言をされました、小脇議員からの質問で。それに関連して、不正請求分が発覚したかのように聞こえたんですけども、それは、今ちょっと説明していただけますかね。当然個人名とかは要らないので。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

監査委員に町長が監査の要求をいたしまして、その結果、町長に文書が届いております。そのことについては、監査は当然公表されるべき、結果は公表されるべきものという取扱いの中で、理解の下で、皆さん御承知のことという発言をさせていただきました。掲示板で告示をしてございますし、皆さん見ようと思えば見れる状況にはなっています。何か議員の皆様にも文書配付で、配付をしたという。

それと、2点目の質問がちょっと理解できなかったんですけど、一部返還をしたものもあるということで、小脇議員の2点目の質問に回答させていただきました。

○2番（眞邊真紀君）

ありがとうございます。その報告について、私が見落としていたんですよ。その監査委員の報告が、おそらく全庁調査じゃないと思うんですが、全職員の5年間遡った調査

とかではないですよ。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

今回、町長が要求をした分につきましては、5年間、現職の職員が航空機を利用して行った出張のみということで、当然その当時、航空賃の問題になっていましたので、一応航空機を使っただけの出張ということで限定をさせていただきました。

○2番（眞邊真紀君）

その詳細なんですが、監査委員にも搭乗記録等を取り寄せることができると思われるという答弁を、6月議会の私の一般質問で総務課長されていましたが、搭乗記録を取り寄せた詳細になる照合がされて調査報告があったんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ちょっと記憶、定かではございませんが、百八十数件の命令、精算記録を監査委員に提出をして、お願いしますということで行いました。監査委員としても、島内の旅行エージェント等にその記録の照会を求めたと聞いております。ただ、一部個人情報保護のために、照会には答えられないということもあったというふうには聞いております。ですから、その全件183件を調べるには、相当な時間的な、人的な対応が必要になりますし、その一部を調べる段階で、そのようなことがあったということは聞いております。

○2番（眞邊真紀君）

5年間、現職職員の飛行機での出張をとると、183件では当然網羅できないと思うんですが、抽出されて183件だったんでしょうか。その抽出方法というのは、どのようにされたんですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

説明がまずかったですね。現職の職員で、5年間遡って、飛行機を使った場合、たしか183件じゃなかったかなと記憶しております。

○2番（眞邊真紀君）

その183件全てエージェントに照会をかけたか、その一部を抽出をして調査をされたという考え方なのか、183件とも全てエージェントに問合せをして発券記録等調査されたのか、どういう調査結果だったんですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

すいません、何度も説明がまずくて。183件のうち、監査委員がこれとこれを調べようというところをエージェントに照会をかけたと聞いております。

○2番（眞邊真紀君）

ということは、一部に過ぎないという調査です。故意か故意じゃないかは別にして、不正請求が幾つか種類があるんですね。今回、船で行って、それが二重に支払われていた例があって返還したと。色々あります。不正請求をやはり町がきちんと調査をして、

第三者を入れた調査をして、再発防止に尽力するべきじゃないかなと思うんですけども、町長、お考えいかがですか。調査をするべきじゃないかなと思うんです。監査委員の調査というのは、本当に限局したものだと思えないんですね、今聞いていると。なんで、全体的な調査を第三者を入れて、きちんと計算した根拠を、搭乗記録等で照会をかけて導き出す、で、再発防止に結びつける、条例化していくという作業が絶対に必要だなと思うんですけども。というのは、きちんと町が調査をしていれば、あるいは、議会が調査してれば、個人を告発したりとか、司法にその判断を委ねるとかというのは、絶対必要ないと思うんですよ。ただ、調査しないが故に、その判断を司法に、残念ながら情けない限りですよ、求めていくということになるので、いかがですかね。きちんと調査をされれば、こんなことにならないと思いますけど。

○町長（荒木耕治君）

今、全部調査が必要じゃないかということでございますけれども、今、監査委員が航空券に限って調査をやりました。今、議員が言われるように、船あるいは、色んなものが出てくるようなことがあれば、また、外部というよりも、私は当初から、これは監査委員できちっとやれるというふうに自分でも思っておりますので、そういうことでは、船とか、そういうほかの部分に関しても、もう少しきちんと監査をお願いをするような事態になるかもしれないというふうに今思っています。

○2番（眞邊真紀君）

こんな言い方はしたくないですけど、結局、2名いて、町選出、議会選出の監査委員のうちの一人が、自分でも、まあ故意か故意でないかは別にしても、返還しているわけですよ、こうして。黒塗りになっていますけど。そういうやっぱり不正を見抜けない、御自身の請求に関しても分からなかった、そういう方が監査できるんですかね。そこが非常に心配です。

○議長（高橋義友君）

答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

そこら辺も含めて、もう少し時間を頂ければというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

犯人探しをするとか、そういう意味でやっているわけではなくて、不正はあまりにも、事務的ミスにしても、あまりにも複数件に及ぶので、やっぱりきちんと調査をされたほうがいいだろうと。ミスで済ませてしまうと、同じようなことが起きます。一回当たりの差額が非常に大きいので、積み重なると本当に、1年たち、2年たちすると何百万円に膨れ上がりますよ。そこをやっぱり危惧しない議員というのは、やっぱりあるべき姿でないと思うから、私そこを本当に心配しているので、全体的な調査をぜひしていた

だいて、再発防止をしていただきたいなと思っています。

今回、町の姿勢が今ひとつ、第三者を入れた調査に乗り気かと言えば、何かそんなふうにも見えないので、最終本会議で百条委員会、また提案すべきなのかなと、委員による調査を提案すべきなんじゃないかなというふうに考えてはいます。ですが、どうなるかよく分かりませんが、もしそういう、町も調査しない、議会もそれを調査しない、こういうところってほとんど自治体ないと思うんですね。もし調査しないとすると、今聞いているのが、住民の有志による調査、できる範囲での調査をしたいというので、情報公開請求によって全職員の旅費、出張精算書が請求されるでしょう。ある程度見ていると、不正の、まあ故意であっても故意でなくても、これは不正だろうなというのが見抜けるようになっていきますよ。だから、そんなことを住民にさせるより、町がもうちょっと踏み込んだ調査をする。それが駄目なら、議会がもう当然しなきゃいけないですけど、不正について、故意か故意でないかは別にして、不正について何ら明らかになっていないわけです。司法に委ねている場合じゃないんですよ。なんで、ここをひとつ本当に第三者を入れた調査をきちんとしていただくというのを早急に考えていただきたい。議会でもその調査をきちんと提案されたら、重んじていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開します。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、大角利成君に発言を許します。

○15番（大角利成君）

皆さん、お疲れさまでございます。腹ごしらえと休憩とで、体も、それから、脳もリフレッシュをされたところでございます。少し眠い気もしますけれども、許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染防止対策事業に日々取組、尽力をされている町の関係職員並びに各種団体関係機関職員の皆様に、お疲れさまと言葉を申し述べたいと思います。

このようなコロナ禍の中にあって、先日の台風10号接近の折には、町民に安全確保と早期の避難所開設並びに町職員の配置と適切な対策を講じていただきました。幸いにし

て、大きな人的被害はなかったと聞いております。残念ながら、屋久島・口永良部両島広域にわたって、住家等建築物や農作物、公共施設等に被害が出たところであります。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

コロナ等で暗くて大変な社会情勢ではありますが、本町若者、高校生の活躍で、うれしい明るいニュースもありました。春・夏の甲子園高校野球大会は中止となりましたが、関係機関の取り計らいにより、春の甲子園の選抜大会出場が決定していたチームの交流試合各1試合が実現をし、鹿児島城西高校チームのキャプテン、そして、主力選手として本町出身の古市龍輝君が出場し、町民はもちろん、多くの県民にはつらっプレーで夢と感動を与えてくれました。

また、先日、甲子園において、プロ野球志望高校生合同練習会が行われ、西日本から77名が参加したようであります。報道によりますと、鹿児島からの参加者は3名で、うち1名は、屋久島出身初のプロ野球選手を目指して、屋久島高校の黒飛海太君が参加されたようであります。本町の野球少年たちに夢を与えてくれたことは間違いありません。大変頼もしい限りで、お二人の今後の活躍に期待をするところです。

前置きが長くなりましたが、通告に従いまして質問をいたします。

まず、1点の観光振興についてお尋ねをいたします。町長の明解かつ前向きな回答を求めるところであります。

私たちの屋久島・口永良部島は、多くの温泉資源を有しております。離島の観光地として、南西諸島がこれまで以上にクローズアップされてきておりますが、町内温泉施設を観光振興の中でどのように位置づけているのか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

大角利成議員の御質問にお答えをいたします。

山・海・川での体験活動の後、温泉で疲れを癒やす。我が町は、自然資源もさることながら、里地の観光資源にも恵まれていることを実感をします。有名な温泉観光地とは異なり、温泉そのものを目的として本町を訪れる旅行者はごく少数であると思われませんが、昨日も申し上げましたとおり、登山、ダイビングやシュノーケリング、カヌーなど、類まれな本町の自然資源の中での体験に加え、滝巡りや屋久杉工芸体験を始めとする体験施設、温泉と、本町では様々な組合せによる観光を楽しむことができるというふうに考えております。

○15番（大角利成君）

今、町長のほうから、我が町における観光振興策の中での温泉の位置づけがお話がありました。屋久島は、緑の火山島といわれる口永良部島とともに、その自然環境が世界

的な評価を受け、日本で唯一の世界自然遺産、ラムサール条約、ユネスコエコパーク、そういうのを併せ持つ島、誰もが知っているところでもあります。そのような観点からして、いつも町長が言っているように、私たちもそれを認めているところですが、今や我が町は、観光が主要産業になっております。

そしてまた、今、屋久島空港の滑走路延長の問題が、実現化へ向けて動き出したところでもあります。将来を見据えたときに、屋久島空港の整備が完了しますというと、地の利を生かし、アジア系の観光客をこれまで以上に誘致をしなければいけないかと思えます。そんな中で、温泉というのは、すごく貴重な、大事な資源であると思えます。今、町長が申し上げられましたように、この温泉を大事にしながら、本町の温泉を観光資源に生かす、このことをしっかりと見据えていただきたいと思えます。

1点目については、町長の考えをお尋ねしたところでもあります。

そこで、本町には、冷泉とも言われております温泉源を含め、15か17ほど温泉の泉源があると思えますけれども、民間が所有する、いわゆるリゾートホテル等の温泉施設も含めて、これまで以上に様々な媒体を活用しながらPRをすべき時期に来ているんじゃないかというふうに思いますが、このことについての町長の見解をお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

本町の観光資源をPRするに当たり、山・川・海・滝といった自然資源や外地の体験施設が中心となりますので、温泉施設が主力となりませんが、平内海中温泉や湯泊温泉のように珍しいものや、最も歴史ある尾之間温泉、口永良部島の名湯と、町内の各温泉が本町の欠かせない観光資源であることは言うまでもありません。

近年は、健康志向をテーマにしたウェルネスツーリズムが旅行スタイルのトレンドでもありますので、本町観光の柱であるエコツーリズムに、ウェルネスツーリズムの要素を組み合わせた観光PRが必要であると考えております。議員の御提案も含め、温泉や里の体験施設等について、これまでとは異なる方法によるPRを検討をしてみたいというふうに思えます。

○15番（大角利成君）

これまでとは異なる方法でということでございました。私がこれまで何回となく申し上げてきましたが、恵まれた自然、これを生かしながら、これからもずっと、また、これまで以上に観光産業を活性化するためには、第1次産業と癒やしてくれる温泉、この活用が大事かと思えます。今、町のホームページや観光パンフレット、あるいは、道路沿いの看板等で温泉のPRがなされておりますけれども、このような時期に温泉施設を主としたパンフレット等も作るなりして、もう少し温泉の島、屋久島・口永良部島、そして、離島における温泉の町、屋久島町をPRすべきかと思えますが、町長が先程申し上げましたこれまでと違った方法でというのは、町長、どんなことを今思っているん

でしょうか。

○町長（荒木耕治君）

大変難しい質問ですけれども、今、先日から申し上げておりますこのコロナ禍の中で観光を、あるいは屋久島のスタイルを変えていかなければいけない。今、先程も言いましたが、7割以上が屋久島は観光関連産業に携わっておると。ですが、私も議員になりたての頃、1次産業をないがしろにはいけない。やはり足腰の強い町をつくっていくには、1次産業を大事にしなければいけないということは、私の頭の中にも残っております。ですから、それは勢いのあるものを伸ばすということも大事ですが、やはり観光産業というのは水物ですから、こういうことになったときに、やはり1次産業を大事にしとかなければいけないというのは、今、改めて感じているところです。ですから、これからの観光づくり、温泉も含めて、これも私が常々思っておりますが、屋久島は一流のものが多過ぎます。贅沢な悩みですが、山もあり、川もあり、森もあり、海もある。例えば、ほかの町村比べれば、山なら山、海なら海、川なら一つですから、もうそれに集中して、それしかないんですよ、売るものが。そういう観光というのは、ある意味づくりやすいというか、もうそれしかないわけですから。ですが、屋久島の場合は、何をとっても一級品です。どれを取っても主役になれるものですよね。だから、その中で、一時期、縄文杉がシンボルとなって、要するに、広告塔の役を負って、あんだけ集中をした。ですから、それは、集中するのはよくないということで、分散をしようということで、今、里のエコツアーとか、要するに、カヌーだとか、ダイビングだとか、色んなものをしている。それとともに、今度はお客さんのニーズも変わってまいります。リピーターをつくるには、10時間かかる縄文杉に何回も上るわけにはいきませんから、そういう面ではですね。ですから、今、議員がおっしゃるように、屋久島にもたくさんの温泉もあれば、冷泉もあります。ですから、今度はそういうものを、今までやってきた観光とどうやって結びつけていって、そこに人を導いていくかというようなことを、本当ここに来て真剣に考えなければいけないなというふうに、今現在は思っているところでもあります。

○15番（大角利成君）

私、調べたわけじゃないんですが、少なくともこの南西諸島で、我が町は温泉の泉源を数多く有していると思うんです。今の観光産業を今の状態を維持していただくであれば、今のままでいいのかもしれませんが、しかし、将来、観光振興を図って、観光立島をさらに進めていくということであれば、私は、温泉というのをもう少し力を入れるべき、そういう地下資源を活用すべきというのが私の持論であるがために、今回このような町長の考えを問うたところであります。

そこでなんですが、今申し上げましたように、将来を見据えて、そして、行政だけで

なかなかできることではありません。民間の力を活用しながら、この屋久島島内に新しい新規の千金地を模索しながら確保すべき、そういう時期といたしますか、そういう準備をしなければいけない時期に来ているんじゃないかというふうに私は考えますが、町長の見解はどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

現在ある屋久島の温泉というのは、昔期以来、自然に湧き出しているというか、噴出をしているというか、そういうものが泉源になっておるか。私の知る限りでは、やはりホテルは温泉があるかないかで集客が違ふということで、麦生にあるホテルは、ボーリングをして温泉を発掘をいたしました。私の聞く限り、1億数千万円かけて掘りましたけれども、結局温度が出なくて、それを諦めたというふうなことも聞いております。そして、春牧でもボーリングをしておりましたが、これも結局は出なくて、今もうやめているというようなことでございます。

今、議員がおっしゃる現在屋久島にある温泉、湯量の問題がすごくあるんじゃないのかなというふうに思っております。大量にお客さんが入れるのかなという、要するに、そういう問題もあると思います。ですが、そういう大量に入れるんじゃなくて、先般、テレビで、普段は平内の海中温泉がばっとテレビに出てくるんですが、こないだ、湯泊の海中温泉がテレビで放映、たまたま私が見ましたら放映をされておりました。ですから、ああいう、要するに、自然で海を見ながら、そういう開放感のあるところ、あるいは、今色んなもので情報発信をする、そういう、絵の撮れるそういう場所というものは、静かに観光スポットになっていきつつあるのかなというふうに思っておりますので、そういうものも含めて、やっぱり議員がおっしゃるように、温泉というものは、やはり、もう世界どこでもあるんでしょうけど、日本の温泉というのは、そんだけ、やはりインバウンド、よそから、外国から来られた方というのは温泉すごく入りたがると思いますか、そういうようなものもありますので、そういう備えもしていかなければいけないというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

まさに今町長が言ったように、外国観光客、温泉非常に好むというふうに私も聞いています。ですから、私は先程申し上げましたように、これから先、大事にしくちやいけない地下の資源じゃないのかなと、それを活用をすべきだなど、こう思うところであります。

今、町長が申し上げましたように、湯量によってというのがあります。確かに今、尾之間温泉、自噴をしていますが、いわさきホテル、J Rホテル、あるいは、縄文の宿まんてんについてもポンプアップであります。御承知のように、旧屋久町でJ Rホテルを誘致するときに、企業側からの提案もあって、町と共同で温泉掘削をいたしました。そ

のときの町の希望としては、掘削ボーリングをして、自然に湧出してくれることを願って、フィフティ・フィフティの出資、費用分担。だけど、町としては最高限度3,000万円しか支出しないよと、負担しないよということでボーリングを始めました。747メーターで今やめましたけれども、その時点で、どうも自然湧出が厳しいということから、ポンプアップをすることになりました。そして、ポンプアップということになれば、鹿児島県の温泉の審議会のほうで、たしか毎分、今100リッターですか、のほどしかポンプアップできないということになっていると思います。その関係から、JRホテルが使う湯量しかないということで、町は、こまどり館や、それから、保健センターで使うことを諦めました。

現在、100%をJRホテルが活用をしているわけですから、当然維持管理、地下のポンプの維持管理費用等は、JRが100%負担をしております。その後、ずっとJRホテルさんが使って、町のほうには入湯税が入るわけですが、町は3,000万円負担しましたけれども、私が頂いた資料では、これまでにJRホテルが本町に納入した入湯税は5,000万円を超えております。そのようなことを考えるときに、民間活力を使って、民間が温泉掘削をし、そして、その結果で観光施設営業を営むということになりますという、入湯税が入ってくるわけですが、そのようなことも含めて、新規の掘削の費用の一部を町が助成することについて、するしないは別として、どのような考えか少し聞かせていただければと思います。

○町長（荒木耕治君）

何かやると、必ずお金がかかります。それは全体の予算の中からやっていくわけですが、やはり優先順位があったり、費用対効果があったり、色々そういうものの中から事業を決めていかなければいけないというふうに思っています。それはもう私が言わなくても、議員が十分よくお分かりのことだと思います。ですが、やはり今議員がおっしゃられるようなことは大事なことで、そういうことはきちんと受け止めたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

私が1問目で申し上げたいのは、本町の将来考えると、観光産業を考えると、温泉もう少し確保したいな、泉源を確保したいな、そうすべきであるというふうに思うところで、このような質問をしたところです。先程も申し上げましたが、世界自然遺産と温泉の島・屋久島、緑の火山島と温泉の島・口永良部島、そして、南海の秘湯、温泉の町・屋久島町、このようなことをスローガンに、前向きに検討をしていただきたいことをお願いをしておきたいと思っております。

時間がないので、2点目の質問に入りたいと思います。

2点目のまちづくりについてお尋ねをいたします。

町長は、前日高十七郎町長の思いを継承をして、住民、集落、行政が協働するまちづくりを掲げ、取り組んできたところでございますが、これまでの評価と今後の取組についてお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

住民、集落、行政が協働をするまちづくりについての実績でございますが、先日の台風10号の接近の際、自助・共助・公助の共助に当たる部分を、地域の消防団や各集落の区長さんなどに担っていただきました。こういったことは、普段の消防団活動や地域活動があつてできることであり、協働のよい例であつたと考えております。また、各集落の区長さんとは、行政事務連絡会を通じて、町に対する要望や意見交換など実施をしているところであります。しかしながら、町全体として協働のまちづくりは進んでいるかと問われれば、まだまだ満足いくものにはなっていないと思います。

今後の協働のまちづくりは、行政側として協働という言葉の意味をしっかりと理解をし、住民や集落にどれだけ寄り添っていけるか、さらに、人口減少、少子高齢化や厳しい財政状況など、住民ニーズの複雑化・多様化が進みますと、全ての公共サービスを行政だけで提供をすることがこれまで以上に難しくなるため、地域に必要なサービスを地域の力を借りて協働で提供する仕組みづくりを考えていかなければなりません。そのためにも、補完性の原理に基づき、それぞれができることを考え、持ち寄り、話し合う場をつくっていくことが必要となります。また、その中で、これまで地域活動を担ってきた集落だけでは困難な地域も出てくるかもしれません。そのため、行政としては、人材育成や多様な主体による地域活動を引き出すよう、サポートをしていくことが必要と考えております。

○15番（大角利成君）

今、半ば途中ですから、まちづくりについても終点があるわけじゃないし、おっしゃることはよく分かります。私たちの屋久島町は、他の自治体と比較すると、集落自治制度はしっかりしている。私たちが自負するところでもあります。そしてまた、私もこれまで申し上げてきましたが、まちづくりの原点は、集落、いわゆる村づくり、そして、人づくりである。集落の活力がなくして町の活性化はなしというようなことがよく使われる言葉であります。ぜひまた引き続き、この住民、集落、行政が協働するまちづくりに邁進をしていただきたいと思います。

そこで、次の質問に入ります。

今回のコロナ感染対策の一環として、観光関連事業者支援給付金事業に際し、集落事業や集落関連事業を観光関連事業として認めないという町としての見解を示しているようですが、民間事業は認め、集落が関わる集落事業を認めないということは、町長が提唱している住民、集落、行政が協働するまちづくりに反すると私は思いますが、なぜ今

回、集落事業や集落関連事業を観光関連事業として認めなかったのか、その理由についてお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

小協議員の答弁でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行が本町経済に及ぼす影響は計り知れず、観光旅行者の撃滅によって、直接の影響を受ける観光関連事業者の経済損失は甚大であり、国や県による支援策は講じられているものの十分ではなく、本町としましても、当該事業者の事業活動の維持及び再開を支援するため、屋久島町観光関連事業者支援給付金制度を創設をし、対象事業者への支援を実施をしたところです。

温泉が観光資源であることは紛れもございませんし、集落または集落関連組織において営まれる温泉事業や、みやげ品類の小売事業は、本町観光に寄与していることも十分に認識しております。

しかしながら、この給付金制度の対象は、観光関連事業者、つまり、観光を生業とする事業者であります。観光旅行者の減少によって廃業に追い込まれる事業者であるか否かを基準として検討をし、集落事業や集落関連事業はこれに該当をしないと判断をしたものでございます。御存じのとおり、限られた財源で実施しているものであり、集落事業や集落関連事業を交付対象とした場合、事業体や事業形態のいかんを問わず際限なく給付金を交付することとなり、制度の乱用につながることは必死であります。そのような状況を防ぐため、前述しましたとおり、ボーダーラインを設け、統一見解をもって事業を執行をした次第であります。ただし、この給付金制度の対象からは外れたものの、他の産業分野に対しても支援が必要であることは認識をしており、支援策について検討を重ね、今回上程しております一般会計補正予算（第7号）に、新たな給付金制度予算を計上をして対応をしておりますので、御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○15番（大角利成君）

まずは、これからのことじゃなくて、少しこれまでのことで町長と意見交換をしたいと思っております。

集落と行政が協働するまちづくり、このことを踏まえて、町が管理すべき施設を、一部区に指定管理者制度で管理運営を任せているものもでございます。観光関連で申し上げますと、栗生にある青少年旅行村、あるいは、楠川の楠川温泉もそうでしょう。やっぱり集落が指定管理者として受け入れる段階で、これまでの利用者数あるいは収支状況も勘案しながら、少し集落が頑張ればやっていけるという、そういうまちづくりの思いから、私は指定管理者を受けた面もあるんだろうと思います。そのようなことからして、やはりしっかりと支援をしてくべき。あるいはまた、原区においては組合組織を取っておりますが、げじべえの里の直営事業もやっております。若干違いますが、尾之

間の場合は、区が所有する財産を、個人が使用料を払って業務をしております。いわゆる施設使用料を払って個人が運営をしている。あるいはまた、町のぼん・たん館もJA種子屋久が指定管理者制度でやっております。いずれも私は観光関連施設だと思いますし、町が有する口永良部島の温泉施設、これについても、町は条例の分類の中で観光のところに位置づけをし、条例を制定をしております。一部補助事業等により導入した温泉等については、所管の補助事業の関連から観光部門に入っていないところもありますが、私は温泉施設については観光関連施設というふうな認識を持っておりますし、旧屋久町で申し上げますと、湯泊区が有している湯泊温泉、あるいは、平内にあります海中温泉は、財産は国の財産なのかもしれませんが、湯泊区にしても、平内にしても、その管理運営ということから、利用者に協力金ということで協力を頂いております。そのようなことから、旧屋久町では、平内海中温泉あるいは湯泊温泉につきましては、取付け道路も行政がやり、駐車場整備とトイレの整備も行政がやっております。そのような中であって、今回、尾之間の区が所有する財産を個人が請け負ってやっている事業について、この支援が受けられなかったと。

そのようなことから、去る7月に、尾之間区長と尾之間区の議長連盟で陳情書が上がってきたかと思えます。その回答書を私も区長から頂きましたし、役員の皆様にもその報告がございました。中身を見ますというと、町長が先程申し上げました内容ですけれども、尾之間温泉に支援をするということになると、尾之間温泉のいわゆる一事業者に支援をするということになると、そのお金が集落の使用料として集落に納めることになる。いわゆる集落に町が支援をするのと同じようなことだというようなことでの回答の文書であります。

少し長くなりますが、尾之間については、各ホテルと、あるいは、湯泊、平内、あるいは、町の楠川温泉が休業をする中で、個人事業者としては事業運営のこともありますから、休業をすることについてはなかなか頭を振ってくれない状況でありましたが、ほかの温泉が休業する中で、尾之間温泉に観光客等が集中してくるのは間違いないと。そのことでコロナの感染が広がるといけないということから、集落がお願いをし、個人業者を説得をし、休業をした経緯があります。

そこで、集落としては、4月分から温泉の使用料を一部免除してあります。集落は7月の要望書に基づいて、町がその考えを示す前から、4月からこの9月まで、現在56万5,000円の使用料の減額を行い、さきの役員会において11月まで減額することを決定し、今決定している減額が76万5,000円であります。集落も頑張っているんです。先程、町長がおっしゃった協働するまちづくりということであれば、少し支援の手を、場を差し伸べるべきじゃなかったかと、このように私は思います。今3次の、今回の一般会計の補正、計上しているということではありますが、ぜひ尾之間集落だけじゃなくて、ほか

の集落がやっているほかの事業についても少し検討をしていただいて、前向きな支援をお願いしたいと、このように考えるところであります。町長、尾之間集落も80万円弱、場合によっては、また今後も続くであろうというふうな役員会でも話しております。ぜひ、先程申し上げました原集落、あるいは栗生の旅行村、あるいは楠川の温泉、ほかにもあると思います。ぜひ検討をしていただきたい。このことをば申し上げておきたいと思っております。

最後になりますが、農業振興について、少し町長の見解をお尋ねいたします。

いつも私が質問をすると、硬い話で顔が引きつっているという町民からの御指摘もありました。そのようなことで、たまにはユーモアたっぷりで話をせんかということもございましたので、今日はそのことを忘れないように、笑顔を忘れず、落ち着いて冷静に発言せよということをメモをしてきたところです。でも、うまくここまでいきませんでした。最後の質問は笑顔で分かれないと思っておりますので、3番目の質問をさせていただきます。

国は、新型コロナウイルスの影響による需要の減少により、市場価格が低迷するなどの影響を受けた野菜、花卉、果樹等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげることから、高収益作物次期作支援交付金事業を制定をしたところであります。現状で本町農家への交付金をどの程度と見込んでいるのか、まずはお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

高収益作物次期作支援交付金は、新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上が減少する等の影響を受けた野菜、花卉、果樹、茶等の高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、輸出に向けて販路の転換または拡大に取り組む農業者に対して支援を行う国の制度です。農家は、要綱に決められた取組事項を2項目以上を行えば、10アール当たり5万5,000円の交付金が交付されます。

現在、本町では各農家から申請を受け付け、取組の一つである安全講習会を実施をしました。今後は作物ごとに、もう一つの取組に向けて準備を進めているところです。

8月末時点での申請者は約240戸、申請面積は266ヘクタール、交付金申請額は1億6,000万円ほどと見込んでおります。加えて、茶農家については、熊毛地区茶業推進協議会が申請者となっており、14戸、申請面積は約57.6ヘクタール、申請額が3,700万円余りとなっております。

○15番（大角利成君）

今の答弁ですと、お茶、または果樹等を含めまして2億円弱、約2億円というようなお話でありました。仮の話をするのは一般質問としてそぐわない、仮の話には回答はし

ないということであれば答弁は控えても結構ですが、仮に、今、示された普通の高収益の果樹等、国が示した単価が5万5,000円だったと思いますが、これを下回って交付された場合、何で私がこれを聞くかという、やっぱり行政は确实なところは申し上げにくいところがあるものですから、先般の説明会で、国からの交付金は丸々来るとは限りませんということでありました。仮に交付単価を下回ってこの交付金が交付された場合、農家支援として、町はこの補填分を町単独で支給する考えはないのかどうか、町長の見解、考えをお尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

仮に私が支援をすれば、満額する、取る努力を職員がやらないんじゃないのかなという思いがあります。ですから、当然満額を補助を取れるということで仕事をしてもらって、満額取るというふうにやりたいと思います。

○15番（大角利成君）

先程も申し上げましたが、農家の事業説明の折、私もその対象者でありますから、多くの農業従事者とお話をしました。以前と比較しまして、当日は、農家の皆さんの目が輝き、ほほ笑みを感じました。国からの基準額が100%交付を心配するような、もしかしたら下回るかもしれませんというようなことで担当者の説明がありましたが、それはそのとおりだと私も経験から思います。と同時に、少し農家の皆さんの落胆の声があちこちから聞かされました。農業就業者の高齢化、そして、後継者・担い手不足が深刻な我が町でもあります。今回のこの一連の支援事業、農家は大変楽しみにしているところであります。最後になって、私も町長も一緒にほほ笑むことができましたが、ぜひ最終的にそういうことになるように、3月頃と聞いております、給付がですね。そのときに笑って喜ぶことができるように、そのことを期待をして、今回の私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

2時35分、再開します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、日高好作君に発言を許します。

○11番（日高好作君）

皆さん、お疲れさまです。本日最後になりました。よろしく願いいたします。

今年も猛暑を超えて酷暑の年になりました。以前受けた研修で、温暖化の影響で海水温の上昇をもたらすものとして、豪雨災害の頻発と大型台風の発生・上陸が当たり前になると、防災の専門家がおっしゃっていましたが、まさに現実のものとなっています。

そのとき一番大事なことは、行政に頼るのではなく、自分の身は自分で守れと言われました。今回の台風10号の対応は、それができていたのではと思います。亡くなられた方や被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。質問の内容は次の4点です。行政運営についての4点、1点目は、産業構造の再構築について、2点目は、光回線の運用について、3点目は、ふるさと納税について、4点目は、コロナ対策についてです。

それでは、1番目の産業構造の再構築について。

本町では、観光業が順調に伸びて地域経済の牽引役となっていました。新型コロナウイルスは、それを根本から破壊するような状況になっています。町民が安定して生活できる産業構造を再構築すべきではと思いますが、考えを伺います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

日高好作議員の御質問にお答えをします。

本町では、これまで観光立町を掲げ、観光振興に係る施設整備と交流人口の拡大に向けた誘客数に取り組み、観光業を始め、観光関連業を含む3次産業に従事する場合は、平成27年国勢調査の産業別就業人口によると、72.66%まで増加をしております。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大の水際対策として、来島の自粛要請等々により、観光客を始め入り込み客は激減し、町内経済に大きな影響が出ていると認識をしております。

観光産業については、世界的に新型コロナウイルスの収束が見えない状況にありますが、全国的感染状況と観光動向を把握しながら、ウィズコロナ時代としての入り込み客や観光客への感染対策を強化をしながら、観光産業の維持に努めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、ポストコロナ、新しい観光の価値観が求められる時代と言われており、新しい時代を見据えた観光産業のありようを求めていきます。

議員の御指摘の産業構造の再構築であります。本町では、今年度で島内の光回線の整備が完了することから、ポストコロナ時代の新たな地域づくりを目指すため、光回線を活用した新たな産業、企業誘致策としてサテライトオフィスの誘致やワーケーション制度を取り入れるため、係長級を中心とした庁内プロジェクトを設置をして、屋久島の課題、そして具体的方策等の議論を深めているところです。

サテライトオフィスやワーケーションの誘致が実現すると、定住と観光の間にある長期滞在人口の確保が図られ、観光客の減少に代わる交流人口の向上と新規就労先につながるものと期待をしているところです。

また、農業を始めとする1次産業についても、時代に合った新たな基幹作物の導入や担い手の確保、木材の高付加価値化、水産物の販路拡大など、これまで以上に取り組み、ポストコロナの時代にシフトする農業の可能性、そしてSDGsにおける農業の役割は大きなものと認識をしており、これまで、今、そして未来の屋久島の農業がどうあるべきかをしっかり見定め、1次産業から現在議論を深めているICTを活用した4次産業を含めた、バランスのいい産業構造を模索することで、新たな産業を発掘をし、具現化したいというふうに考えております。

○11番（日高好作君）

今年コロナ禍の中で一番感じたことは、結局どこにも出れない。外からももちろん、自粛で入ってこなかったわけですが、そういう中で本来であれば、例えば観光業のガイドさんあたりを中心として、屋久島でもう厳しいとなれば、県外に出て、職の場を求めてといたしますか、そういうことが可能だったんでしょうけど、それすらできない状況の中で、かといって目の前の収入が全く閉ざされた状況で、この町でどう生きていくかということ、すごく考えさせられたわけです。

今、町長答弁にあった全体的な産業構造というのは、もちろん大事なわけですが、私は言葉でいえば複合です。産業の複合化といいますか、私たち農家もそうなんですけど、これまでは観光は観光、農業は農業という形で、それなりの分野で頑張っておれば、どうにか生き延びてこられたというか、生活できた環境でありましたですけど、このコロナに関しては、非常にそれが厳しくなってきたのかな。町長自身、このコロナの収束というものを、どのように考えておられますか。

○町長（荒木耕治君）

まず、国難だと思っているんですけども、非常に難しい。今、総裁選挙の中でも3人の候補者が盛んに議論をしております。明確な回答するのは1人もいません。それで、私が明確な回答はできないと思っておりますが、いずれにしましても、終わりなき戦いではないんで、いつかゴールがあると思っております。そこに向かって、みんな一緒になって頑張っていかなければいけないというふうに思っております。

ですから、国は今ワクチンを早期に開発をして、国民全体に早くワクチンが打てるように、そういうことを目指しております。

ですから、私どもも、島に限っては、今、幸い、島民の皆さんのコロナに対する認識が広がっていますか、そういうことは高いと思っております。一例出ましたけれども、そこで止まって、今現状、出ていないと。ですが、これは手放しでは喜ばませんので、今言

われるように、色々な産業をやります。興していかなければいけませんけども、興していくっていうことは、そんだけ交流があるということですから、またいつそういう事態が起こるか分からない。ですから、非常に不安を抱えながらの経済の再生ということになっていくんだろうと思います。

ですが、今、新総裁になられた菅義偉自民党総裁は、自助・共助・公助というのをいつも口にしております。自分たちでできることは自分たちでやろう。そして、共同する地域、あるいはそういうことと、そして最後は国がセーフティーネット、国の部分をやろうと、そういう社会を目指していくのが、このウィズコロナの時代に立ち向かっていく一つの方策であろうということも言っております。

ですから、私どももそういう気持ちで頑張っていきたいというふうに、今、私が明確に今どうということとは言えないですけども、近い将来、必ず収束はするということは思っております。

○11番（日高好作君）

町長に質問するといつも長い答弁頂いて、最後のほうが時間がなくなってくるんですが、それはそれで思いで、要するに誰にも分かんないわけですよ。誰にも分かんない中でまた感じとしては今第2波ですか、それが収まりつつあるんじゃないか。だから、Go To トラベルですか。東京もいよいよというような流れになってくるわけですけど、ただこれもまた第3波なり、大きく感染者が増えると、非常に元の動きにまた止まるわけです。

私は、私たちの親の年代といいますか、私がちょうど帰ってきた頃の三十五、六年前というのは、非常に公共事業が盛んでした。旧屋久町でも15億円か20億円ぐらいあったんじゃないかなという、そういうすごい財政的には豊かなといいますか、町に活気があったような気がします。

そういう中で、例えば農家の人でも、農閑期、オフシーズンですね。そういった公共事業でもって収入を得て、子供を大学なり出すというような、そういう環境があったわけなんです。だから、農業で稼ぎながらも、さらに収入があって、生活が安定していたと。こういうふうに農業は農業、観光は観光ということで、今年のように行き詰まってしまうと、生きる収入をどこに求めるかということに非常に苦慮するわけです。

そういう中で、農福連携とか、農業と福祉の連携とか、そういった言葉もあります。福祉事業やりながら、農業の農産物の生産も行うというようなことで、施設を維持しているところもあります。

私は、例えばガイドさんたちとか、あるいは主婦の方、高齢者も含めて、ここにしながら収入を得られるような、そういう生産構造といいますか、そこに目を向けるべきじゃないのかなというふうに思っております。例えば一般にこういう話をしますと、じゃ

あガイドさんたちは農業はできるのかとかという、単直にそういう発想では駄目なわけです。

今、通販の会社で食べチョコという会社があります。町長は聞いたことありますか。テレビでもやっておりましたですけど、要は有機農業を中心として栽培している人たちが、その会社に手数料20%払って、写真とか色々農産物を出す。それを見た消費者が自分の好きなものを、その値段で買うと。そういうようなことで、非常に今年のコロナの中では伸びているわけです。

テレビの中でも出てましたですけど、女性の社長です。農家やら漁師さんたち、そういった人たちの生活の安定を図りたいということで、そういう会社を立ち上げた。20%の手数料で、テレビでは30億円以上の売上高だといいますから、すごいものがあると思います。

それから、またポケットマルシェですか、どこか岩手県の花巻、ここに同じような会社を立ち上げている。この方は生産者が価格設定の主導権を握り、手取りが3割だったものが7割増える。直販には若手から高齢者まで参加しており、今後の発展が望まれる。これは先程の食べチョコでも同じことが言われる。

私ども農業の中では、これまでは市場に出していたら、ある程度の安定した収入は得られたという時代が長く続いて、非常にそれに乗かってきて、ある意味では、新しいものに挑戦といいますか、果敢に開発をしてこなかったっていう、それも経緯はありますけど、まだまだ逆にこのコロナ禍の生活の中で、これを逆手に取ってやっていける、そういったことができるんじゃないかという思いがあるわけですけど、その辺については、町長はどのように感じますか。

○町長（荒木耕治君）

ピンチの後にもチャンスありという言葉があるように、苦しんでるところもあれば、それによって、言葉は適切かどうか知りませんが、もうけているっていうのは、これも時代の常だと思います。

屋久島でもつい先日、私が行きました通販で、かなり色んなものを販売をされている方もいらっしゃいます。それからテイクアウトという、私は最近、片仮名が多いんであまり、ついていくのにやっとですけども、色んなそういう新しい、今までになかったものができていっているということでございます。

議員がおっしゃったのは少し、私も今初めて聞きましたけれども、いずれにいたしましても、新しいそういう時代になっていくんだろうというふうに思います。

○11番（日高好作君）

今回の私の質問は、1番、2番、3番、ある意味では一緒になった質問であると思っております。このほかにも有名な徳島県の上勝町ですか、いろどりという、その山に

ある葉っぱを取って、高級料亭に収めて、稼ぐ人は1,000万円以上、おじいさん、おばあさん、それを受けて、孫がそんなもうけるのであればということで、孫たちが後継者で帰ってくるというような、そういう話も聞いております。

このいろどりの葉っぱビジネスを最初に仕掛けた方、横石さんっていう方なんですけど、この人、最初に地域の人に、今に何か変えていきたいと思いますという提言といいますか、そんな発言をしたら、おまえ、よそ者のくせに余計なことを言うなとか、偉そうに言うなというようなことを言われて、そんならということで一念発起して、このビジネスを考えた。

この人いわく、町おこしや地域の活性化を考えるのではなく、仕事をつくり、まずは女性や高齢者に居場所と出番をつくると。これが横石さんという方の基本的な考え方で、特に難しいまちづくりだとか地域活性化、そんなもの考えてはいないと。要は楽しんで収入を得られる。町民がにこにこして、そこに生活ができる。

まさに、今、我が町も、そういう環境づくりを再構築していかなきゃいけないのかなという思いがするわけです。これまでは青空市とか、それぞれ野菜とかも出して売っていましたが、なかなか高齢者にとっては、それすらも大変であると。また、女性の方でもこれが、例えばパートで働きに行くよりも、そちらのほうが収入がいいとなると、またすごく元気が出るんじゃないかな。

上勝町に関しては、人口が1,700人しかいないんだそうなんですけど、86%が山林、65歳以上が50%以上、こういう中で200人ぐらいの生産者で年間2億5,000万円ぐらい売り上げるといふ。平均すると100万円ちょっとですか。中には1,000万円を売り上げるといふような、非常に。ただ、これ、それはそこでの話よっていうふうに、そこで止まっては何も生まれえないというのが、ある意味、環境的には、私はこの上勝町も屋久島町も似ているのではないかな。

そういうような観点で、これまでの農業は農業、観光は観光という考え方じゃなくして、相対的に収入を得るにはどうしたら、日銭でも何でもいから、年間にしたら50万円なり100万円になるような、そういう形づくりというのを考えていく必要があるんじゃないかなという思いが非常に今年したもんですから、こういう質問をしておりますが、その点については町長、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

私もそのように思っております。今のいずれの成功例にしても、民間主導、あるいは個人が頑張ってる。そういう成功例が日本中にたくさんあります。行政が主導をして成功した例というのはあまりないです。ですから、今、島内でも移住をされている方々は、新しい感覚で、新しい発想で、ネットを使って、色んなコロナ禍の中の商売というのを考えていますよ。

ですから、そういうものをまず民間がやり出して、そこに私どもがどんな協力ができるのか、行政がお手伝いができるのか。そういうことをこれから探っていくような時代になっていくんじゃないのかな。行政主導っていうのはあまり、私個人も民間にいた頃は、そう思っていました。

○11番（日高好作君）

行政主導でも町長、結構やっているところはやっていて、いい結果も出している。例えば、私、前にも話しましたように、沖縄県の東村ですか、当時の企画課長が何も無い丘に5万本のツツジを植えて、年間30万人来るようにした。800人近くの雇用を生み出したっていう。そういう世の中にはスーパー公務員という言葉の人もいますし、それはそれで、要は仕掛け人を、私も能力あればなんですけど、仕掛け人を探すとか、あるいは沖縄の話じゃないですけど、当時の村長さんが、おまえ、これ好きなようにやれということで、そういうふうな事業を成功させたということもありますし、行政主導ではという考えじゃなくて、職員の中にも、もしかするとこの職員はこういうことにたけているんじゃないかなって、そういう目で町長もぜひ職員を眺めて、これだったらいいアイデアでいけるんじゃないかなと、もしかするとそういう。それを仕掛けとして、またやっていけばいいのかなって思います。

ちなみに、私も食べチョコを見てたら、鹿児島県をぼんと押したら、すぐ屋久島が出てきたですね。これは平内のお方なんですけど、普通、タンカンなんですけど、これ。自分たちだったら、タンカンって紅色になって熟したら売るっていう、そういう感覚じゃないですけど、この方はIターン者でもありますけど、青切りをやって、それを自分なりの特別な製法でもって、青切りの調味料として、青切り塩たんかんという名前で売っていましたが、屋久島にもそういう方、頑張っている人いるんだなということで感じましたですけど、そのようにして、色んな方がここに行っても、私はそういった意味では大地というもの、自分が農業しているからというわけじゃないですけど、大地というのは自然の恵みを供給してくれる。

特にこういうふうに厳しい中で、どうやって生きようかというときには、すぐるところはすぐるといいますか、活路を見いだすのはそこにあるんじゃないかなという気がしておりますので、ぜひそういう形で、私は1番目の質問は、産業構造の再構築という言葉を使って質問をしたところです。

それでは、2点目に入ります。光回線の運用についてということで、町ではどのように効果を引き出し経済発展につなげようとしているのか、現状と課題について。

昨日も同僚議員が質問しまして、ある程度、答弁も頂きましたですけど、また違った角度でお願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

現在、通信環境は無線LAN機能の発達、全世界での普及によりスマートフォンやタブレットPC、利便性が加速的に増加しているとともに、なくてはならない環境となっています。旅行先にて様々な観光情報を収集する上で、公衆無線LAN環境の有無により利便性に大きな差があり、特に外国人旅行者にとっては大きな差が生じます。

これまでADSL回線であったため、そこでは情報量の影響により、無線LANの普及が進んでいませんでしたが、これらの問題が解決されることから、主要観光スポットでの公衆無線LANの環境整備を行い、利便性の向上に努め、観光客の増加につなげられればと思います。

また、先程もありましたが、現在、コロナ禍の影響により、在宅勤務を行う状況が増え、都市部を離れ、環境のよい場所で仕事をする方が増加しています。現在、町ではサテライトオフィスについての検討チームをつくり、屋久島の環境を生かし、企業や移住者等を増やすためのアイデアや、地元へどのように還元できるかなど、検討を始めているところであります。

○11番（日高好作君）

昨日の同僚議員のやり取りを聞いていたときに、ぼろっと同僚議員が言いましたように、特別なものじゃないっていうようなことです。要するに、よそでは当たり前のことが、やっとある意味、屋久島でそれが運用が始まったということで、特にああしろ、こうしろとか、これがいいんじゃないか、あれがいいんじゃないかっていうのは、その地域で見つけ出していかなきゃいけないんですけど、一番のメリットというのは、私は主には、昨日も出ました、企業誘致といいますか、それが今までかなわなかった部分ではないかなというふうに思うわけです。

今年は特にテレワークという言葉が、コロナ禍の中で非常に耳にするようになりまして、昨日も出ましたように、パソナグループですか、1,800人の社員のうち1,200人を淡路島にと、そういうような状況です。

屋久島が一気にそういうことができるかということ、またあれでしょうけど、またできないとも限らない。そういう環境に恵まれた場所ですから、これはこれにプラス、いわゆる今の滑走路の延伸、そういったものが加わってくれば、大いに可能で、半日で関東まで飛んでいくわけですから、それは十分可能だというふうに思うわけです。

もちろん担当課では、そういう検討会も常時重ねて、準備といいますか、対応はしているとは思いますが、受け入れる側の対応といいますか、準備といいますか、そういったものがどこまで整備されて、発信できるのかということだと思いますが、それについてはどのように考えていますか。

○政策推進課長（三角謙二君）

地方創生の政策推進担当としての考え方という意味でいきますと、本町では今年度で

光回線が整備されます。これまでも企業が進出したくても、光も入ってないのという意見があったもんですから、今6名の係長を中心にプロジェクトチームを立ち上げております。

この中で地方創生の中でも、国の方針の6本の中の 하나가、地方への人の流れをつくるというのが第一の目標にありまして、うちの地方創生の計画の中でも、屋久島らしい働き方の確立と経済活動の循環という位置づけもありますので、今その6名を中心に、どういうことができるかという部分を、今課題の洗い出しをしています。

あと空きの公共施設等の利用についても、そういう形で利用できないかという形で、先週、空き施設を現地を全て回って、そういうオフィス等にも活用できるかというところで、今取り組んでいるところです。

先程の質問でもあったように、町長がお答えしたように、ICTを使った新たな人材がよそから入ってくることによって、新たな販路拡大のノウハウを持っている方とか、そういう中で1次産業とリンクさせながら、そういう屋久島の物販も売れるようなノウハウも取り入れて、経済活動を活発にしていきたいというふうにして今取り組んでいるところです。

○11番（日高好作君）

課長おっしゃるとおり、そのように進んでもらいたいという思いはあります。結局、3つの質問が私はつながっていると言いましたですけど、そこが全てつながってうまくいくと、1番目も3番目も伸びるのではないかなというふうに思っております。

テレワークが結ぶ地方と都市ということで、この中でテレワークができる業種といますか、職業というのは何があるかって。事務、エンジニア、ライター、デザイナー、営業、それから管理職、管理職の方は屋久島でどっしり構えて、日本中、世界中を動かす、そういうことを想像すると、また楽しいかなという思いもあるわけです。

結局、要素としては、そこにパソコン作業ができる、一人で仕事が進めやすい。それから、仕事の進捗率、進捗状況を共有できると。それから、お客対応がないと。こういったものが要件といますか、大体のテレワーク、地方でできる要素だというふうに書かれております。

そういったことで、こういうことをしまして、ぜひ6人の係長の人たち、一番頭も軟らかい年代かなというふうに思いますので、そういった形をぜひつくっていただけたらというふうに思っております。

それでは、3番目に入らせていただきます。

19年度のふるさと納税寄附額が1億2,400万円ほど伸びているが、その要因、今後も伸ばしていく方策ということで答弁をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

2019年度のふるさと納税額は、前年度と比較をして大きく伸びている要因としては、まず、ふるさと納税という制度が広く浸透してきたことにあると考えております。

全国のふるさと納税受領金額は、前年度と比較して減少しておりますが、これは昨年6月に多くのふるさと納税を募集していた4市町村が制度から除外されたことによるもので、この4市町村が集めていた1,100億円が少なからず屋久島町にも流れてきたことも、納税額が増えた大きな要因の一つではないかというふうに考えております。

今後も納税額を伸ばしていく方策とのことですが、今年度から体験型の返礼品に特化したポータルサイト「さといこ」にも登録をし、屋久島での様々な体験プランを返礼品として掲載し始めたところです。

体験型の返礼品は、ただ返礼品を送って終わりではなく、実際に屋久島町を訪れていただくことで、交流人口の増加や関係人口の拡大にもつながる取組になると考えております。

さらに、屋久島町のふるさと納税特設サイトを作成し、各ポータルサイトからのふるさと納税につなげたいと考えております。

そのほかに全国的には、肉類や米、鮮魚類などの人気が高くなっている状況ですので、屋久島産の肉や野菜、お茶などを返礼品としてラインアップできるよう、生産者に声かけをしていきたいと思っております。

また、ふるさと納税制度の本質は、寄附金を生かして地域を活性化することにありますので、寄附者が寄附したくなるような使い道の検討や、返礼品を送って終わりではない、寄附者と生産者とのつながりをつくるような取組も、今後実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○11番（日高好作君）

8月11日付の南日本新聞ですか、この記事が載って、返礼品の規制が追い風にもなっているし、鹿児島県が全国で2位の312億円ですか、これだけのものが鹿児島県に入ってきている。地場産品の豊富さが功を奏しているんじゃないかという新聞記事もありました。

県内の、今町長の答弁にもありましたように金額の多い、今年は南さつま市が46億4,000万円ですか、これでトップになりましたですけど、例年上位を占める志布志市、大崎町、ここら辺り、あるいは鹿屋とか枕崎もそうですけど、肉、海産物、酒類、屋久島町のベスト5は、人気順番といたら、何か1番から5番まで三岳が出てくる、画面が出てくるんですけど、果実も時期的なもの、季節に限られるものですから、なかなかそういった意味では、返礼品の数がほかの町に比べたら少ないというのは、これは致し方ないのかなという思いはあるんですけど、ただそれで、はい、そうですかということでは、私は担当課も十分努力はされているというふうに評価していますし、またこれが

町民の生活に、教育から町民の福祉、そういったものまで含めて、あるいは防災、色々な各方面で活用されていることでは、非常に貴重な財源であるわけですから、これをどう伸ばすかというのは、裁量という、担当課の頑張りにもなると思うんですが、前も聞いたかも分かりませんが、町長自身は、寄附の目標設定というのもおかしな話かも分かりませんが、町長自身は何億円ぐらいあったらいいとか、あるいは将来的には何億円を目指したいなど、そういった数字的なものはありますか。

○町長（荒木耕治君）

最初始まった頃、1億円ちょっとでした、ふるさと納税。それで、それから目標を2億円、今年度は3億円って今言っています。3億円も近いところまで来ましたんで、職員に来年は5億円を目指せって言おうと思っているというふうに思っております、それと同時に返礼品の問題がありますんで、三、四年前から、今鹿児島県で出てくるのは、牛肉とウナギなんです。米もありますけど。

ですから、どうしても屋久島ブランド牛というのをつくりたいという思いがずっとありまして、ある出会いがありまして、今議員よく御存じの、今中間のところに今やっているあれが出だすと、もうあれは倍ぐらいいけるんじゃないのかなという、そういう期待は持っております。

○11番（日高好作君）

6月議会に産業厚生で現地も見てきましたですけど、本当に一日も早く、そういう肥育牛の生産が始まれば、本当に伸びるのかなという思いがありますし、併せて中間で黒豚の生産もされている方、まだ肥育まで至ってないですけど、そこら辺も当然担当課としては視野に入れているとは思いますが、ぜひそういうふうな形でやっていただきたい。

お茶も出ましたですけど、私どもも今自分たちの組合でやっとホームページを立ち上げて、外に宣伝をしているような、ぽつぽつ、立ち上げれば注文も入ってくるというようなこと、そういったことで、全体でまたまとめ、お茶のほうもこれには協力できるような体制を持っていきたいなというふうに思うわけです。

私の、いつも自分の経営とか、参考にしている日本電産という会社の永守社長ですか。この方の本を読むと、いつも自分は怠けているんじゃないかって思わされるぐらい、そういうような会社運営をしております。

今年のこのコロナ禍でも、売上げは減ったけど、収益を上げたという、徹底的なコストもありましょうし、ただコストだけじゃなくして、社長いわく、一番は社員のコミュニケーションだということで、社員一人一人と、何万人もいる会社ですけど、1年かけてでも、2年かけても、そういった方とランチを共にして、自分の気持ち、会社の運営というものを伝えているんだと。

ですから、そういうコストにかけても、歯を食いしばって、社員が頑張るから、こういう年でも収益を上げられたというような、そういう話をされておりましたですけど、なぜ先程、私が町長に数字の目標というのを聞いたかといいますと、目標をなくして、今年はこれだけで終わりだった、それでは何の進歩もないです。

町長は5億円を目指せ、何とかそこまで伸ばさせてくれというような。じゃあそのためにどうするかという逆算をしていって、どこに課題があるかっていう追求心というのが当然生まれてくるわけですから、ですから私は目標設定が必要じゃないかな。そういうふうなことを申し上げたわけです。残り少なくなってきましたんで、ぜひこちらも伸ばしていけたらなというふうに思っています。

それでは、4点目の与論町のコロナ感染に対する対応について、どのような教訓を得て、それを今後どう生かしていくつもりか伺います。

○町長（荒木耕治君）

ちょっと早口でしゃべりますんで。鹿児島県内では7月1日に飲食店を起因とするクラスターが確認をされ、その後、介護施設、病院など4件のクラスターが発生し、クラスター関連の感染者は254人と、県全体感染者の約7割となっている状況です。

与論町では、8月7日までに56人の感染が確認されておりますが、22日、陽性を疑い事例を県の発表前に公表し、県民や来島者に、3密を避け、マスクや手洗い、消毒など感染の徹底や、新しい生活様式に取り組むよう要請をしております。

また、対策本部会では、社会教育施設やこども園の休業を決定したほか、町主催のイベントの中止、職員の出張自粛、島外でのスポーツ大会やイベントなどへの参加自粛や島内の医療体制の脆弱さ、高齢化率の高さなどを理由に、来島自粛要請を行っております。このような迅速な対応と情報提供が住民の安心につながると考えております。

本町におきましては、県内クラスターの発生を踏まえ、これまで9回の対策本部会を開催をし、対応を協議をしましてまいりました。対策本部会に7つの対策班を編成をし、それぞれの業務ごとに対応を進めておりますことから、大きな混乱もなく対処できたものと考えております。

また、8月18日には、職員やその家族が感染した場合等に対応マニュアルをまとめ、職員に周知したところです。

本町における対応につきましては、感染者が8月19日夜に確認され、対策本部会において今後の対応、小中学校、幼稚園、保育園の対応及び公共施設の運営等について指示するとともに、感染防止の徹底を呼びかけたところです。

感染者の状況、医療機関への搬送、行動歴、濃厚接触者等の聞き取りは県が行うことから、町としては得られる感染拡大防止に関する情報を迅速に提供するとともに、一人一人の感染防止対策が最も重要であると考えますことから、防災行政無線、町ホーム

ページでの必要な情報提供とマスクの着用、手指の消毒や密閉、密集、密接の3密を避ける行動などの新しい生活様式の徹底など、完全防止策の徹底を呼びかけてきたところ
です。

その後、本町においては、新しい感染者は確認をされておられません。残念なことに、全国的に問題となっております医療関係者や感染者の関係者に対し、誤解や偏見により誹謗中傷や差別的行動など、人権侵害が行われる事案が本町でも報告をされております。こういった行動は人々の不安をあおり、感染が疑われる症状が出て受診をためらい、結果的に感染が拡大するという負の連鎖につながるおそれがあります。

新型コロナウイルスは誰でも感染するリスクがありますので、引き続き感染防止については周知するとともに、感染が確認された場合の対応につきましても、再確認をしながら備えてまいりたいというふうに考えております。

○11番（日高好作君）

このことに関しましては、なかなか情報といいますか、開示されてないといいますか、プライバシーとか色んな面があって、非常に県の壁といいますか、ここまでしか出せませんよ。そういうような問題でもあります。

与論町のホームページの中で流れをずっと見てみたんですけど、7月22日に発生して17人、男女30人近くですか。それから、26日に5人、27日に2人、28日に6人、29日に2人、30日に2人、31日に5人、1日は1人、2日がゼロで、また5日が1人、6日が1人、7日が1人ということで、合計55名と。

その中で、今出ましたですけど、ちょうど22、23からですか、ホームページの流れを見ますと。27日辺りに、ホームページの中で、今町長が言われた、感染者や医療関係者並びにその家族に対する不当な差別、中傷をぜひやめてほしいという、町のホームページの中にも出てまいりました。

だから、四、五日の間に急激にクラスターで増えた。そこで色々また出てきたのではないかなというふうに思っております。そしてまた、7月31日には根拠のないうわさやSNSでの拡散防止をお願いという。

そして、8月1日に、ここで今度は帰ってくる退院者に対してのメッセージといいますか、これは対策本部長ということで、よかったね、元気になって帰ってこられてよかったね、待っていましたよと、温かい心でお迎えしましょうという対策本部長の、ホームページで出されたですし、新聞でもお迎えのムードといいますか、それは出されておりました。

その中で、もう情報がない中で、新聞のあれしかないんですけど、3日間にわたってこれを検証といいますか、それが新聞の中で出ておりましたですけど、最初は島外搬送、これの細部までの調整、沖縄の陸上自衛隊、鹿屋の海上自衛隊、それからそういった海

上保安庁とかという方で、合計8回、49人を搬送した。

これの受入れ側との対応といいますか、それが非常に、担当した、これは災害派遣医療チームの鹿児島県のトップの方、これDMATと何かこのチームを言うらしいんですけど、この先生の言葉が、発生に備えシミュレーションしていたが、クラスターの発生、これだけの規模の搬送は経験がなく、走りながら考える状態が続いたと。これがいざとなったら現場というのはこういうものだから、幾ら机上でシミュレーションを行っても、実際にこの先生でさえも、そのような状況に陥ったという。患者搬送は、患者の食事からトイレといった細部まで調整を徹底的にしなきゃならない。トイレの確保でも数日かかって大変だと。

ここで、その先生の課題としては、離島や院内感染など多くの状況を経験してきたが、最優先すべきなのは高齢者施設ということをおっしゃっています。この辺については、担当課のほうでは、どのような対応といいますか、現実には動いているのか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

高齢者施設の対応ということですが、町といたしましては、感染防止の最大の効果は、一人一人の感染防止対策の徹底だということをおっしゃっています。

鹿児島市内においても、高齢者施設等のクラスターが発生をしておまして、各介護事業所等はさらに厳しく、医療機関も、島内それぞれ事業所等が、事業者の対応マニュアルに基づいて感染防止対策を徹底していただいておりますので、町としては町民一人一人に対し、感染防止のお願いをしているところでございます。

○11番（日高好作君）

時間がなくなってきました。

それでは、もう長々とあれですが、ここで情報共有の手続が重要だと。別な看護師の方の話で、最後に新型コロナが感染者やその家族にもたらす心理的負担は甚大。その心情を思えば、心ない差別や中傷はあってはならないということではありますが、ここで議長に許可もらって、関連で教育長にお尋ねしたいんですけど、よろしいですか。

○議長（高橋義友君）

関連以外はやめてください。

○11番（日高好作君）

コロナの関連です。

○議長（高橋義友君）

駄目です。通告以外は駄目です。

○11番（日高好作君）

そうですか。分かりました。非常に大人であっても、こういう状況なわけですから。状況といいますか、心ない差別とか中傷とか、こういったものが出てくるわけですから。屋久島

でも現実にあったというようなことも聞いておりますし、ましてや、子供たちの精神的と申しますか、心情を考えますと、非常に大人の段じゃないと。感染者でなくても、医療従事者の子供たちがよその地域では非常にいじめに遭っているとか、そういったことも報道でも出ています。

ですから、ぜひ教育現場でも、普通のいじめ以上に、このことに対して十分な配慮をしていただきたいということをお願いして、質問終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月16日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時31分

令和2年第3回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和2年9月16日

令和2年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和2年9月16日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
4番 岩山鶴美	<p>1. 屋久島高校魅力化プロジェクトについて</p> <p>(1) 戦略プロジェクト『キャリア教育プロジェクト』の3本柱を打ち出しているが、他の考えはないですか。</p> <p>2. 高齢者福祉について</p> <p>(1) コロナ禍で一人暮らしの高齢者の対応は行政・集落でどのような取り組みがなされたのか。又、これから先をどうとらえていくのか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>
9番 緒方健太	<p>1. 新型コロナウイルス関係支援施策について</p> <p>(1) 個人支援について。</p> <p>(2) 企業支援について。</p> <p>(3) 教育支援について。</p> <p>(4) 感染拡大防止について。</p> <p>(5) 広報等について。</p> <p>2. SDGsの取り組みについて</p> <p>(1) 町のSDGsへの考え、取り組みについて。（現況）</p> <p>(2) 17の目標に対しての担当課の割り振りについて。</p> <p>(3) 既存の事業との検証等（すり合わせ）が必要だと思うがどうか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君	健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言をゆるします。

始めに、4番、岩山鶴美君に発言を許します。

○4番（岩山鶴美君）

皆さん、おはようございます。4番、岩山鶴美でございます。

今議会の一般質問は、さすがにコロナの問題が多かったなと思いました。コロナによって失ったこと、そして得たことがたくさんあると思います。これからも、それを教訓として負けずに前向きに進んでいこうと改めて思うことでした。

さて、私の今回の質問は、1番目に屋久島高校魅力化プロジェクトについて、2番目に高齢者福祉についての2点であります。

1点目の、屋久島高校魅力化プロジェクトについては、戦略プロジェクト、キャリア教育プロジェクトの3本柱を打ち出しているが、ほかの考えはないですかということです。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

岩山鶴美議員の御質問にお答えをします。

今年3月末、屋久島町と屋久島高校は、屋久島高校魅力化プロジェクトに関する協定を締結をいたしました。

内容としましては、1、スクールバスの利用者の負担が一律になるよう支援を行う。2、地域みらい留学に参加し、町外からの入学者を募集する。3、公営塾の開校に向けた取組の3本が柱となっています。

現在、3つ目の公営塾開校に向けた取組について検討を進めている状況であり、現時点において、特にお示しできるほかの考えはございませんが、5月に町内の中学生及びその保護者、屋久島高校の生徒を対象に、屋久島高校振興のためのアンケートを実施し

ており、結果の一部につきましては、先日、屋久島高校で視察された公営塾体験会の際に報告をさせていただいております。

屋久島高校のさらなる魅力化のため、今後支援をしてほしいこと等もアンケートの項目に設けておりますので、その回答も参考にさせていただくとともに、屋久島高校との連携も図り、魅力化に向けた検討を続けていきたいというふうに考えております。

○4番（岩山鶴美君）

屋久島高校魅力化プロジェクト、これは平成23年度から屋久島高校の支援委員会が発足して、県立の屋久島高等学校と屋久島町の協議の場が設けられてきたというのは、皆さん御存じのとおりでありますけれども、昨年、屋久島高校の普通科が1クラスとなって、情報ビジネス科と合わせて2クラスになった。これはちょっと大変な問題だぞということで、教員数が減ったり、専門教科の教員の確保が難しくなったり、部活動の人数が減ったりと、本当に色んな問題が出てきて悪影響があったということで、こういうことが始まっています。

屋久島町の振興計画の重点目標が、加速する人口減少、少子高齢化に備えて限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が共同する人情豊かなまちづくりを重点に取り組んでいらっしゃいます。

その成果が今、町長もおっしゃったように教育振興課で進められたスクールバスの利用が楯川の4,000円に均一化で、みんなが4月から4,000円になったという。これは本当にすばらしい結果だなと思っていますし、大変ありがたいことだと思っています。地域みらい留学もそうです。もう実施されています。

今回ちょっと話がそれますけれども、屋久島のことをみんなで考えようという町民の会合があるんですけれども、大変楽しく、勉強になる会なので、私もなるべくそれに参加できるようにしているつもりなんですけど、9月はもう終わりました。その8月の話し合いの中で、テーマがあったりなかったりするんですが、その8月は屋久島高校の在り方についてというテーマで話し合いがなされたんです。

始めに、町役場の政策推進課の担当課のお二人に来ていただいて、屋久島高校魅力化プロジェクトについての各種計画における位置付けだとか、概略の説明をもらって、その後には現在検討中の公営塾についての説明だとか、小中学生や保護者などから得たアンケート調査の結果なども聞くことができました。

その後に、私たちの先輩も、寮に入っていた経験を持つ先輩だったり、同窓会の役員の方だったり、同僚議員もおりましたし、本当にその屋久島高校を卒業したメンバーの方たちもたくさんいて、フリートークがなされました。

その中で、屋久島高校の魅力化ってなんだろうっていう話の中で、誰にとっての魅力なのかなっていう、よく分からないなっていう話があったり、あとアンケートの話もあ

りましたけれども、アンケートをするんだったら、屋久島高校を選択しなかった高校生とその保護者にアンケートをすべきなんじゃないかな、なんで屋久島高校を選択しなかったか、そこに何か答えもまたあるんじゃないかなっていう、それを知るべきじゃないかな、そこがまた問題点とか課題が見つかるんじゃないかなっていう話などもありました。

そのほかにも、私は4,000円でスクールバスをやっている、それだけでもすごいと思うんですが、維持のためにはスクールバスを無料化するほうがいいんじゃないかとか、屋久島高校から遠い集落のために、今こそ寮を作って島内外からの寮生活、それにはアンケートのところもありますけれども、そういう話だとか、あと高校の魅力化について環境コースを環境科として格上げするのはどうだろうかとか、本当にたくさん話がありました。

今、町長が言われた町の公営塾の検討ですけれども、私たちも役場のほうからの案内があって、見学に19日ですか、行きました。実際にその塾をしている様子を見ることができました。これができたらすごいなって、素晴らしいなって思うんですけれども、昨日、町長は一般質問の中でも言われましたけれども、何かをやるということはお金がかかることだという発言をされました。やっぱり、これにはただでいくわけじゃないですから、財源が伴うわけです。その、じゃあ公営塾に対しての財源はと言いますと、もしよろしければ担当課長が、そこら辺を説明していただければありがたいと思うのですが、よろしいですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

本町では、令和2年の4月に、議員も御承知のとおり、屋久島町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。このような形で議員の皆様にもお配りしたところでもあります。この中の21ページに御質問の事項が掲載しておりまして、本町としましては、この財源を今のところ地方創生推進交付金を活用しながら、あと半分が地方創生交付金で賄えることから、残りの一般財源分をだいき基金を充当しながら、この事業が実施できないかということに取り組んでいるところです。

ただ、今アンケートの結果の集約中でありまして、前半の部分はアンケートの集約がほぼ終了したのですが、今、模擬授業を体験した部分の数値がおおむね今上がってきたんですが、そこが集約ができた時点で最終的に判断しながら実施するかしないかという部分をお示しして、12月議会ででも御報告ができればというふうに思っているところです。

金額的な部分につきましては、今、概算計算中なんですけど、おおむね3,200万円程度が1年間の運用事業費となります。ただ、この部分については、県外から専任の講師を

3名ほど移住していただいて、それに地元の臨時的な方も充用しながらするためには、3,000万円程度の費用がかかるというふうに見込んでいるところであります。

○4番（岩山鶴美君）

ありがとうございます。

地方創生推進交付金を使って、あとだいき基金を使ってということで今、検討中であるということなので、検討中だからちょっとみんなで考えてみようっていうこともありました。

優先順位ということで考えると、塾を受ける子供たちが果たして何人ぐらいいるんだろうか。その費用がそれに見合っているんだろうかとか、色んなのを考えたときに、先生たちの負担も除かなければいけないというのもあるんですけども、色んなところをちょっと調べてみると、みんなどこも高校生を1人でも多くっていう努力をされているんですが、北海道の安代町にある安代高校が大変特色ある学校作りをやってて、ここは本当に人口は6,725人ぐらいなんですけど、日本最大の面積、広いところであります、北海道ですから。

その中で、やはり高校生を町がバックアップしようということで、まず通学費の補助としても自家用車の場合は月に2,000円支給するとか、あと下宿代は屋久島も月4万円ということになっていますけど、ここも一緒です。あと、びっくりするのが入学一時金を7万円支給しています。これ入学の制服だとかジャージだとか教科書だとか、使い道は自由です。自由ですが何でも使ってくださいということで7万円の補助。

あと、見学旅行の一時金を3万円補助したり、次の給食を無償提供というのに私はすごいなって思ったんですが、希望する生徒には小中学校で提供している学校給食を無償で提供しています。これはその話し合いの中でも出たんですけども、遠く、やっぱり永田から、栗生から朝早く起きて、親御さんがお弁当を作る、冷まして子供に持たせることを考えたら、やはり栄養ある給食が提供できるのであれば、その希望者にとってはいいんじゃないかなという、本当にそういう意見もありました。

あと、模擬試験だとか各種検定だとか、あと介護職員に、昔のホームヘルパー2級とか、そういう受講費用というのを全額補助したり。それとここにも公営民営塾が安代町の学習塾というのがあります。それももちろん、生徒の進路希望やレベルに合わせて個別指導していますが、それも支援しています。ちょっと付録で、元プロ野球選手による野球指導など、10点の町としてのバックアップがあってすごいなと思ったんですが。

こういうことから考えると、皆さんの意見の中には現在の企画という、公営塾のことですけれども、じゃあ2年後、3年後、成果が表れているならいいんですけども、財源的なものが続くのかなという心配と、あと優先順位のじゃあもっと多岐にわたってみんなが利用できるもの、例えばもう、じゃあ塾が終わってからバスを走らせるとか、送る

とか、考えれば色々な方法があるんじゃないかなとか、そういうこともあっての話だったんですけれども。

やっぱり、屋久島高校に行かせたくなる、子供が屋久島高校に行きたい、友達と一緒にいきたい、親御さんも行かせたくなる、そういう魅力ある高校にするには、やっぱりその優先順位というのにも必要じゃないかなっていうことの話でしたんですけれども、町長としてはその辺はどのように考えられますか。

○町長（荒木耕治君）

議員が今その会議に出た話を色々されましたけれども、その話をされて、議員自身がどういうことをどうしたほうがいいのかというお考えがあると思います。ああ言ったからこう言ったからじゃなくて、議員自体がそういうふうに思っただけならば。

まずこの議場を見渡してみますと半分ぐらいですか、屋久島高校卒業というのは。そういう中で、愛校心とか色々あります、屋久島の高校というのもあります。私どもの育った環境もそれぞれです。私どもの世代はかなりの方が志を立てて島外へ出ていくということです。普通科と電気科はありましたけれど。そういう面では色々教育にはあると思います。

ですから今、少子高齢化の中で少なくなっていく、先程議員が言われた環境コースを環境科にできないかというのは、これは十数年、私が旧町時代の議員時代からずっと言われ続けてきたことでもあります。そして、やはり入口の問題と出口の問題がありますから、それをそうしたときにどうなるかという議論は私もやってまいりました。

よその教育とか人の教育というのはよく分かりませんが、私自身、なぜ屋久島高校に行ったか、行く高校がなかったからです。要するに鹿児島には出たくない、けど屋久島には1校しかない、ですからそこに行ったということです。

ですが、先輩方も素晴らしい先輩たくさん出ております。今、魅力ある屋久島高校にするには、やはり先程から言うように、生徒が行きたいというような環境を作っていくのが一番なんだろうと思います。これ語るとちょっと長くなりますんで、またいつも怒られますからあれですけど、質問に答えますけれども。

塾をやったからといって、進学率をじゃあ伸ばすのかと。進学だけの高校にするのかというのも一つあります。ですから私の同級生は、これちょっと古い話になりますけど、双子の子供を持って屋久島高校へ通っていました。1人は国体に出るような400メートルトラックの選手になりました。そして2人とも東大と筑波に行きました。それは塾も何もありません。ただ、親も対して勉強も教えません。そういう中で、やはりそのときについて聞くと、やっぱり学校の先生がかなり、そのときにそういう熱心な先生がいらして、課外授業といいますか、補習授業みたいなことを一生懸命やっておられた。

ですから今、色々な考え方がありますがけれども、今、議員がじゃあどういう屋久島高

校にしたほうがいいのか、少しまたお聞かせを願いたいと思います。

○4番（岩山鶴美君）

町長、私も屋久島高校でした。町長と同じです。今、ちょっと町長の答弁が何かすりかえのような気がして、どうなのかなって私も思っているんですが。

これみんな真剣に考えて、色んな話を出したことです。それは今回、今日はお伝えすべきだなと思いましたが、私も真剣に考えましたよ、いい加減に考えていません。自分の出た学校ですし、屋久島で唯一の県立高校。ただ、皆さんが心配、先程から言っていますけれども、何でもこういうことが色んな、バス代も安くなる、給食も出ればいいな、あれもすればいいな、これもすればいいな、それは本当にみんなベストなことなんです。

でも、町長が昨日言われたように、何かをやるとお金がかかるっておっしゃったじゃないですか。その心配もしているんです。その心配は、じゃあ3年後、4年後、二、三年はあったけど、もう今年からはないんだってとか、そんなことにしていいのかなっていう、そういう真面目な心配をしているんです。今まだ決まってないから、そこをもうちょっと考えてみたらどうなのかな。一回これを白紙にして、じゃあどれが優先順にどれがその魅力にあたるのかって考えたときにどうなのかなっていう、私も答えがあるわけではありませんけれども、そこはやっぱり真剣に考えたいところなので、言っているんですが。

何て言うか、やっぱり、アンケート調査もさっき言ったように鹿児島に出た人たちですよね、屋久島高校を選ばなかった人たち、その人たちのアンケートというのは出てきてないですよ。そのアンケートをとったのが悪いとか、アンケートにけちをつけるとか、そういうことはもうさらさらないです。ただ、そういう心配の中で、じゃあ3年後、じゃあ屋久島高校にやろうとしたら、もうあの塾なくなったのとか、いやどうだったの、全て何かやることには結果が出て、継続ができたりだめになったりすることってというのはもちろんあることなんですけれども、皆さんが心配している部分が優先順位だったりしているので、提案ですよ、ただ。ああしてください、こうしてくださいじゃないです。もうちょっと真剣にそこを考えていただきたいという、皆さんの意向です。その部分は。

なんだろう、この公営塾というのは、何か意見の中にも高所得者への優遇という印象が受けるんだけど、どうなのかなという意見もありますし、そういうところを取り上げればもうきりがいいのかなというのもあるんですが、ただ屋久島高校については1クラス1クラスということで、もう待たないんだという声、待たないんだから、本当に真剣に考えて答えを出していきたい、いってほしいという皆さんの願いということ。町長、いいですか。

○町長（荒木耕治君）

私もすりかえて茶化して言っているわけではございませんので。

実は、その会議は大方の意見は、私も読ませていただきました。総花的に出ていますが、それをこっち全部やると大変です。ですから、色んな御意見があるのは承知です。ですが、屋久島高校は県立高校ですから、本来、鹿児島県がきちっとそういうことをやらなければいけないというふうに私は思っている。ですから、県とも色んな協議をしたいというふうに思います。

それともう一つ、現状、自分たちが出た時代、それはいい時代だと、だからそういう時代に返したいというのがあります。ですが、少子化の中で、じゃあ逆に少なくなったら少なくなつたで、学級を減らしてでも生き残る方法の高校というのがあるんじゃないか、そういう考え方もあるわけです。ですから、そういう議論を今、これを必ずこういう事項をやるということじゃない。それは今、色んな調査をして、色んな意見を聞いて、そしてこれをどんな風に作り上げていけばいいのかということ、真剣に考えていますから、今こういうものをやりだした。

バスの費用も一律化をしました。私も無償でやりたいです。一気にやりたかったけれども、やはりそこには財源が伴いますから、今一応の負担をいただいております。そういうことでございます。

○4番（岩山鶴美君）

町長、全く私たちもそのとおりだと思っています。

屋久島高校、今、県立高校って町長おっしゃいましたけれども、やはり皆さんの中には県立高校だから県とか県の教育委員会とか、県議の皆さんにも働きかけて、やっぱり協力を得るべきですよということもありますので、いや、もうオール屋久島町でやってもいいんじゃないかとか、屋久島町頑張れるんじゃないかとか、そういう意見もあったりしますけれども、やはり県立高校ということがありますので、その辺は今、町長が言われたように皆さんで頑張ってくださいないかなという思いがある。

本当に公営塾をして、まだ始まる前ですので、担当課の努力も本当に敬意を表したいと思えます。一生懸命なされていますので。だから、その中に皆さんの意見をお伝えしなければならぬという、私も使命感でありましたので、この質問はこれで終わりたいと思えます。

次の質問に入ります。

高齢者福祉の、コロナ禍で一人暮らしの高齢者の対応は、行政、集落でどのように取組がなされたのか、またこれから先をどう捉えていくのかをお聞きします。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

現在、町内においては一人暮らしの高齢者が約1,100人居住をしております。高齢者

の介護の程度につきましても、まだまだ元気で一定の活動ができる方々については、各集落において開催される高齢者サロンなどにおいて、それぞれ参加をしていただき、なるべく孤立感がないように定期的な相互のコミュニケーションの場として、定着してきているところではあります。

なかなか、自発的な交流に至らない一人暮らしの高齢者においては、これまで地区公民館や民生委員などの配慮により見守り活動をしていただいているところでもあります。コロナ禍の中にあっても、民生委員協議会においても、活動の中でも配慮をいただいているところではあります。

また、現在のところ、高齢者サロンを含む町内の介護予防の活動の場については、31か所あります。このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、特に重症化しやすい高齢者につきましては、慎重に事業を実施すべきと考え、具体的なサロンの休止期間を地域のサロン主催者に伝達をし、実施者で話し合いをした上で開催を検討するように助言をしてきております。

今後については、季節性インフルエンザの流行と合わせた感染症対策を国の方針に合わせて実施することや、新型コロナウイルス感染症の状況は刻々と変化をしておりますので、それに応じた対応を行ってまいりたいというふうに思っております。

○4番（岩山鶴美君）

町長あの、駐在員会とかもしくは区長さんたちとお会いしたときに、区でどういうふうに高齢者の一人暮らしの対応をされたかというのはお聞きされたりしていますか。

○町長（荒木耕治君）

駐在員会は今、行政事務連絡会という名称に変わりましたんで。直接、この方々とお話をしたことはございません。

○4番（岩山鶴美君）

では、区長さんともこのことについては話はないということですよ。私は今回、あえてこの問題を出したというのは、そういうところにあるんです。皆さん、このコロナ禍で一人暮らしのお年寄りの方たち、集落でサロンとかあって、サロンに来られる方はいいんですけども、来られない人もいます。そのサロンもコロナでお休みが続きました。

区長さんたちに聞いてみました。集落でどんな対応をされていますか。一人暮らしのおじいちゃん、おばあちゃん大丈夫ですか。そうすると、すごいんです、区長さんたち。高齢者会議でみんなで集まって、こうやって2回、3回出向いたりしているよ。あと、集落だよりと言うんですか、集落だよりを発行してそういうこともやっているしという区長さんもいらっしゃいましたし、あと自分が思ったほどはできなかつたと反省されている区長さんもいらっしゃいました。

集落で、屋久島24、口永良部2集落の26集落、この区長さんたち、それから区の活動って素晴らしいものがあるなって改めて考えたときに、これ皆さんにお知らせしないとねと思ったので、町長みたいに聞いていない人もいらっしゃいますし、知らない人もいらっしゃるので、これ本当に必要だなって思ったからあえて出したんです。

区長のなり手が種子島もいなくて困っている集落もあります。でも、そういう自治体もいながらも、この屋久島町というのは区長さんを中心に消防団があり、女性部があり、老人クラブがあり、民生委員がいて、青年団がいて、そういう各グループの方々がそれぞれに助け合って、結いの心というんですか、生活をしているというのをすごく感じるんです。本当に行くとも各集落で特色ありますけれども、なんかすごいなって思うこといっぱいあります。

昨日も同僚議員から話がありましたけれども、ちょっと話がそれますが、台風の時も私は認識不足で申し訳なかったんですが、去年から職員が配置されている。だから、宮之浦の体育館の屋根が飛んだときも素早い対応ができたんだなって、なるほどなって思いましたし、大変感謝したいな、ありがたいなって思いました。

ある人が志戸子の町を通ったときに、台風の放送をしていたと。台風で一人の人たちは、心配のある人は区に消防団がいますよ、いつでも公民館に電話してきてくださいというその放送がものすごくよくて、感動したんだって、そういう話も聞くことができました。

だから、何て言うのかな、福祉支援課にしても健康長寿課にしても、そういう今、行政事務の会議がなかったりするんですけども、そういうことは把握していらっしゃるんですよ。課長ともその話をしましたよね。やっぱりそれは町長にお伝えするべきだと思います。それを皆さん、知っている人は知っているかもしれないけれども、改めてその集落の活動を見直すべきだな、知るべきだなというふうに思ったので、この問題を出しました。

今、やっとサロンが開催されてきています。その中で、来れる人たちがまた明るい笑顔を取り戻していると思うんですけども、町長が2次振興計画の重点目標として、加速する人口減少、少子高齢化に備えて限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が共同する人情豊かなまちづくりを掲げています。

お年寄りが、地域の人たちに見守られて、元気に暮らすことができるまちづくりを進めるとともにということで、町民と集落、行政が意思疎通を図って、よく話し合い、役割分割を行いながら、暮らしも経済も元気な屋久島町づくりを目指すことを目標に掲げて、本当に素晴らしいと思っています。これを目標にしていかなくてはいけないし、もうやっているところもあるわけですから。

私は、町長にお願いがあります。この計画の目標としての中に褒めるまちづくり、あ

りがとうの言えるまちづくり、感謝のできるまちづくりというのを入れていただきたいと思う次第です。

さっき台風の話もしましたが、職員が出て当たり前よって、そんな思いじゃなくて、でもらってありがたい、助かるよっていう、やっぱりそれだけで人は感謝されると嬉しい怒る人いません。屋久島町の区長がなんであんなに頑張っているかって、私も考えたら、皆さんに区長ありがたいなって、区長さんありがたいって言われるからだと思うんです。だから、そういうことを考えたときに、そういうみんなを褒めるまちづくり、ありがたい言えるまちづくり、感謝のできるまちづくりも一緒に入れてやっていただきたいと思うんですが、町長、最後に何かありますか、どうぞ。

○町長（荒木耕治君）

屋久島は26の集落がありますけれども、色々、26の集落が特色を持った集落で、決して私も同じような集落を作ろうとは思っておりません。それぞれの集落がそれぞれの特性を持って、今までの伝統文化、歴史を尊重した集落づくりを作っている。そして今、議員が言われるように区長さん、あるいは民生委員の方々には大変、この高齢者の対策にはお世話になっていることは、この場を借りてお礼を申し上げたいと思いますけれども、今ますます高齢化社会であります。

先日、台風10号が襲来をした折に、あくる日に一番被害のひどかった中間集落、あるいは栗生集落に行ってみりました。やはり、そこでも陣頭指揮をとっていらっしゃるのには区長さんでした。そして消防団の方がい、色んな若い人たちが一緒になってやっている。

今日第99代総理大臣になる方は、自助、共助、公助プラス絆と言っております。ですから、これからこの総理が要するに地方に目を向けてやってくれる、そういう時代が私は必ず来ると思っております。秋田の片田舎でイチゴを作っていた人ですから。そういう私どもの思いというのも分かります。私も数回会ったことありますけれども、非常に人情味のある人です。

ですから、そういう県や国とも色々なことをやりながら、やはり集落がそれぞれ集落の力で、屋久島の今、議員も申されたように、屋久島の根源というのは集落の力だというふうに思っているのです、ですから私も集落に対しての色んな支援、あるいは財政面も、あるいは人的なことも今後やっていかなければいけないという思いは強く持っておりますので、どうか議員も一緒にそういう思いがあったら、直接私にもそういう意見、あるいは御意見等をお聞かせをいただければありがたいと思います。

○4番（岩山鶴美君）

町長が重々わかっていらっしゃるのです、重々じゃなくて重ですか。大変心強いんですけども、私が先程言った、やはり褒めるまちづくり、ありがたい言えるまちづくり、

感謝をするまちづくり。もう人のいやなこと、悪いことばかりについて、色んなそういう悪いところばかりに目を向けたりするんじゃないかと、みんなやっぱり感謝していいまちづくりができたらなという思いでいっぱいです。町長もちろん、ほかの皆さん、同僚議員も皆さん一緒だと思います。

今、町長が言われたように、菅さんもやはり地方が大事という話であり、その話になると長くなるので割愛しますが、大変すばらしい目標を掲げておりますので、みんなで力を合わせていければいいなと思ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、緒方健太君に発言を許します。

○9番（緒方健太君）

皆さん、お疲れさまでございます。緒方健太でございます。

一般質問に入る前に、台風10号で被災された方々にお見舞いを申し上げます。台風10号の際に、各集落を何集落が回らせていただいた際に、今定例会でもよく出ている自助、共助、公助という言葉がぴったりだなというふうに思いました。中間集落に行った際は、集落の一人一人がしっかり自分のやるべきことをやり、そして集落で助け合っている姿を見て、これが集落のあるべき姿だなというふうに感じるころでした。我々も自分らができることはしっかり自分でやると。そして集落、仲間、そういった間で助け合う、そして最終的に公助という形で物事を進めていかなければならないなというふうに思いますし、この順番が逆転するような町であってはいけないし、集落であってもいけないというふうに強く感じたころでありました。

では通告に従い、一般質問に入りたいと思ひます。

一般質問は、まず1つ目に新型コロナウイルス関係の支援施策について、2つ目にSDGsの取組についてとなっております。

まず、1つ目の新型コロナウイルス関係の支援施策についてお伺いする前に、町の職員、管理職も含めて通常業務もある中、検温業務に尽力していただき、町民を代表して感謝申し上げたいなというふうに思いますし、その中では台風10号の支援等もございましたので、大変お疲れではないかなというふうに思ひます。

では、新型コロナウイルス関係の支援政策について、まず個人支援についてのお考え、そして国県では様々な施策が講じられているところではありますが、屋久島町がどのような施策を行っていて、今後どのような施策を打っていくのか、質問します。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

緒方健太議員の御質問にお答えをします。

本町では、これまで議員も御承知のとおり、観光関連事業者支援給付金を初めとする、12の関連する個人及び事業者向け支援に取り組んできているところであり、御質問にあります個人への支援であります。本町では国の定額給付金のような現金による個人給付に代わって、今議会に計上をさせていただいておりますプレミアム商品券制度による個人や家庭支援とすることで、町内における消費環境喚起と拡大による商店、事業者への間接的支援制度を考えているところであり、

制度の内容としましては、プレミアム商品券額面1,000円の商品券1セット12枚つづりの1万2,000円分を20%のプレミアム賦課して1万円で販売することとし、発行枚数2万セット、24万枚を発行することで、町内での消費額を2億4,000万円と想定しております。事業実施に当たっては、実施主体を商品券の発行から換金事務まで屋久島町商工会に依頼をし、町としては商工会へプレミアム分と事務費等について、今回予算計上をし、制度設計を進めているところであり、

○9番（緒方健太君）

今定例会に提案されているプレミアム商品券等の事業は、なかなか消費を促す点ではすばらしいなというふうに思いますし、やらねばならない施策ではないかなというふうに思います。

各自治体もそういったような事業を、国を初め、こういった事業を推進しているところでございますが、屋久島町として独自の個人支援という中では、先般、同僚議員の質疑でもありましたけれども、定額給付金が支給された当時の胎児、そして今、乳幼児である人たちに対する支援も必要かと思えます。それはやはり、妊婦さんというのはこういう感染症が発生した場合に、一番気を使って、自分の身だけではなく子供の身も守らないといけないという状況の中で、生活を余儀なくされますし、出産でも今の現状としては、なかなか立ち会い等もできない状況、そして生まれてもお見舞いも行けないという状況にありますので、やはりそのとき住民票がないというのは理解していますし、なかなか特定できないという部分はあるかもしれませんが、そういった施策もぜひ検討しますということでしたけれども、町長ここでしっかりそういう子供たち、同僚議員も言われましたけれども、最終が3月生まれぐらいになるんだと思えますけれども、やっぱ

りああいうときに胎児だった子供たちにもしっかりとした給付金を、町として行っていただきたいと思いますが、町長のお考えをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

同僚議員の質問にもお答えしましたけれども、今日現在はそういう制度をやるという考えはございません。今後検討します。

○9番（緒方健太君）

検討するという事は、ちょっとなかなか難しいのかなという点もありますが、やはり子供は町の宝だということが一番ありますし、やはり子育て世帯というのは共働きでなかなか生活も苦しい中、こういったコロナ禍の中に関しましては大変厳しい生活を送っている家庭も多くあると思います。そして、乳幼児に関しては、子供たちの中で一番お金のかかるときでもありますし、しっかり支援をしていただきたいなと思います。

そして、子供もそうなんですけれども、高齢者、そして障害者へのサポートをどのように考えているか、伺いたいと思います。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

現在、高齢者それからということでしたが、全体としてのサポートは金額的にサポートというよりは、先程の質問、岩山議員の質問にございましたように、高齢者自体のコロナにかからないようなというためのサポートというものがメインでございまして、現在のところ、この支援につきましてはそういう状況です。

子供につきましては、例えばひとり親に関しましては、基本給付5万円、それから追加給付についても1世帯必要な場合5万円というような状況で、現在進行中でございます。

以上です。

○9番（緒方健太君）

今、高齢者に対する質問だったんですけれども、子育てに対する回答をいただきましたけれども、高齢者そして障害者へのサポートというのはしっかりやっていただきたいなと。これ感染防止も含めてしっかりどういうことをやっていくんだということを、しっかり示していくべきではないかなというふうに思います。

今、ひとり親に対する子育て世代とか、ひとり親に対する給付金等の話が出ましたけれども、これ国がやっている政策だと思いますけど、町独自の政策ではないというふうに認識していますけれども、町として特別な政策を行う予定はありますか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

現在のところ、今こういった高齢者、子供に対しての国の政策についてのみの対応で考えておりまして、それ以外では今現在はございません。

○9番（緒方健太君）

分かりました。僕もこの質疑をする際にどういった施策が考えられるのかなというふうに自分で考えてみたんですけども、なかなか国、そして県が事業実施をしているという中では、町独自の施策としては、先程町長が言われましたようなプレミアム商品券だとか観光、飲食店を助けるための500円のサポートだとか、観光を促すためのプレミアム商品券だとか、そういったところがメインになってくるのかなというふうに思いながら、なかなか難しいなど。自分で質疑を、質問を考えながら首をかしげるところでしたけれども、しっかり町民の声を反映するために、きめ細やかなるサポートをしていただきたいと思いますというふうに思います。

では続いては、企業支援に対してどのような施策を考え、そして今後どのような対応をしていくのか、お願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

企業支援としましては、これまで給付をしてきました観光関連事業者支援給付金でカバーできなかった業種に対して、コロナウイルスの影響により、前年度比収入が大きく落ち込んでいる個人及び事業者へ10万円を給付をする。新型コロナウイルス対策事業支援給付金として予算を計上して、取り組むこととしております。現時点においては、町内における企業がどの程度コロナウイルスによる具体的かつ詳細な影響を受けているかを把握できていないことから、今後の動向を注視しながら支援を必要とする企業等が把握できた場合には臨機応変に対応ができるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○9番（緒方健太君）

この企業に関しては、僕も結構、色んな業種の企業と意見交換させていただきました。その中で、僕の中でこの業種は大丈夫だろうなというようなところにも行った際、ああと思うところがありまして、林業ですけれども。林業は当初の予算が付いてしっかり事業は構築されているんだろうなという考えで、ちょっと林業のところに行って、コロナの影響ありますかというふうに伺ったところ、燃料用チップが海外に輸出できないという状況の中で、ちょっと作業の工程が変わってきているとか、なかなか1回目の搬出があっても、そこでだぶついてしまって、なかなか次が出せないとかいうこともありました。

こういったヒアリングを色んな事業者、そして商工会等を活用してやっていただきたいなというふうに思います。

そして、僕も従事している土木建設業ですけれども、土木建設業もあまり影響はないところではありますが、その中でも観光従事者が、土木建設業に仕事がないということで頼ってきているということで、町としては町道の切り払い作業等で事業を実施したところがございますが、この中でいつ観光が戻ってきてやめるか分からないという観光従

事者を雇用している事業所もあります。そういったところに対するサポートをどのよう
にお考えでしょうか。

○政策推進課長（三角謙二君）

今の御質問ですが、町長のほうの回答でもありましたように、今そういう町民、事業
所からの声を拾い上げるということをしております。それを拾い上げながらどのような
形で給付ができるか、政策制度ができるかというのを検討しているところでありますの
で、各課所管から声を聞きながら、実際に事業所とも話をしながら、今後具体的な策等
がまた提案できればという形で進めていければと思っているところです。

○9番（緒方健太君）

ぜひ、ヒアリング等を十分に行っていただいて、協会等もごございますから、協会等で
困っていることはないかアンケートをまとめていただいて、やっていただきたいなとい
うふうに思いますし、屋久島町は、屋久島町の中ではやっぱり雇用で大きな企業といえ
ば屋久島電工そして三岳酒造等々ごございますが、ああいったところもこのコロナ禍の中
ではだいぶ厳しい状況だということをお伺いしていますので、しっかりそういったとこ
ろまで意見を、アンケートがしっかり集約できるよう努めていただきたいというふう
に思います。

では、3点目の教育支援についてのお考えをお伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

教育支援につきましては、緊急事態宣言発出後の学校教育の現状を考慮し、4月及び
5月分の給食費を無償化にしました。就学助成制度について、保護者に周知をした上で
新型コロナウイルス感染症の影響等で家計環境が急変した児童、生徒15名のうち、小学
生が11名、中学生が4名を準養護児童生徒として認定をし、給食費、学用品等の援助を
行っており、今後も引き続き認定支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○9番（緒方健太君）

ちょっと先程も子育て世帯は大変なんだという話もしましたけれども、学校に対する、
教育に対する支援も引き続き、ヒアリング等をしっかりやりながら行っていただ
きたいなというふうに思いますし、今、聞いた中でやはりひとり親に対する支援とか、
学校の給食費の支援等々やっているということでごございますけれども、学校における感
染症に対策としてどのようなお考えを持っているのか、そして私の意見としては町営の
小中学校に加湿器等を配備すべきではないかなと。これは、コロナ対策だけではなく、
今後の感染症対策でも必要なことかなというふうに思いますが、どうでしょう。

○教育振興課長（計屋正人君）

学校における感染予防対策ですが、当然学校の教員から児童生徒への自らがいい、手
洗い、そして密にならない体制といったところは、児童生徒並びに学校がそれぞれ対応

を継続して、今後も行おうような形で指導及び連携を進めているところです。

今、議員が御提案ありました、例えば加湿器であったりというお話なのですけれども、今、国の第2次補正予算で各学校にある一定の整備費の支給の整備計画がなされております。それを受けて、私どもの町でも各学校に必要な器具、消耗品等の要望を聞いてございます。その予算を今後の議会で提案することになりますが、その取組は4月にさかのぼって対応可能ということが出来ますので、今、学校のほうで現行予算の中でできるものは対応して、今後補正後は整備するものの中で整備するというような流れになろうかと思えます。

学校の要望によりますので、私どものほうから全ての学校に加湿器をとすることはないのですけれども、学校の要望の中に、それぞれが要望の中に加湿器が含まれているといったものもございます。

以上でございます。

○9番（緒方健太君）

こういう感染症というのは、今は新型コロナウイルスだけですけれども、今後こういった感染症が増えてくるかもしれません。そういった中では予防という観点からでもしっかりやっていかなければならないのではないかなというふうに思いますし、私も色々考えながら、次亜塩素酸の噴霧器はどうなんだろう、あれだったら小中学校の玄関に置いて、噴霧しておけばいいのかなとか思いながら、色々調べたんですけれども、有害であるという事例もあつたりとか色々あるようなので、加湿器であれば蒸気でありますからいいのかなというふうに思います。学校からのしっかりヒアリングを行いながらやっているということでもありますから、それでいいのかなというふうに思います。

その中で、学校からの要望でマスク、それからアルコール消毒とか防護服といった要望はございますか。

○教育振興課長（計屋正人君）

マスクとクリアのフェイスガード、そういったものはございます。もちろんアルコール消毒液も対象になります。ただ、私の記憶の中で防護服はなかったと。ただクリアなアクリル板的なもの、たくさんは整備はできないと思うのですけれども、学校によってはアクリル板の設置といったところの要望もあったと記憶してございます。

以上です。

○9番（緒方健太君）

教育支援関係でちょっと調べたらそういったのが出てきたものですから、もし学校でそういった症状が出た場合に、先生方に大変迷惑をかけることになるということの中では、備えあれば憂いなしですけれども、しっかりそういった対応も率先してやっていただきたいなというふうに思います。

そして、同僚議員の質疑でもございましたけれども、タブレット端末の配布を計画をしていると。そして、オンライン授業の計画もあるということでしたが、大体の時期の目安というのは立っているのでしょうか。

○教育振興課長（計屋正人君）

今議案の中で、契約締結7,700万円の校内LANの整備事業の可決をいただきました。今年度、各校内の高速LAN化、そして今お尋ねの1人1台のタブレット、もしくはパソコンの整備、そしてさらに学校の先生方の校務、いわゆる授業じゃない雑務的な校務に当たる支援システムの導入と。この3つを計画をさせていただきます。

このコロナの影響もありまして、急加速をした授業もございますけれども、何とか今年度内、ほぼPCのタブレットの整備も県で一括して共同調達というような形も終えまして、これから契約というような形になりますので。

ただ、全て設定がやはりするといったところは、年度内いっぱい、3月の中旬あたりまでどうしてもかかるだろうというふうに考えてございます。

以上です。

○9番（緒方健太君）

タブレット端末の授業への導入ということで、このコロナ禍の中で仕事の在り方、そして学業の在り方というのが大分変わってきております。

緊急事態宣言のときに、屋久島に帰っていただき、島外に大学に行っている子が帰ったよと、早かったなという話をしていたら、帰っても家から勉強するみたいだけども、オンライン授業だと、はあって。同僚議員も言っていましたけど、そういう時代だなと。これはもう校舎がいらない時代になってくるのかなと、妄想を広げながら考えるところでしたけれども。

ただ、ここで一つちょっと問題なのは、家庭にWi-Fi環境、インターネットの環境がないという家庭が何割程度ございますでしょうか。そういったアンケートをとっていただければそれをお示しくください。

○教育振興課長（計屋正人君）

アンケートを各小学校、中学校の各世帯のアンケートをとってございます。アンケートの結果を今私の手元にたしかあるはずなのですが、ちょっと付箋をしていまして、すぐ分からないところなんですけど、記憶の中では、ごめんなさい、ちょっと不確かですけども、10%もいらないところが、携帯も、お家でWi-Fi、ADSLも含みますが、そういうような通信の整備をしていない、もしくは興味がない、あるいは全く必要性を感じないというような回答が10%を切る1桁だったと認識をさせていただきます。少し、お時間いただいて、後ほどきちんと御報告をさせていただきます。

○9番（緒方健太君）

大分高いインターネットの利用率というか、なっているなど。これはやっぱりタブレット端末でオンライン授業を今後テスト的にもやっていくと。今後、こういう感染症が出た場合にかなり大事なことかなということで、僕は家庭に、Wi-Fi環境がない家庭があればどうやっていくんだらうということの中で、ちょっと雑談をある人としていの中で、公民館でもできるんじゃないかということも、ああそうだなということもありますし、学校も密を避けるということで、大多数の子供が来なければ学校にそういうインターネットの設備があれば、学校に来て密を避けられればそれで構わないのかなというふうに思いますし、ここで補助金を入れてやるというような考え方ではなく、今の状況の中でどうやってできるかということを探してやっていていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

教育関連についてはそのぐらいです。

続いて、感染症予防についての見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

感染防止対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の主な原因は、一般的に感染者のくしゃみ、セキ、つばなどと一緒にウイルスが放出をされ、そのウイルスを口や鼻などから吸いこんで感染する飛沫感染、感染者がセキやくしゃみを手で押さえた後、その手で周りのものに触れ、他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を押さえることにより、粘膜から感染する接触感染とされておりますことから、マスクの着用、こまめな手指の消毒、人との間隔を空け、密を避けることで感染の可能性は低減できるようであります。

感染防止の最大の方策は、うつらない、うつさないことを念頭に、屋久島に来島される方々、町民一人一人が感染防止対策を徹底することが重要だと考えております。

本町では、国の非常事態宣言解除、外出自粛の緩和を受け、7月1日から全国全ての地域のお客様を受け入れることを表明し、屋久島満喫商品券の発行など島内経済回復に努めるとともに、水際対策として鹿児島港及び屋久島空港において運行事業者によるサーモグラフィーでの検温を実施をさせていただいており、屋久島空港においても県と協力しながら、到着者全てに対し検温を行い、体温異常者については連絡先などをお聞きし、健康観察を行うなどの対応を行っております。

しかし、全国的にも無症状者の患者が増えており、県内での感染者の約11%の方が無症状の患者となっておりますことから、体温の測定だけでは十分とは言えない状況であることから、日常の検温や体調管理について、町報などを通じてお知らせをしているところです。また、電話などで来島についてお問い合わせのあった方につきましては、屋久島に起こしいただく前の2週間程度の自主的な健康観察などもお願いをしております。

県内での新型コロナウイルス感染症の死亡者は、全て65歳以上の高齢者であることか

ら、住民はもちろんです、特に高齢者の感染が発生しないよう、引き続き感染防止の徹底に周知をしまいたいというふうに考えております。

○9番（緒方健太君）

感染症対策については、今答弁にございましたとおり、県としっかり連携をとりながらやっている。水際対策が大切なんだというふうに私も思います。職員の方々が9月1日まで、契約が締結するまで空港、そしてフェリー、ターミナル等で検温業務を行っている、大変危険な状況の中でやっていただいているということは、大変ありがたいなというふうに思いますし、国としても感染症予防としてアベノマスクを始め、色々な対策を講じているところがございます。

今後は、コロナウイルスだけではなく、インフルエンザの時期にも突入してまいりますので、死亡者数が大分増えるんじゃないかなというふうに、この前テレビでも言っておりましたので、十分、今まで以上に気を緩めることなく、対策に講じてもらいたいなというふうに思います。

1番目、最後の質問、広報についての施策、考えをお示してください。

○町長（荒木耕治君）

これまでも随時、町報、防災無線などを活用し、感染防止対策の徹底について呼びかけを行い、お盆の帰省時期には防災行政無線において、来島される皆様、住民の皆様に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけてまいりました。来島者に対しましては、町のホームページで来島される皆様へのメッセージとして、町の方針をお伝えをしております。

先月の感染者確認の際は、町民への感染拡大防止と安心の観点から、県の発表前に感染者の発生と感染防止対策について周知をしたところです。また、島外搬送につきましても、県に確認をしながら、町民の皆様が不安にならぬよう配慮し、周知をしたところがございます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を持たず、感染したくないという過度な不安や恐れから、医療関係者の家族に対する差別や偏見、感染者やその関係先などに対し、誹謗中傷など過剰な行動を起こしてしまい、結果的に感染した学生が退学せざるを得ない状況に追い込まれたり、転居や離職などをせざるを得なくなった事例が多くあるようです。これらは、重大な人権問題につながりますことから、冷静な対応につながる、迅速かつ正確な情報の提供に努めてまいります。

先程から、何度も申し上げておりますが、一人一人が感染防止対策を徹底していただくことが最も重要だというふうに考えておりますことから、感染防止対策の徹底を呼びかけてまいりたいというふうに思っております。

○9番（緒方健太君）

防災無線等、町報、そして町のホームページ等でしっかりやっているということは、僕もしっかり見ていますし聞いております。

その中で、やはりこの前感染者が出た際に、町長のメッセージが流れた際は、早い回復を祈るということで、私も中学校でちょっと話をする機会があったときに、無駄な詮索はしないということで、こういうことがいじめにつながるんだよということをお子供たちに言ってまいりましたし、誰がなったとかそういうことじゃなくて、なりたくてなる人もいないわけだから、みんな、なった人を探すとかそういった行為はやめなさいということで、町でも事例として学校で、お前のお父さんは出張に行ったんだろうというようなことで、いじめ等もあったということで、大変悲しいなというふうに思いますし、これは健康長寿課の塚本さんですか、塚本さんは健康長寿課ですか、そういう感染者の回復を祈る島になればいいなというのがあって、それがすごく心に染みわたりました。そういう島であってほしいなというふうに思います。

広報等は十分なされていて、そういった対応も、いじめ等に対する対応もしっかりとっているということでもありますけれども、町のホームページを見た、今、個人、企業、教育、そして感染防止という観点で聞いてきましたけれども、今日の質問で何が言いたかったかといったら、この落としどころは、町が広報をどのようにするか、これが一番大事で、どんな施策を打っていてもそれが伝わらないということが一番だめなんです。読めば分かるんじゃなくて見れば分かるというようなホームページの掲載方法等を、ちょっと調査研究していただいて、行っていただきたいなというふうに思います。

そして、今LINE等を利用して、こういう感染症予防を首相官邸、経産省、厚生労働省というふうに流れてきています。もう毎日と言っていいほど、こういう施策がありますよ、補助金ありますよということも流れてきている時代に、屋久島町もこれを機に、屋久島町の公式アカウントを作っていただいて、屋久島町の情報を発信していくというのも一つありますけれども、こういう感染症が出た際に、どういった対応をしていくということもしていただきたいなと。どういった施策やっていますよということもやっていただきたいなというふうに思いますが、町長どう思われるでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

町民にどのように伝えるかというのは、非常に重要なことだと思います。ただ、ツールを使ってやればいいというものでもないと思います。どのように伝え、何を伝えたいのかとか、うちの今のホームページも私はいかがなものかなと個人的には思っております。結局、何かそこにツールを、媒体を置いて、それをやっていたらいいというものでもないというふうに思いますので、より具体的にというか、何のために、あるいはじゃあ実際にやったときに、行政としてそれを運営ができるのかということもあると思うんです。

そういう、何て言うんですか、アカウントなりページ作って、情報が画一的にどうか、臨機応変に運用されないようであれば、果たしてそれが役に立っているのかといえ、また違う問題もあると思いますので、具体的にやるに当たっては、将来的なメンテナンスも含めてどうあるべきかということまで考えた上で、取り組んでいくべきじゃないのかなと思います。実際にはその今、先程教育振興課長が言われた90%というのは、多分スマホも入って90%という話だと思いますので、そういうふうに考えれば、80%以上の方は多分スマホを持ってネットにつながる環境にあるんじゃないのかなというふうに思うんですけど、そういった意味ではやはり、身近にそういう町民が手にするものがあるとなれば、そこに具体的にアプローチするというのは必要だというふうに思いますので、繰り返しになりますけれども、本当に何を伝えなければいけないのか、そしてまた自分たちでどこまで管理ができるのかということも含めて、考えていければというふうに思っております。

○9番（緒方健太君）

今、LINEの話をしましたけれども、屋久島町の商工会も公式アカウントを所持しております。そして、屋久島町の商工会でもしっかり感染症予防でこういう事業がありますよといった周知もするようになっていきます。管理に関してはさほどかかりません。今後こういったダイレクトで迅速な対応をするためには、やはりこういった媒体を使用するということが有効かなというふうに思いますので、ぜひやっていただきたいというふうに思いますし、町をPRする中でも、ある職員と話したら、最初に登録さえすれば、年代、興味があること、色んな分野だけのLINE情報が流れてくるといったようなシステムもあるらしいです。そういったことも含めて、屋久島町として活用すべきじゃないかなというふうに思いますし、厚生労働省とか経産省のLINEページを見てもらえば分かりますけれども、大変分かりやすく、どういった事業が今あるんだよと、今どういった助成金があるんだよということも、ダイレクトに流れてくるようになっていきますので、ぜひ調査研究した中で活用していただきたいなというふうに思います。

この質問については、これで終わらせていただきます。

2番目の、SDGsについての取組ということに関して、ちょっと本当はここをメインとしてやりたかったんです。

今、町長の手元にSDGsの17の目標ということで配っておりますが、管理職の方々にSDGsを知っているよという方、すみません、手を挙げていただいていた方がいいですか。ありがとうございます。

大分浸透率が高いかなと思います。僕も全国的に、どんなテレビの媒体を見てもSDGsのバッジをしていたり、この私がしているバッジなんですけれども、こういったバッジをしている人間というのは、今は大変増えてきております。

そんな中で、屋久島町が先進的にこれは取り組むべきことじゃないかなというふうに思いましたので、SDGsの質問をしたところであります。

では、1番目の町のSDGsへの考え、そして取組についての現状をお伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が付けているバッジにつきましては、3年ぐらい前から私ども首長の間でも何かでかいバッジ付けているのがあるなど思いながら見て、最初はこれ何のバッジだろうというふうに思っておりました。ですが今、議員が言われるように、今は確かに町を歩いてたくさんそういう方を見かけるようになってきたのは事実であります。

SDGs、持続可能な開発目標は2015年9月の国連サミットで採択をされたもので、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標、貧困、飢餓、経済成長から平和等、その活動目標とする広範なもので、自治体の活動目標としては取扱いが難しいと言われておりますが、多くの自治体が人口減少などの対応をすべき緊急性の高い地域課題を掲げていることから、パラダイムシフト、劇的な変化が求められているのも現状です。ゴール、ターゲット、インディケータからなる3層構造の枠組みは、計画性、実効性に優れたもので、自治体行政の課題発掘、課題解決等のツールとして有効であり、地方創生の突破口を提供するものという考え方もあることから、令和2年度から令和6年度を計画期間とする、屋久島町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略等において関連する施策に反映をしております。

○9番（緒方健太君）

今年度からのしっかり取組だということの認識でよろしいんですね。

実は、屋久島町の取組として、SDGsではないんですが、SDGsに取り組むための人材を育成するという事業があるんです。それがESD教育ということになるんですけども、屋久島町は大分ESD教育、2014年に終わったので2004年からの10年間ということで事業実施を、これは国連ではなくユネスコが主となって行った事業ですけども、取組をしていると。僕も小学校に行くたびにESD、ESDってなんかなというふうに調べてみたところ、もうだいぶ前ですけど、持続可能な、そうかということちょっと気づいたものですから、屋久島町実はESD教育の実施が、もう目標が2015年までだったので、それ以降もしっかり続けているということで、教育長、これについての答弁がございましたら、どういった取組をして、今後どういったことをやっていくのかありましたら、御答弁よろしくお願いたします。

○教育長（塩川文博君）

今、お問い合わせのESD教育でございますが、本町では平成24年度から全ての小中学校で取り組んでおります。そのESDと言いますのは、持続可能な社会の作り手とな

る子供たちを育てるための、世界自然遺産や伝統文化等を素材にした学習を通しまして、故郷屋久島への思いを育みながら、学び考え、行動する力と自尊感情を高めて生きる力を育成するという、基本的な考え方で取り組んでおります。

総合的な学習の時間でありますとか、各教科の時間等々を使いながら、それぞれ地元教材を、自然でありますとか伝統文化であるとか、そういったものを教材にしながら取り組んでまいっております。最近の3年間は、特に小学校から中学校へのつながり、そして高校の環境コースへの学習のつながり等を意識して取り組んでおります。それは、校区の自然や風俗習慣、伝統文化を素材といたしますので、中学校でも小学校と同じ素材を扱うことが多くなりますので、内容や取り扱い方のレベルを上げる必要があるという考え方からでございます。

具体的な取組につきましては、毎年このE S D教育の報告書というのをまとめております。ここで各学校の取組がありますので、これを御覧いただければ各学校の具体的な取組が御覧になれると思います。大きなものを言いますと、一湊小、永田小はウミガメを素材にした自然環境教育に取り組んでおりますし、金岳の中学校は口永良部の魅力を発信するという事でスタンプラリーを子供たちが作成をしております。それから神山小学校では、B E G I Nの島人ぬ宝という歌がありますが、あれの屋久島の宝というような替え歌を、歌詞を考えて替え歌を作ったというようなことがあります。それから安房中は一昨年度から修学旅行の際に、福岡で屋久島の魅力発信ということで、自分たちが作ったパンフレットを元に屋久島の魅力を発信しております。

今後の課題としましては、先程出てもありますように、このSDG sへのつながり、これを意識したE S D教育というところに取り組んでいく必要があるということと、それぞれ取組を始めておりますが、今までは自分たちの学習が中心でゴールでしたので、これからはそれをどう発信していくかというところまで、今後検討していく、研究していく必要があるかと思っております。

以上です。

○9番（緒方健太君）

E S D教育、これは屋久島に特化した教育の一つではないかなというふうに思いますし、今、教育長がどうやってSDG sにつなげていくかということが大事だということをおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりだなと。屋久島高校にまでそういった事業を伸ばしていこうという考え方はすばらしいなというふうに思いますし、このE S Dの基本的な考え方の中に環境学とか、先程教育長も言われましたけれども世界遺産、そして地域の文化とそして生物多様性とか気候変動、こういったことが教育の中にうたわれているんです。やはりこういったことは屋久島でしっかり、屋久島に大変向いている事業だなと思いますし。

ただ、屋久島町も今年から取り組んでいくということでもありますけれども、こういった持続可能な開発のための教育をしている子供たちの親が今、SDGsを本当は実行していないといけない世代、継いでいってもらわないといけない世代が、ここにSDGsに注目するということが、取組に注目していくということが大事かなというふうに思いますし、これは個人でもできますし、企業でもできますし、自治体でもできます。やっぱりこういったことに関心を持って取り組んでいただきたいなというふうに思いますし。

17の目標がありますけれども、この17の目標に対して169のターゲットがあります。この169のターゲットに対して指標が244あるんです。これを僕も遊びの中でこういったことが屋久島町に結びついていくかなと思って丸をしていっていたんですけども、この11番の、11の目標の中に住み続けられるまちづくりというのがあるんです。これ地方創生そのものだなと思ったんですけども、屋久島町で僕が一番丸が付いたところは、陸の豊かさも守ろうといったところだったんです。意外だなと。だから、こうやってカードゲーム等もございますから、町長の答弁でありましたように、係長クラスで何かチーム編成しているということでしたから、こういったことに取り組んでいっていただきたいなと思いますが、町長どう思われますか。

○町長（荒木耕治君）

今、チーム編成もやっておりますんで、内部でそういう検討をしてまいりたいというふうに思います。

○9番（緒方健太君）

ぜひ、地方創生というか、このSDGsは地方から発信していかないと何も始まらないというふうに思っていますので、しっかり事業構築をしていっていただきたいなというふうに思います。

その中で、大切な17の目標に対する担当課の割り振りについてだと思うんですが、ここはすみません、ちょっと時間がないので飛ばさせていただいて、3番の既存の事業との検証、擦り合わせが必要だと思うが、どのようなお考えがあるのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

作った答弁が2番とのつながりがあるんで、そこはもう議員が理解しているものと思って、お話を続けたいと思います。

総合戦略において、各プロジェクトの具体的事業と関連付けをしております。SDGsは後発であることから、取組体性の整備や目標と指標の設定、実施と評価とSDGsの導入に基づく検証が必要と感じているところです。

また、内閣府が行っている地方創生に向けた自治体SDGs推進事業や地方創生応援税制、企業版ふるさと納税等の制度もありますので、今後はこのような制度の活用も視野に入れながら、SDGsによる持続可能な地域づくりに検討してまいりたいというふ

うに考えております。

○9番（緒方健太君）

町長、言いづらいですよ、僕も言いづらいです。SDGsってなかなか舌が回らないのであれなんですけど。

今、答弁にございましたとおり、これからの事業に対してやっていくということですが、既存の事業の中での擦り合わせが必要なんじゃないか、大切なんじゃないかなということ、あれですけども。

既存なのか、もう忘れ去られているのかちょっと分からない、屋久島町が合併する前にあった事業で環境文化村構想というのがあります。これは、県が主体となって県、国、そして町が、両町が一つとなって行ってきた取組であります。この環境文化村構想があったからこそ、屋久島町が世界自然遺産に認定されたと言っても過言ではないぐらいの大きなプロジェクトでした。こういった事業を、もう一度目の目を当てるということが、僕は今回の最大の目的でありまして、なぜかと言ったら、これ30年前に構築された事業でありますけれども、SDGsそのものなんだなと。

このテーマが共生と循環、そして水ということを中心に、持続可能な屋久島を作っていくためにはどうしようかという作られた事業が環境文化村構想であり、その中の事業の一つが環境文化村センターであったりとか研修センターであったりすることの中で、細かくそういった事業を見ていけば、ああって、持続可能な屋久島を作るためにどういったことをしていかなければならないのかということ、大変よく考えられているなというふうに思います。

環境文化村構想とSDGsのことについて取り組んでいただきたいなというふうに思いますが、町長のお考えをよろしくお願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

私も文化財団の理事をしております。ですが今、理事長が3年前に新しく変わりました、今までの環境文化村構想でなくて、25年たった新しい環境文化村構想をやろうという、今こういうことを盛んに、理事会等でも話しておりますので、そのような方向にできればいいなというふうに思っております。

○9番（緒方健太君）

今おっしゃるとおり、もう25年前、大体30年前から始まったこの事業ですけども、環境文化村構想です、今の時代にそぐわないこともたくさんあります。でも行ってきたこともたくさんあります。そういったところの検証もしながら、新しい環境文化村構想というのを作らないといけない。おっしゃるとおりだと思います。この中で、SDGsをどうやって活用していくかということが大事だと思っていて、これを行うことによって、世界に誇れる屋久島というのが町長、昨日の答弁でもございましたが、屋久島全て

が一流だといったところ、再発見、そして再発掘できる機会ではないかなというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

僕がこのSDGsをなぜ今回、質疑の中に持ってきたかという、若手の職員が楽しみながら、わくわくしながら仕事に当たっていただきたいという中で、これはツールとして最高のツールだなというふうに思いましたし、今、さっきESD教育と言った後でちょっと混乱するかもしれませんが、ESD投資というのがあるんです。

今、投資家は環境に関心のある会社とかいうところに投資をするんです。ということは、こういう取組、SDGsを各日本の企業が率先して取り組んでいますけれども、これは会社がこういった、この17の項目に対しての取組をやっていますよということに、金融機関、そして投資家は目を光らせているわけです。

屋久島町がやはりこういうことに取り組むことによって、大変有意義な事業じゃないかなというふうに思いますし、取り残されないためにもしっかりとSDGsに取り組んでいくということが大切なというふうに思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

すみません、もう時間がないので、最後にSDGs日本モデル宣言というのがあるんです。我が町はSDGsに取り組んでいきますよという宣言です。これ全国の市町村でもう220ぐらい、200ちょっとの自治体が、206の自治体が賛同して今、取り組んでいます。鹿児島県で言えば鹿児島市、多いんでしょうけど、SDGs未来都市、そしてSDGsモデル事業というのを内閣府が定めた表彰がありまして、鹿児島市、そして大崎町、そして和泊町、徳島町が率先して取り組んでおります。国から認定されて、国からの補助をもらいながら今、行っているという状況です。

ぜひ、屋久島町も鹿児島県が世界に誇る町として、リーダーとしてやっていただきたいと思いますので、ぜひ、SDGs日本モデル宣言を高らかに宣言して行っていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○教育振興課長（計屋正人君）

申し訳ございません。先程、お答えをできなかった家庭のインターネット環境調査の数字の御報告をさせていただきます。

今年6月に小中学校の全世帯向けで調査をしたものでございます。832世帯が対象で、アンケートの回収が655世帯、回答率が78.73%のものでございました。その中で現状6月段階で、御家庭のインターネット回線の契約をしていますかというような質問の中で、何も契約していないというのが48世帯、7.33%。ただ、副町長が言われたスマホのみ契約しているといったところも280世帯、42.75%というような数字でございました。

ですので、お父さん、お母さんがいらっしゃればお子さんも接続ができるんですが、

お仕事でお家を離れるとなった場合は、そこの御家庭は通信ができないというような状況です。

今後、光回線等ができて、光回線も含めて整備をしますかという問いかけの中で、スマホについては199世帯、引き続きスマホだけですという回答がございました。そして何も利用しませんよ、スマホも光もモバイルWi-Fiも使いませんといったところが、さっき私が申し上げた34世帯、5.19%という数字でございましたので、まだこのスマホだけでお家の通信をしているところについても、やはり色々検討課題はあるといったところでございます。

以上でございました。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

コロナウイルス関連施策の中の個人の部分で、私、高齢者と説明をいたしました。町の直接の事業というわけではないんですが、福祉関連ということで社会福祉協議会の緊急小口資金、総合支援資金が生活の中で必要という場合に対象となるので、御説明をさせていただきます。

貸付上限、緊急小口資金が10万円から20万円となっているんですが、9月10日現在で88件、88人の方に対象として給付がなされております。それから総合支援資金としまして、9月10日現在30件の支援資金が同様に支給されております。ほか、住宅等の事業者、個人、住宅等で資金が不足する場合につきましての対象としまして、現在のところ8件、8名の方々が住宅の補助の金額2万4,200円ぐらいの額になりますが、支給がされている状況でございます。

○議長（高橋義友君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

なければ、以上で本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、9月の25日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 零時04分

令和2年第3回屋久島町議会定例会

第 5 日

令和2年9月25日

令和2年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第5号）

令和2年9月25日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第83号 屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第84号 屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第85号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第86号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第87号 屋久島公認ガイド利用推進条例の一部改正について
- 日程第6 議案第88号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第7 議案第89号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第90号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第91号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第92号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第93号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第94号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第95号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第96号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 報告第4号 令和元年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告について
- 日程第16 報告第5号 令和元年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計ほか2特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告について
- 日程第17 議案第97号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第18 議案第98号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処

分について

- 日程第19 認定第1号 令和元年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第2号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第3号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第4号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第5号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第6号 令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第7号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第8号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第9号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 発議第5号 屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議について
- 日程第29 令和2年陳情第2号 障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情
- 日程第30 令和2年陳情第3号 議員の発言の撤回と謝罪に関する陳情書
- 日程第31 発委第3号 障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を求める意見書案について
- 日程第32 屋久島町議会議員定数調査特別委員会の調査報告について
- 日程第33 議員派遣について
- 日程第34 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第35 閉会中の継続調査申し出の件について
- 日程第36 閉会中の継続審査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付してあります議事日程表のとおりです。

- △ 日程第1 議案第83号 屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- △ 日程第2 議案第84号 屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について
- △ 日程第3 議案第85号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第4 議案第86号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第5 議案第87号 屋久島公認ガイド利用推進条例の一部改正について
- △ 日程第6 議案第88号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
- △ 日程第7 議案第89号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第8 議案第90号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第9 議案第91号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第10 議案第92号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第11 議案第93号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第12 議案第94号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第13 議案第95号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第14 議案第96号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋義友君）

日程第1、議案第83号、屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから、日程第14、議案第96号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの14件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

皆様、おはようございます。

令和2年第3回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された議案は、議案第83号、屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第88号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について、議案第95号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）についての3件でありました。

委員会審査は、9月17日午前10時から役場本庁第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、質疑を行い、議案審査を行いました。

それでは、まず議案第83号、屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

委員から、非常に感染リスクが高く大変な作業だと思うが、1日につき4,000円という基準は人事院が金額まで定めているのかとの質疑に対し、人事院規則の一部改正の概要を見てみると、作業を1日当たり患者またはその疑いのあるものの身体に直接接触する作業については1日4,000円という規定がある。その他については3,000円と規定があるとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第88号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について（分割）についてでは、多岐にわたりますので主なものを報告いたします。

委員から、地方交付税の額は確定なのかの質疑に対し、普通交付税については確定し

ている。特別交付税の部分についてはヒアリング等もあり調整中であるが、平成29年度比で5,500万円の減、平成30年度比でいくと2,900万円の減という形で来ている。今年度も3,400万円程度の減という形で今のところ試算がされているところであるとの回答がありました。

委員から、特別交付税、普通交付税合わせて大変厳しい財政状況を強いられていくということになると思う。財政担当課は大変だと思うが頑張っていたいただきたいとの要望もありました。

次に、委員より、財産収入のところで中間地区を687万8,000円で売却しているが、この牧場がどのような事業展開をしていくのかの質疑に対し、中間の町営牧場道上の林道に入った左側に管理棟と牛舎棟を建設するための用地で、今から建築に入ると聞いている。町長の考えとしては、そこで一貫的な生産をしていただき、それを屋久島産ブランドの肉用牛として売り出したい。そして、またふるさと納税でも活用することによってふるさと納税の増額を目指したいということで取り組んでいるところであるとの回答がありました。

関連で、土地の売買の契約はいつであったか。面積と単価を教えてくださいとの質疑に対し、契約日は5月31日、売買物件は全部で原野が2筆、山林が3筆の面積が1万2,679平方メートルで、単価500円となっている。売買代金としては633万9,500円となっており、代金の支払いが令和2年10月30日までに支払うということで、6月議会に計上間合間に合わなかったことから、今回、9月議会に計上して、今後導入をするということである。

少し補足をすると、黒毛和種の肥育農場として使い、屋久島町内で生まれた子牛を直接買い取りして300頭を肥育したいという予定になっている。また、常時雇用として地元から2名を雇用するという事業計画の申請が上がっているとの回答がありました。

次に、委員より、スクールサポートスタッフ配置事業は2名を配置するという一方で、一湊小と八幡小が選択されているが、選択した理由と、具体的にどういう事業なのかとの質疑に対し、各学校にこの国の第2次補正予算の人材配置を紹介した結果、要望が上がってきたのが八幡小と一湊小で、指導支援員については八幡小と小瀬田小という意向であった。

このスクールサポートスタッフは、基本的には児童に直接授業を教えることは当然できない。具体的には各教室の換気の時間に先生たち、子供たちが対応しているところを補う。また、先生たちの指示に従って印刷物を準備したり教室の除菌、清掃をしたりするのが業務となっている。

学習支援員は、その過程での学習の準備であったり色々な作業を担当の先生に代わって準備したりするとかが主となるとの回答がありました。

次に、委員より、吉田地区のテレビ塔の改修の件の負担金について、南部は月500円を全家庭が負担をして、導線の撤去等の工事をしてきている。町営住宅等については、住宅料をもらっているから、その中から行政が払ってくればいいのではないかという話もあったがうやむやになった。今回、こういう格好で出てくると不平等だと思うが、そんなことは議論されなかったのかの質疑に対し、教職員住宅の負担金の町費負担については課内で協議の確認はできていなかったとの回答がありました。

また、委員より、一方では教職員住宅、町営住宅に入っている人も毎月払っている。また、一方では町が払ってくれるというのは不平等だと思うので、今後検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員より、防災施設用の発電機については、口永良部の避難所の発電機かという質疑に対し、当初予算に各集落に発電機等を備えて、1施設20万円で10施設分の200万円予算措置をしている。その発注が終わって、現在到着している。残りの集落16施設についても、ぜひ今年度中に整備をしてくれという要望があった。残りの発電機等の整備を今回補正で計上しているとの回答がありました。

次に、委員より、全国のニュースで修学旅行を予定していた学校の中止した分のキャンセル料を親が払うか学校が払うかでもめた地域があるとニュースで見たが、屋久島では修学旅行中止に伴うキャンセル料の話は出ていないかの質疑に対し、中央中学校が福岡で劇団四季のキャッツの講演を計画していた。コロナ対策で修学旅行を延期することになったということを示せばキャンセル料は必要ないということで決着がついた事例があったが、まだまだ議論が必要な案件だなと感じているとの回答がありました。

次に、委員より、学校管理費の中で光熱水費が増額されているが、この要因というのはやはり冷房施設の管理に当たって電気料が上がったということかの質疑に対し、そのとおりである。9月議会もしくは12月議会等で補正をして対応するという形を当初から取っていたので、現段階での不足見込み分ということで計上をしたとの回答がありました。

討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第95号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）については、委員より、コロナの影響で、例年からすると乗客、積み込み、その他どんな見通しを持っているかの質疑に対し、乗客については島間、屋久島間は団体が今まであったのがいなくなったのでほぼ減である。牛の市等での動きの部分でしかない。屋久島、口永良部間については住民の方の移動があるのでさほど減ってはいないが、車等についても公共事業等がある関係である程度はあるが、それでもやはり8割程度であるとの回答がありました。

また、委員より、潤滑油は当初227万7,000円で、半額以上の削減をしているが、昨年の実績データでこの予算は持ってきているのかとの質疑に対し、船の整備にドックに出したとき、当初227万7,000円で組んでいたが、来年の3月に売船する予定でいるので、潤滑油については今回換えなくてもいいのではないかという判断に立ち、今回のドックで使わなかった分が不用額で上がったので減額するものであるとの回答がありました。

また、委員より、新造船が8月7日に起工式だったと思うが、進捗状況はどの質疑に対し、起工式が終わり、11月30日が進水式の予定である。現在、外の色、外装の色や素材等も決まり、最終的なチェックをしている。また、動力性能検査も終わり、予定どおり進んでいるとの回答がありました。

また、委員より、進捗がいま一つ伝わってきていない。町民にフェリー太陽Ⅱを造船するというのは以前からお知らせはしているが、知らない人も多いのではないかと思うので、町報に載せるとかすると親近感が湧くのではないかと思うが、どの質疑に対し、起工式、進水式という形で写真も記録しているので、造船所と協議し、町報、ホームページ等に掲載できる部分を掲載していきたいと思うとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、9月18日午後1時より、台風で被害を受けた町の体育館と中間の売却地の牧場2か所の現地調査を行いました。お忙しい中、丁寧な対応をしていただきました教育振興課、政策推進課、産業振興課の皆様にお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

おはようございます。令和2年第3回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案に係る審査と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第84号、85号、86号、87号、88号、89号、90号、91号、92号、93号、94号、96号の条例案4件、予算案8件の計12件でありました。

本委員会は、9月17日の午前10時から役場本庁第2委員会室において関係課長、事務局長に出席いただき、詳細な内容説明を受け、議案審査を行いました。

それでは、議案の審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第84号、屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正については、改正前と改正後ではどのように変わり、今後はどうなるかとの質疑に対し、この条例については、保育の申請をする場合、これまでは仕事を探しているとか仕事をやって

きているとか対象であったが、妊婦である場合、また出産直後で仕事ができない場合や児童虐待、DV等様々なことが追加された改正法律が既に施行されており、法律に合わせ条例を改正するものであるとの回答がありました。これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第85号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、保育の居宅費、預けるほうは全て国の補助か各家庭で子供の数に応じた負担があるかとの質疑に対し、保育に関しては国の認可されているものについては国の補助が入っている。3歳以上については無償化になっており、0歳から2歳までについては食事の部分の一部無償化であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第86号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、屋久島町では保育士が不足し、入れなかった事例はないか。また、3歳から5歳までは無償化になっているが、0歳から2歳児はお金がかかって入れない保育児はいないか。また、0歳から2歳児を町は無償化する考えはないかとの質疑に対し、先生の側では現在のところ、それぞれ枠があるが、全て入れることが可能な状態である。無償化については、非課税世帯は既に無償化になっている。0歳から2歳児までの課税世帯についての無償化の対応については協議したが、実施に至らず、今後また別途検討したいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第87号、屋久島公認ガイド利用推進条例の一部改正については、この抹消という条件はどういうケースがあるかとの質疑に対し、登録には条件がある。色々な研修とか課題をクリアし、登録公認認定、屋久島公認ガイドとなっていくが、その申請の期間内に申請をしなかった方やあるいは転出され屋久島にいなかった方に、昨年度は猶予期間を持たせ申請期間を延ばしていたが、それでも申請しない場合は自動的に失効している。その抹消事項が条例に記載されていなかったため今回追加をしようとするものであるとの回答がありました。

また、現在、公認ガイドは74人であるが、実際ガイドとして仕事をしている人は物すごく多く、百何十人いるわけで、公認ガイドでない人たちが保険に入っていないことが多いが、今後の取組として、しっかり公認ガイドを受けているのであれば受けた人たちだけが山の案内をする形を今後とっていくのがいいのではないかとの質疑に対し、基本的に公認ガイドとなる条件としては、まず保険加入である。実際は、あとの40名は失効しており、当初は114名が公認ガイドとしていたが、色々な事情により申請されなかつ

たため、現在74名であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第88号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）（分割）については、多岐にわたりますので主なものを報告いたします。

まず、観光まちづくり課所管では、ホームページの作成は専用サイトで、これによって今までとかなり違ってくるのかとの質疑に対し、ここ数年、ふるさと納税が増えてきている。元年度は3億1,000万円であり、町長も目標を5億円と言っておりますが、担当は10億円を目指して頑張りたいという意気込みである。町のホームページにふるさと納税はあるものの、なかなかそこまでたどり着くのが非常に難しく、町のホームページを見直さなければならないが、それよりも屋久島町のふるさと納税の特設ページを設けることによって色々な方々の目に届くのではないかと、今回取り組むこととしたとの回答がありました。

次に、産業振興課所管では、新型コロナウイルス対策事業の観光関連で、受けていない方々を対象とは具体的にはどういう職種かとの質疑に対し、職種を絞ると、今回は観光関連事業で、前回救えなかった人たちを対象にしたいと考えている。町内で事業施設等を持っている個人事業者あるいは法人で事業を営んでいる方を対象に、昨年度の売上が1か月以上一月を比較し、50%以上減少している方について救済する形で給付を考えているとの回答がありました。

また、林業振興費、節の補助金及び交付金の戦略産品輸送支援について、前年度と比較しどれくらい上がっているかとの質疑に対し、今、比較資料を持ち合わせていないが、当初で説明したとおり、森林組合が当初計画で原木を1,500立方を計画していたが、前々から量を増やしたいとの要望があり、これは国と県の補助が入るものであり、調整を続けていき、早めに補正することにより、国・県も対応ができることから、今回の補正となった。出荷は島根県が3回から4回、串木野市に1回出し、回数も増えているとの回答がありました。

また、プレミアム商品券は、まとめ買いができるか。個人で何セットまでとか上限があるかとの質疑に対し、商工会と協議しなければならないと考えている。極端な話、1人で100万円買うと20万円のプレミアがつく。このようなことがないように、前回は国の制度であり、経過も含め協議をしたい。

また、プレミアム商品券の取扱いは商工会会員店であるとの回答がありました。

次に、福祉支援課所管では、一人親世帯臨時特別給付金の5万円は何名分を予定しているかとの質疑に対し、対象は144世帯となっており、9月の段階で既に936万円を支給しているが、補正の承認後、追加給付として給与が一定の額減少した方に対して支給す

るものであり、他の色々な事業と同様に、大幅に減額された方の27名ほどが対象であるとの回答がありました。

また、一人親世帯は申請か、それとも役場の把握かとの質疑に対し、既に世帯は把握している。年に1度、必ず申請を受けているが、通常、毎月の支払いは決まっているが、コロナ関係で5万円を追加、さらに給与が激減した方については再度申請が必要であるとの回答がありました。

次に、健康長寿課所管では、感染症対策費の補正前が3,300万円、補正額が174万円の内訳との質疑に対し、この感染症対策費については、感染症の予防接種や肺がん検診とかの費用で、乳幼児の予防接種から高齢者のインフルエンザまでの予防接種であり、今回の補正は、10月からロタウイルスの予防接種が実施され、そのワクチン代と医療機関に対する委託料を計上したとの回答がありました。

また、新型感染症で宿泊施設等で一時待機者支援事業は、1人当たり幾らで予算計上しているかとの質疑に対し、この補助金については、宿泊施設使用料から補助金としてのこの要綱をつくり、財源を組み替え、3つの事業を実施することになっている。まず最初に、新型感染症の帰省者に対する補助と宿泊施設の一時待機者、例えばPCR検査を受けた方が地元の方であれば自宅待機であるが、それ以外の観光客や帰省者に対して宿泊の補助を行い、地元の方であっても高齢者や障害者の方が同居し、家族に感染するおそれがあり、宿泊施設等に宿泊した場合も補助対象である。帰省者に対しての補助は、1泊3,000円、実質的な隔離についても3,000円で、経過期間は2週間であり、帰省者については20名分、実質的な隔離者については隔離期間は4週間で20名分を、観光客は宿泊施設から出てしまう可能性があるため、1泊5,000円を上限に補正し、20名分を計上しているとの回答がありました。

また、生活環境課所管では、クリーンサポートセンターの火災の保険金はまだ決定していないかとの質疑に対し、修理は完成し査定は終了しているが、保険金額は決定していないとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第89号、令和2年度屋久島町上下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、本町の水道事業は、何年先をめどに計画しているかとの質疑に対し、県、国に提出する部分については、翌年度から約5年間で整備を上げている。それ以外については町の総合計画をつくり、それに基づき、昨年度一段落し、今年度から上下水道事業に変わった時点で、口永良部島は今年度で完了し、あとは県に提出する5か年計画で、長峰、一湊、その後は中間、栗生と計画しているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決

すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第90号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、国民健康保険税の減額の状況はとの質疑に対し、8月までで1,658万5,000円、104件の減額であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第92号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、準備積立金について、過去に国保は1億円の積み立てが県の指示であったが、介護において、国・県からの準備積立金の指示があるかとの質疑に対し、基本的には積立金を積み立てる基準はないとの回答でありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第93号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第94号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、償還金の残高はとの質疑に対し、年間に防災費として元利合わせて2,700万円ほど償還しており、平成13年度から供用開始し、まだしばらく償還が続くとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第96号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、9月18日の午後、台風10号により防波堤が決壊した湯泊港の現地調査と中間地区、栗生地区の被害状況の現地調査を行いました。

台風10号で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

議案第89号、令和2年度屋久島町上下水道事業と申しましたが、令和2年度屋久島町上水道事業であります。訂正いたします。

○議長（高橋義友君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより1件ずつ討論・採決を行います。

まず、議案第83号、屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号、屋久島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号、屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、屋久島公認ガイド利用推進条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第87号、屋久島公認ガイド利用推進条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第88号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第90号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第92号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第95号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第96号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第15 報告第4号 令和元年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告について

△ 日程第16 報告第5号 令和元年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計ほか2特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の

報告について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第15、報告第4号、令和元年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告についてから、日程第16、報告第5号、令和元年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計ほか2特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告についてまでの2件を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。令和2年第3回屋久島町議会定例会に追加提案をいたしております案件につきまして御説明申し上げます。

提案しております案件は、報告2件、補正予算案1件、その他1件、認定案9件の計13件であります。

それでは、議事日程に従いまして、報告第4号、第5号について御説明いたします。

まず、報告第4号、令和元年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

令和元年度決算におきましては、本町の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準未達であったことから、特段の是正改善を要する旨の指摘はなかったところであります。

次に、報告第5号、令和元年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計ほか2特別会計に係る資金不足比率の報告につきましては、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、簡易水道事業、農業集落排水事業、船舶事業の3特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

令和元年度決算におきましては、簡易水道事業において来年度の公営企業会計法適用化のため3月打ち切り決算となったため、資金不足が生じているものの、経営健全化基準を下回っていることから、3特別会計に係る特段の是正改善を要する旨の指摘はなかったところであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。

報告については、質疑のみとします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

△ 日程第17 議案第97号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第17、議案第97号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第97号につきまして御説明いたします。

議案第97号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）につきましては、台風10号による被害に係る復旧経費を計上するものであります。

歳出予算の主なものは、農業用施設災害復旧費では、平野堆肥センター、長峰地力センターなどの修繕に係る経費などを、林業用施設災害復旧費では、中野線路盤、前岳線路盤などの修繕に係る経費、大久保線、栗生線などの支障木等伐採業務委託に係る経費を、漁業用施設災害復旧費では、麦生漁港修繕に係る経費を、道路橋梁災害復旧費では、松峯第3号幹線、吉田中通り支線など修繕に係る経費、栗生水源地線、中間第2号幹線などの支障木等伐採業務委託に係る経費などを、港湾災害復旧費では湯泊港ケーソン細部設計委託、湯泊港測量設計委託に係る経費、湯泊港港内警戒標識購入に係る経費などを、公立学校施設災害復旧費では、金岳小体育館、一湊小給食室などの修繕に係る経費など、社会教育施設災害復旧費では、宮之浦相撲場屋根修繕に係る経費を、その他施設災害復旧費では、エコタウンあわほ、青少年旅行村などの修繕に係る経費、永田いなか浜修景施設復旧工事に係る経費などを計上いたしました。

地方交付税、町債で調整し、歳入歳出それぞれ6,300万円を追加し、予算の総額を123億8,874万8,000円にしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（榎 光徳君）

議案第97号ですけれども、歳出の5ページなんですけど、今回の災害で、湯泊港のケー

ソンが被害を受けたわけですけれども、工事細部設計と測量設計それぞれ計上されているんですけれども、聞くところによると、何日か前から被災の状況が確認されていたんじゃないかということも聞いたんですが、ケーソンそのものは基礎から本体、上部工があるわけですけれども、ここら辺の原因というか、原因究明というか、そこら辺はどれぐらいされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

湯泊港につきましては、その被災原因は、波の影響なのか、波の影響で下部の基礎がやられて全体的に防波堤が壊れたのかという、詳細の測量までは、海に潜ってとかそういう詳細の測量までができていませんので、今、何が原因だったのかというのははっきり答えることはできません。

これが、予算が通りましたらすぐその詳細の原因をつかみたいと思います。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

おおよそ7億円ぐらいはかかるであろうという見込みが出ていましたけれども、災害復旧で賄えるわけですけれども、大変高額なことになろうと思いますけれども、そこら辺の原因究明もしっかりとして、また同じような災害が起きないように対策をぜひとも講じていただきたいと思います。終わります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

関連でお尋ねします。

先程同僚議員が申し上げましたように、先般、被害額7億円程度というような報告がありました。これから測量等調査をするわけですけれども、大まかに現段階でどのような工程で作業を進めようとしているのか、分かっている範囲でお知らせいただければと思います。そのことによって地域住民も安心感があるんじゃないかならうかと思っておりますので、分かる範囲で結構です。お知らせください。

○建設課長（日高一成君）

まず、事務の作業からなんです。この補正が通りましたらすぐ設計委託をしまして、災害復旧費の確定を行います。災害査定が12月頃を予定しております。それで決定いたしまして、3月議会には復旧工事の契約を上程したいと思っております。

現場状況ですが、今この補正の中にも入っています、警戒標識を入れております。この警戒標識は、港内のほうに今でも漁船をつないでおりますので、その漁船の航行、夜

にもヨットとか、たまに入ってくるみたいですので、その事故を防ぐための警戒標識、それと防波堤が今壊れていますところへの立入りができないような安全対策というのを今から行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第97号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第97号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、議案第97号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

- △ 日程第18 議案第98号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- △ 日程第19 認定第1号 令和元年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第20 認定第2号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第21 認定第3号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第22 認定第4号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第23 認定第5号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第24 認定第6号 令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第25 認定第7号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第26 認定第8号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第27 認定第9号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第18、議案第98号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処理利益剰余金の処分についてから、日程第27、認定第9号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第98号並びに認定第1号から認定第9号につきまして御説明いたします。

まず、議案第98号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和元年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第1号、令和元年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、

町税、使用料及び手数料などの自主財源のほか、地方譲与税、地方交付税、国・県支出金、町債などの依存財源を歳入として受け入れ、光ブロードバンド整備事業、幼稚園、小学校、中学校空調機器整備事業、金岳調理場改修事業などの普通建設事業費、農業用施設、林業用施設、公共土木施設などの災害復旧事業費のほか、人件費、扶助費、特別会計への繰出金、公債費などの支出を行い、決算額は歳入総額が117億3,431万3,698円、歳出総額が113億2,413万3,390円となり、歳入歳出差し引き額は4億1,018万308円となりました。令和元年度へ繰り越すべき財源を控除しますと、実質収支は3億4,915万5,308円の黒字となりました。

次に、認定第2号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、町債などを歳入として受入れ、簡易水道施設管理費、南部地区簡易水道事業費、口永良部島地区簡易水道事業費、公債費などの支出を行い、決算額は来年度の公営企業会計法適用化のため3月打ち切り決算となったため、歳入総額が6億7,671万1,419円、歳出総額が7億7,904万1,768円となり、歳入歳出差し引き1億233万349円の赤字となりました。

次に、認定第3号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、国民健康保険税、保険給付費等交付金などの県支出金、一般会計繰入金などを歳入として受入れ、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保険事業費などの支出を行い、決算総額は歳入総額が18億533万3,209円、歳出総額が17億8,324万2,380円となり、歳入歳出差し引き額は2,209万829円になりました。

次に、認定第4号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、介護保険料、介護給付費負担金、調整交付金、支出基金交付金、一般会計繰入金などを歳入として受入れ、認定審査に係る経費、介護サービス及び介護予防サービスに係る給付費、地域支援事業費などの支出を行い、決算総額は歳入総額が14億8,206万4,456円、歳出総額が14億4,300万858円となり、歳入歳出差し引きは3,906万3,598円となりました。

次に、認定第5号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、診療所使用料、県補助金、一般会計繰入金などを歳入として受入れ、栗生、永田及び口永良部島の3診療所の管理運営費、公債費などの支出を行い、決算額は歳入歳出ともに、総額1億6,284万4,382円となりました。

次に、認定第6号、令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、農業集落排水施設使用料、一般会計繰入金などを歳入として受入れ、農業集落排水施設管理費、公債費の支出を行い、決算額は歳入歳出共に総額3,455万3,160円となりました。

次に、認定第7号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定につつま

しては、旅客運賃などの運賃収入、船舶航路維持に関する国・県補助金、一般会計繰入金などを歳入として受入れ、船舶の運行管理経費、公債費などの支出を行い、決算額は来年度の公営企業会計法一部適用化のため、3月打ち切り決算となったため、歳入総額は4億7,790万143円、歳出総額は7億2,638万172円となり、歳入歳出差し引き2億4,848万29円の赤字となりました。

次に、認定第8号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、収益的収支において、電灯料、電力料などの営業収益、電柱の共架料などの営業外収益を歳入として受入れ、維持管理費、電力購入費、施設修繕費などの支出を行い、決算額は歳入総額が6億7,128万3,773円、歳出額総額が6億2,395万225円となり、差し引き4,733万3,548円の黒字となりました。

次に、認定第9号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを歳入として受入れ、一般管理経費、後期高齢者医療広域連合納付金などの支出を行い、決算額は歳入歳出共に総額1億5,927万9,461円となりました。

以上で説明を終わります。

認定案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案をいたしております。

御審議の上、議決並びに認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

訂正を。

○町長（荒木耕治君）

ただいま認定第1号、令和元年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、最後に令和元年度と申しましたが、これ令和2年度に訂正をお願いします。

○議長（高橋義友君）

よろしいですか。

これより、議案第97号から、認定第9号までの10件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第97号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第26、認定第9号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件については、8人の委員で構成する、訂正します。議案第

97号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第27です。27、認定第9号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号から認定第9号までの10件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、相良健一郎君、岩山鶴美君、上村富士高君、石田尾茂樹君、榎光徳君、緒方健太君、日高好作君、大角利成君、以上の8名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、ただいま指名しました8名を選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきます。

また、同条例第9条第1項の規定により、議長は決算審査特別委員会の招集日を本日本とし、委員会の場所を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時23分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで訂正を1件お願いいたします。

先程議案第97号と申し上げましたけれども、98号に訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

決算審査特別委員会委員長に榎光徳君、同じく副委員長に上村富士高君。

以上であります。

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 24 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第28 発議第5号 屋久島町職員（特別職を含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第28、眞邊真紀君他1名から提出の、発議第5号、屋久島町職員（特別職を含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

○2番（眞邊真紀君）

こんにちは。お疲れさまです。

発議第5号、屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議。提出者は、私、眞邊真紀です。賛成者は、渡邊千護議員です。

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり、屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員に関する出張旅費精算における不正についての調査を行うものとする。

1、調査事項

屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する事項

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により、委員16名で構成する屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法

第98条第1項)の権限を屋久島町職員(特別職含む)、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査特別委員会に委任する。

4、調査期限

屋久島町職員(特別職含む)、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費

本調査に要する経費は、10万円以内とする。

提案理由を申し上げます。

昨年末、荒木耕治町長のシルバー割引不正に端を発した屋久島町の出張旅費問題は、その後、前副町長、前総務課長、岩川俊広元議長、前議長といった役場や町議会の幹部を含む計5人に広がりました。そして、本9月定例会では、その旅費不正が役場の一般職員、それも複数の職員にまで及んでいることが分かり、この問題が個人による不正にとどまらず、役場全体の組織的な問題であることが明らかになっています。

そして、先日、そのニュースが新聞やテレビで流れると、「なぜ荒木町長は町のトップとして謝罪会見を開き、町民に説明しないのか」、「なぜ役場や議会は不正の調査をしなかったのか」、「不正をしても返せば済むと子供に教えることになる」などと、町内外から多くの声が私のところにも寄せられ、改めてこの旅費不正問題の深刻さを実感しているところです。

このたびの屋久島町出張旅費不正精算で問題になっているのは、不正な領収書による精算が分かっているだけで10件も行われていたことです。これらは全て町幹部らの旅費精算書に添付された領収書で、その全てに事実とは違う虚偽の内容が記載されています。そして、これらの領収書は全て同じ旅行会社が発行しており、当時の発行責任者は、5月に親会社から詐欺幫助の疑いで刑事告発されています。

それを踏まえ、ここに領収書のコピーを10枚用意しました。こちらです。これらは全て、町幹部らの旅費精算書に添付された領収書で、いずれも同じ旅行会社が発行したものです。

ここで、この10枚について説明させていただきます。

始めに、前副町長、平成29年4月、名古屋出張です。まず、これは前副町長が平成29年4月に名古屋へと出張した後、旅費精算書に添付した領収書で、前副町長が見積もり段階の領収書と説明したものです。航空券代として7万2,220円の普通運賃が記載されていますが、実際に公務で利用した航空券代は2万6,110円で、4万6,110円も高い金額が書かれています。また、ただし書きに、鹿児島から名古屋航空券代と記載されていますが、これも事実とは違い、実際は私的な用事のため、鹿児島から東京を経由した後名

古屋に入っています。

次に、こちらも前副町長です。平成27年11月、東京出張です。前副町長が平成27年11月に東京へ出張した際、航空券代とホテル代がセットになったホテルパックを利用したにも関わらず、航空券代だけの領収書として添付し、宿泊費を二重に請求したものです。ただし書きには、パック代ではなく、チケット代と、事実とは違う内容が記載されています。

この2枚の領収書について、前副町長は「事務手続上のミス」と釈明しています。

次に、岩川俊広元議長です。令和元年5月、平成30年4月の東京出張です。令和元年5月に東京へ出張した際、旅行会社で航空券を購入していないにも関わらず、その旅行会社が発行した普通運賃9万3,980円の架空領収書を添付して旅費精算したものです。

もう一枚は、元議長が平成30年4月に東京へ出張した際、割引航空券を購入したにも関わらず、それより高額な7万1,980円の領収書を添付して旅費精算したものです。

こちらは前議長です。平成30年5月、令和元年5月、2回東京出張です。この2枚は、次の2枚は前議長が平成30年5月と令和元年5月に東京へ出張した際、普通運賃の半額以下となる航空運賃を購入したにも関わらず、いずれも普通運賃9万3,980円の領収書を添付して旅費精算したものです。

この前議長は、南日本新聞の取材に、「東京ではタクシー代などがかかるため、実際より高額な領収書を書いてもらい、多めに旅費を受け取った。大変悪いことをした。町民に深くお詫びをしたい」と謝罪したほか、「悪いことをしたので深く反省している。事実関係は争わず、検察の捜査に協力する」とコメントしています。

こちらは、前職員です。平成27年11月と平成28年11月の東京出張です。元職員が、平成27年11月と平成28年11月に東京へ出張した際、航空券代とホテル代がセットになったホテルパックを利用したにも関わらず、航空券代だけの領収書として添付し、それとは違う宿泊費を二重に請求したものです。ここに航空券代として書かれています。また、ただし書きには、航空券代などと事実とは違う内容が記載されています。これが、そういうものが2枚ありまして、その後、これで終わりです。

一般職員A、B、こっちは一般職員です。令和元年5月、令和元年6月の福岡出張になります。この2枚は、役場の一般職員2人が令和元年5月と6月に福岡へ出張した際、新幹線や高速線を利用したにも関わらず、福岡への普通航空運賃4万7,700円が記載された領収書を添付して、それぞれ旅費を数万円多く請求したものです。どちらも屋久島から福岡の正規運賃に匹敵する4万7,700円の金額が書かれた架空領収書です。

以上、10枚が不正な旅費精算で添付された領収書で、その全てに、事実とは違う虚偽の内容が記載されています。そして、これらの領収書は、全て同じ会社が発行しており、当時の発行責任者は5月に親会社から詐欺幫助の疑いで告発されています。

これらの事実を踏まえると、もはや手続上のミスと釈明できる状況にはなく、意図的に虚偽の内容が記載された領収書を添付して不正な旅費精算をした疑いがあると考えるのが当然です。

ところが、今回、町監査委員による調査報告を見ると、この不正な領収書については全く検証されておらず、虚偽の領収書が数多く存在するという事実について何も触れられていません。また、今回、監査したとする185件の出張のうち調査の対象になったのは一部に過ぎず、全ての精算書について精査されたわけではありません。

今回の監査は、旅費不正を引き起こした要因の核心である不正領収書の存在に着目していないため、極めて不十分です。そして、百条委員会による調査は必要不可欠だと考えています。

9か月前、住民団体と一緒に旅費不正の調査を始めた当初、まさか虚偽の内容が記載された領収書がこれほど多く添付されているとは、想像すらしていませんでした。それゆえ、一連の旅費不正の真相が分からない今の状況で、幾ら旅費精算のルールを見直しても、その大前提となる領収書が虚偽であれば、到底それは再発防止策にはなり得ません。

以上を踏まえ、早急に百条委員会を設置して、旅費精算書に添付された領収書にも焦点を当てて調査の対象とし、その他の不正精算についても詳細な調査をするべきであると考え、この設置案を提案させていただきます。

今回、今年3月の定例会で百条委員会の設置を提案した際、議案に対する反対討論で、同僚議員から以下の3点について指摘があり、反対の理由とされました。それを踏まえ、今回は次のことに配慮させていただいています。

1、全ての旅費精算書。まず、前回は調査の対象を航空機を利用した出張に限るとしていましたが、それに対して、高速船やフェリーなども含めた全ての出張も調査すべきだとの指摘がありました。それを踏まえ、今回は航空機に限らず、高速船やフェリーなどを含めた全出張を調査対象にします。

2、低予算の調査。次に、前回は弁護士など専門家を招いた調査にするため、予算を100万円としたところ、同僚議員から、高額過ぎるとの指摘を受けました。それを踏まえ、今回は専門家への相談は最小限にとどめ、予算を10万円としています。

3、町議会による調査。前回、特定の議員の調査ではなく全議員を対象にする調査を町議会がするのは問題である旨の指摘がありました。それを踏まえ、今回は調査の趣旨として、各町議に対する調査ではなく、あくまで旅費精算書を調査するという趣旨でこの百条委員会を提案させていただいております。つまり、過去6年間の全出張で何枚の不正領収書が添付されているのかなどを調査するということです。そして、調査後、もし特定の議員に不正があった場合は、今回提案している百条委員会とは別の機会を設け

別途調査するべきだと考えています。

前回、反対理由とされた3点については、以上のような配慮をしておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

あと、町監査委員による調査をもって、町が実施した調査として十分だとの御意見もあるかと思えます。それに対しては、提案理由でも述べましたが、今回の百条委員会の設置は、旅費不正を引き起こした要因の核心である不正領収書について調査をすることに着眼を置いています。町監査委員の調査は、その不正領収書について全く検証していません。その点についてもどうか誤解のないようお願いいたします。

最後になりますが、百条委員会の提案は今回で3回目になります。もし、もっと早く町議会による調査が実施され、旅費不正の真相が解明されていれば町の幹部らが5人も刑事告発される事態は避けられたはずです。そして、今回も否決された場合は、町の一般職員を含めさらに多くの関係者が告発される事態になりかねないことを危惧しております。

つきましては、屋久島町民の求める、不正やうそがないまちづくりのために、この百条委員会の設置の議案に対して、ぜひ皆様の御理解と御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（岩山鶴美君）

今、眞邊議員から、前回の反対理由の1、2、3項目を言われましたけれども、私がそれを言ったということもあります。で、質問です。

まず、一体これは何をするのかという、どういう調査をするのかというのがまず明記されていないので、まず判断できない。

それと、2番目ですか。真ん中のほうに、先程説明がありましたが、5月に親会社から詐欺幫助の疑いで刑事告発されていますと言われました。こういうことは、まず司法に今委ねている部分がたくさんあります。そういうことについては、私たち何も今できませんので見守るべきしかできないんじゃないかなというのがあります。

あと、その関係で誰を呼んでどういうふうにするのかというのがとにかく明記されていないこと。それから、4月の条例改正以来、フェリーもトッピーも飛行機も、領収書添付となっているではないですか。二度と同じことが起きないように、どこに問題があったかということで最初は抜け穴があったということ。その抜け穴を塞いでじきちっと精算していくという条例の中に酌んで、それを今やっている。じゃ、今それをやってい

る時点で、まだどこにそういう抜け穴があると言っているのかなというのを、これはもっともっと犯人探しをするということだと思いますので、そのことの質問をします。質問です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○2番（眞邊真紀君）

発議の内容は、もうまさしく不正に関する調査というところで、明確に明記しております。それ以上でもそれ以下でもないので、ちょっとびっくりしておりますけれども。

あと、詐欺幫助で告発されているとかというのは、話の流れの中で事実を書いております。実際、事実関係を認めているとかいうのを盛り込んでいかないと、故意に不正が起きているということをつかれないと思うんです。司法に委ねているとかそういう話ではなくて、今まだわかっていない不正について調査、もしくは何件あるのかというのをはっきり明確にし、検討しないと、再発防止策なんていうのは講じられるわけがないんです。なので、行政が調査をしない、町議会が調査をしないから司法に判断を委ねるしかない。そこに判断を委ねている状態がいかにか恥ずかしい状態なのかというのをきちんと認識していただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第5号、屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議について、討論を行います。

討論はありませんか。討論の中で賛成、討論がなければできません。

反対者の意見を求めます。

反対者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

色々考えたんですけども、この町は何もやっていないという、どうも提出者の言葉に非常に、ずっと新聞報道から見ても、非常に疑問を持っています。

町長が監査委員にお願いをし、各課で調査もし、結果が出ました。そういう中に不正な領収書がある。存在しました。全てのものが不正じゃないかと。それは当然疑うべきことだと思っています。しかしながら、今回こういう流れの中で5名が、職員ですよ、

発覚して、顛末書を書いて、ぴしっと行政罰までやるという状況の中で、仮に、発議者が言うように、足りなかったということであれば、しっかりもう一度委ねて、全てのものを調査をするということにすればいいのではないかという思いと、たしか、総務課長の発言の中に、資料を旅行代理店にお願いしたら、たしか代理人から断られたということがあったと思います。そういう根本的な資料もないのに、どこに不正と言えるのかというのがあります。なら、不正の根本的なことを究明するだけの資料をお持ちなんではないですか。

そういったことからいきますと、当然あってはいけないことですが、もし仮にあるとするならば、やはりもう一度原点に戻って、監査委員にお願いをし、再度見直し、それで私は足りるのではないかというふうに思っていますし、司法に委ねています。

1つだけ私が言いたいのは、意図的に虚偽の内容が記載された領収書を添付しているということを言っています。意図的であったか意図的でなかったかというのは非常に4月10日の、今強要罪で告発されているあの内容からいきますと、その前々に二社の記者が、「副町長が書けと言ったんだらう」ということで迫っています。それを否定すると、会社と呼ばれて、そこに報道もいて、迫られています。「それは違う」というふうに言ったのに、「言え」ということで強要されています。それで告発されています。全てがそのように意図的にやったということについては非常に疑問だと思っています。

確かに、そういうことがあってはいけません。襟を正すべきです。そのために条例も改正をし、通達もし、再発防止をしています。何も再発防止にならないというような表現に対して非常に私は憤りを感じています。このことについて反対します。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○10番（小脇清保君）

「自浄作用の働かない組織は瓦解する」という有名な言葉があります。これ、これだけ不正がぼろぼろ出てくるんですから、百条委員会を設置して調査するのは当然のことだろうと思うんです。私たちは住民の代表です。誰を守るんですか。住民を守らなきゃいけないでしょう。これ反対する理由はないと思いますよ。ぜひ賛成をお願いします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○4番（岩山鶴美君）

先程、眞邊議員に質問いたしましたけれども、その回答は返ってきていませんが、まずこれ、本当に一体何をどのようにした調査をするのか、明示されていませんし、先程の言葉でも判断できません。

今、石田尾議員も言いましたけれども、司法に委ねている部分が今たくさんあります。

その中で、百条調査範囲の限界という中で、検察に侵害を及ぼす調査はできないようになっていきます。そういうことからすると、この百条委員会というのは全然私は無意味だと思いますし、することのほうがおかしいと思っています。ですから、反対をいたします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○6番（渡邊千護君）

賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、岩山議員も、どういうことで調査するのかと色々言われていましたけれども、百条委員会というのは、この議会に我々が与えられた最強の権利なんです。調査を有する権利を与えられている。なぜするか、町民を守るためにその権利を利用するわけです。不正がありました。じゃ、不正をちゃんとしっかり調査をして、何もなければそれでいいじゃないですか。そのために調査をするんです。

それで、そもそもなぜこういう問題が起こったか。これは去年の問題です。これは住民から上がってきた問題なんです。我々が調べて上がってきた問題ではない。住民から、「空港で着服しているんじゃないか。シルバー割引を使っているんじゃないか」そこからこういう話が上がってきたわけです。ですから、12月議会、3月議会、今回で3回目です。今回発議をするのは3回目、これをずっと否定するわけにはいきません。与えられた権限を使って、しっかり調査すべきです。

そして、去年の12月17日、これ去年の話です。町長、シルバー割引を利用した虚偽問題を調査するため百条委員会が設置された。その理由は、町長がシルバー割引の利用を議会で完全否定し、行政も調査する姿勢が見えなかった。だから、百条委員会の設置をしようということで、設置の発議がありました。反対多数で否決されました。同時に不正問題を調査もせず、うやむやにして済まそうとする町長、行政、町議会の姿勢は、町民が問題視したわけです。問題視したので、やむを得なく鹿児島県警に刑事告発をし、不正の真相究明を司法の手に委ね、その結果として、9月4日、鹿児島地検は荒木町長を起訴猶予とするとしていましたけれども、その理由として、罪の事実は認められるが、全額返済や半年の無給処分で社会的に制裁を受けているということは各報道から説明がありました。しかし、旅費不正の事実があったということには変わりはありません。

昨年12月17日の段階では、そのとき町長は不正を完全に否定していました。町議会も調査をする機会を自ら否定しました。

さらに、その後です。前副町長や岩川俊広元議長、前議長による虚偽の領収書などを使った不正が次々と明らかになりました。

そして今年3月23日、町の全職員と全議員の旅費精算書を調査するため、再度百条委

員会の設置の提案がなされた。またそこで、反対多数で否決された。この結果を見て、住民団体の代表らは、司法に頼るしかほかに手段がなかったんです。やむなく、県警にまた再度告発をしています。本当は議員ですべきです。我々は町民にそれを示すべきなんです。

今回は3回目の百条委員会の設置になりますけれども、その理由は、この働く、今度は一般職員まで広がってきた、そこが発覚した。不正領収書の検証をしていないなど、町の監査委員の調査がやっぱり不十分だと考えられます。もし、この9月の定例会で百条委員会が設置が可能であれば、皆賛成してくれたならば、我々でその真相を突き止めることができるんです。だから、その全てを我々で調査することができるんです。

それで、今回はもしできれば、司法の力をかりることなく調査することができます。屋久島町は自治体として信用をこれ以上落とすわけにはいきません。だから調査するんです。どんな組織でも、不正が起きることは多々あります。しかし、そこで大切なのは、その不正の真相を自分たちで究明すること、真摯な反省と謝罪を踏まえて、再発防止策を講じていくことが大事。社会における信用を回復することで屋久島町もそれなくしては町民や県民から信頼されることはあり得ないと私は思っています。

その理由で、この発議案に賛成であります。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○8番（榎 光徳君）

私は、反対の立場で討論させていただきます。

今回出された発議は、先程からありますように、同様の内容で3度目となっております。これまで惹起された一連の問題は、それぞれの立場でそれぞれの角度から検証がなされてきていると思っておりますが、確かに町民の不安と町政への不信を招いたことは事実でありますし、私もその議会をつかさどる一員として大変責任は感じております。

それぞれの事案について、原因究明がなされているところですが、結果が出ているものもありますし、また結果が出たならば当然そのことについての処分の在り方や身の処し方は必要であり、私は決してそれを否定するものではありません。

今回の件につきましては、前回までの議論の中から、監査体制の強化や内部調査、そして職員自らの自己申告等から明らかになったことであり、事の顛末を明らかにして、結果が出たならば明確な処分が示されるべきであろうと思っております。

これまでの一連の問題は、前回の町長選挙後に発覚をした問題であると認識しております。

仮にですよ、選挙結果に端を発した派閥争いや利害のもつれであるとするならば、決してあってはいけないことであり、このことによって行政や議会がかき乱されることが

あつてはならないと思っております。

先程来、同僚議員も様々な意見が出ておりました。当然、昨年から議論をしているわけですが、町民から、住民から上がってきた問題ということもありました。ところが、ここら辺もしっかり解明できているわけではありません。

今、屋久島にとって何が大事か、何が大切か。屋久島町が、議会がやらなければいけないことはたくさんあります。それは何なのか。今、コロナ禍の中で町民は、尊い生命や財産を守って、安心して暮らせる生活を望んでいるはずです。そして、屋久島町の発展を望んでいるはずです。刑事告訴や刑事告発、そういったことは警察当局が対応し、そして司直の手に当然委ねられます。行政監視については、監査委員制度があります。監査委員のこともる話が出ておりますけれども、これについてもそれぞれの結果が示されていると思っております。そしてまた、今この町の精算体制の在り方、見直し、条例改正等、こういったことも行われております。ですから、私は今後も監査体制の強化が図られていくものと思っておりますので、そういった中で、この百条委員会の設置というものがいかに重いものかということも重々わかっております。そういったことを踏まえ、私は今回の百条委員会の設置には反対をするものであります。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○12番（下野次雄君）

賛成の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

過去に合併前、旧町の時代に、上屋久町時代に百条委員会を設置した経緯があります。その経験者は、私を含めてここにいらっしゃいます2人、計3人だというふうに思っております。町長も、当然百条委員会の結果とかそういったものは御承知だと思いますけれども、その当時、百条委員会が設置されたことに関しては、入札の件でございました。それで百条委員会が調査した結果、主立ったものはその調査の結果でなかったんですけども、最終的に虚偽の誤算がありましたということで、二千数百万の不用な予算の計上をしていたということで、それを削減した経緯があります。

そういった意味からいきますと、ここの、私が何を言いたいかといいますと、非常に今までのやりとりの中で、事あるごとに、荒木町長、あるいは前副町長だとか、あるいは同僚の元議長だとか、名指しで報道されていることが多々あります。それを毎回毎回聞くことによって、一人の人間として切ない思いでいっぱいでございます。それを解決するのも、やっぱり議員各員が百条委員会なども設置して、その中で結果を出せば、私はこれ以上のごたごた議会は収束するのかなというふうに思っておりますので、いい機会ですので、この際、百条委員会を設置して、いいも悪いも含めてつまびらかにしてい

ただいて、そして、今まで悪いイメージだった屋久島町をクリーンな屋久島町にする意味でも、ぜひこの機会に百条委員会を設置して、調査をして結論を出していただきたい。なければ幸い、またあつては困ると思います。そういったものも含めて、百条委員会の設置に賛成したいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○11番（日高好作君）

町議会議員というのは、私も含めて、出張した数名の議員を指していることは理解できるわけですが、私も自分のことについては数名の方に色々見ていただきました。大方の間違ひはないですが、細部にわたって自分の見落としとかそういうものがあるかもしれませんので、私は、議員としての身の処し方というのはそういうふう自分で調べて、あるいはまたほかの人に見ていただいて、もし間違ひがあれば申し出て正すという形をとるべきだというふうに思っています。だから、再度、何名か客観的な立場で見ていただいて、もし間違ひがあれば申し出て正す。そういうふう自分の身の処し方は思っていますので委員会の設置については、私は反対です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○15番（大角利成君）

提案者が、町監査委員によるこれまでの調査結果を、結果が不十分で、全く評価していないというふうにも受け止められますけれども、私はそうとは思っておりません。

町長は、町の監査委員を任命するに当たり、議会に提案をして同意をいただき、任命をしていることから、我々議会にも任命責任があると思っております。

監査委員には、今まさに職務を全うしてほしいところであり、一方では、監査委員の存在をも問われることと思えます。

本件につきましては、議会としてはむしろ、法で認められている、議会による監査委員への監査請求権を行使し、再調査されていない旅費精算書の精査、監査をしていただき、その後の監査結果報告によって次の判断をすべきというふうに思います。

よって、本提案には反対をいたします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

他に討論はありませんか。（発言する者あり）

これで討論を終わります。

これから、発議第5号、屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張精算における不正に関する調査の決議についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は、決議のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

押し忘れはございませんか。（発言する者あり）もう一人。（発言する者あり）

しばらく休憩します。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 零時10分

○議長（高橋義友君）

すみません。機械トラブルのため、再度採決いたします。

この採決は電子採決によって行います。

本案は決議のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって、決議案は否決されました。

10分間休憩します。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 零時20分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第29 令和2年陳情第2号 障害者等の医療費助成制度
の現物給付（窓口無料）を
意見書として鹿児島県に求
める陳情

○議長（高橋義友君）

次に、日程第29、令和2年陳情第2号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情についてを議題とします。

本案件については、産業厚生常任委員会への付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

令和2年第3回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された陳情の審査の経過と結果を報告いたします。

9月17日午後3時30分より、第2委員会室において審査を行いました。

それでは、令和2年陳情第2号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情については、委員より、1度窓口で料金を支払うことに対し、後から町なり県から返ってくる形になっている。本当は、窓口で支払わなくて良ければ手間も省けるという話と、お金がないから行けないという悩みがなくなるということだと理解をしているとの意見がありました。

これらの意見を踏まえ、討論を行い、まず、採択に反対のものの討論はなく、次に、採択することに賛成のものから、陳情の趣旨を了として採択すべきとの討論がありました。

また、継続審査とすべき判断のものの討論はなく、採決は起立採決によって行い、本陳情の採択に賛成者の起立多数により、本陳情は採択すべきものと決定いたしました。

なお、本陳情は、意見書の提出を求める陳情となっていることから、意見書案を最終本会議に議案提出することを確認いたしました。

以上で、陳情審査の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は可決です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第30 令和2年陳情第3号 議員の発言の撤回と謝罪に関する陳情書

○議長（高橋義友君）

次に、日程第30、令和2年陳情第3号、議員の発言の撤回と謝罪に関する陳情書を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、小脇清保君の退場を求めます。

[小脇清保君退場]

○議長（高橋義友君）

本件については、総務文教常任委員会への付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

令和2年第3回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された陳情第3号、議員の発言の撤回と謝罪に関する陳情書の審査の経過と結果を御報告いたしま

す。

委員会審議は、9月18日午前10時より、役場本庁第1会議室において、事実確認のため、宮之浦区から3人、議員2人、計5名の方に参考人として出席をしていただき、話を聞いた後、質問をして審議に入りました。

まず、事実確認の中では、宮之浦区の区長さんが、「私は区の事務所で伝え聞きました。その言葉をずっとつらつらと考えていくうちに、随分宮之浦の区民を愚弄した言葉だなというふうにすぐ感じました。ただ、個人的な言葉だからどうかなという気もしたんですが、小脇さんが町議会議員であるというこの事実が何か違和感を感じて、それで区の役員等とも協議し、この発言をどう私ども受け止めていけばいいのかということ話し合いする中で、小脇さん自身の発言そのものをまず撤回と、宮之浦区民を愚弄した言葉に対して、言葉を発したことに對して謝罪を求めようじゃないかと。

それと、屋久島町民ばかりではなく、国民全員がコロナにおびえ、そして経済活動も停止し、苦しい状況の中で、しかも町議会議員がこういう言葉を発することに対して、道義的なものはどうなんだろうということで、議会に委ねようということになった」という話をされました。

次に、実際に聞いた方の事実確認では、「12時半前後だったと思うんですが、小脇さんに電話が入って、そのときに、切った後で小脇さんが、屋久島もコロナの1号が出たらしいよという話をしました。私もスタッフの皆さんに、そうなんだってよと言って話をしたんです。

それからしばらくして、帰り際に小脇さんが、宮之浦のしやれば良かったのにねとか言った。私はびっくりしました。耳を疑いました。いや、待てよ。これはちょっと違うな。一般の人たちが茶飲み話する話ではないよねということを感じたので、公民館に帰って区長に報告をいたしました。」という事実関係です。

それと、もう一人、9月4日に大きな台風が来て、皆さん準備をしている最中でした。そこに下野さんが来て、我々に謝りに来ているからお話を聞いてくださいということで、私は「従業員が聞けばいいじゃないか」と言ったのですが、体育部長と2人で入りました。開口一番、「私もうっかりしていました。聞いたことを止める間もなく、もうその場ですぐ店を出てしまいました」ということで、「今回のことについては誠に申し訳ありませんでした。そういうことでしたので、どうぞ御理解ください」ということを言われました。再三、「御理解ください」という繰り返しです。「一体誰がこういうことを理解するんですか」と下野さんに言ったんです。常識がある屋久島町議会であるならば、あそこで止めるべきではなかったのか」って私は問いかける。その前に彼は私の言葉を遮って一言だけ、「いや、これは人間としては、してはいけないことだった。絶対に止めるべきだった。その点については私も反省しているので、どうか

御理解ください」、「御理解ください」、「御理解ください」の繰り返し。小脇さんがそのときに発した言葉を間違いなく聞いているとの裏返しですよ。彼はそう言って出ていったということの事実関係でした。

その前に、宮之浦区に9月4日の15時30分頃、下野議員が公民館に来られて、公民館の玄関に、「陳情書の件を謝罪をします。不愉快な思いをさせて申し訳ありませんでした」と謝罪をしましたので、私から下野さんに、「小脇議員の発言の事実を認めているんですね」と尋ねたら、下野さんは「認めます」。それで9月11日の開会本会議で議長に発言を求め、「正式に謝罪をします」とはっきり言いました。

という事実関係がとれています。

その後、下野議員、小脇議員の話聞くことになりましたが、「宮之浦のしがなればいいという言葉は、私は決して言っていません。それだけははっきり申し上げておきます。そのことに対して、私がどうしても言ったということであれば、録音テープなり証明を出していただかないと私も納得できませんので、そこはよろしく願います」という発言もありました。

議員から、「宮之浦のしがなればよかったのにねという言葉は言っていないと言っていますけれども、この前の議会でこれに近い言葉は言ったんだろう」ということは言っています。その言葉は覚えていないとしても、意味合いとしては宮之浦の人たちがコロナにかかればいいのにねということをしたというの間違いはないんですよ」という質問に対して、「だからそういう発言をしていませんとさっきから言っていますがね」と言われました。

それから、私はそういう不快な思いをされたんだったら、議運の開催中に議長から電話が来ましたから、「謝罪には行きますよ。けど本会議では謝罪はしません。公の発言でもないし個人的な発言だということを言っていますよ。それが何か全体的に謝罪しないというふう聞こえていますか」ということで話をされました。「でも、この事態が一度終息したら謝罪には行きます」という発言もされています。

委員から、「これは民事的なことになる。『宮之浦のしがなればよかるとにね』というのは事実ではないということによろしいですか」という質問に、「全くそういう発言をしておりません」と発言されました。

その委員が、「では、この陳情書の内容に書いてあることが事実ではないということで認識しておきます」という発言もありました。

そして、委員から、「第三者がやっぱりそれを聞いて不愉快に思って、屋久島の町議会議員の資質はこの程度なんだという、議員に対しての思いとかそういうのを考える言葉だと思うんですけども」と言いましたが、「議員といえども24時間ぴりぴりして生活しなければいけませんか。個人のプライベートはないんですか、議員は」という発言

もありました。

「『議会で謝るぐらいだったら議会議員を辞める』と言われましたけれども、そのことは覚えていらっしゃるでしょうか」と質問に対して、「議長がそう記憶されているんだったらそう言ったんでしょう」というような話の中で、それで意見の集約が終わって討論に入りましたが、継続審査が出たのでお諮りしましたが、少数のため、本陳情は継続審査としないことを決定いたしました。

次に、採択に賛成の討論として、「先般の議会運営委員会の中でのやり取り、先日の議場でのやり取り、そして本日、5名の方から参考人としてお話を聞いた陳情の趣旨を考えたときに、当然陳謝すべきということで賛成する。また、この行動に対して、私たちも襟を正すべきだ。議員一同で謝るべきだと思う」という賛成意見多数で、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（石田尾茂樹君）

総務文教常任委員長に1点だけ確認、お尋ねしたいと思います。

小協議員は、「発言をしていない。言っていない」と言ったのかどうか、確認です。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

先程も議事録の中を読ませていただきましたとおり、「私は、そのようなことは言っていない」という発言をされました。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）質疑です。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

訂正します。

○7番（石田尾茂樹君）

質疑というか、その屋久島館のスタッフ、職員の皆さんが、やっぱり非常に屋久島町議会の行動というか、そのことに注視をしています。聞くと、やっぱりそのような発言をしたと言っています。

そこで、大変この場でひとつ、その人たちの思いを私預かってきました。それを読んでよろしいですか。ありがとうございます。

これは屋久島館のスタッフからです。

屋久島館は、地域の高齢者や子供たちが一緒にお茶飲みのできるコミュニティーの場として、宮之浦区で運営している場所です。来館するお客様は、宮之浦に限らず、それこそ島内一円利用していただいています。来館した人たちに気持ち良く過ごしていただけるように日々工夫をしながら、ときには話し相手になり、笑顔で帰っていただくことを心がけています。

そういう場所で、今回の発言は、宮之浦区民にとっては差別的な発言であり、聞くに耐えない暴言であります。

全国的なコロナ感染症対策で、屋久島町も緊張感を持って取り組んでいるところに発生したコロナが、当日発生した日の出来事であります。

安房のしやればよかると、楠川のしやればよかると、尾之間のしやればよかると、こんなふうに言われたとき、皆さんは怒るでしょう。この発言は、プライバシーとか民事、法律という問題ではないのです。私たちは、この発言の重さを皆さんにいま一度考えてほしい。コロナでおびえる中、しかも発生したという一報が入った直後の出来事です。議員として、言ってはならない言葉ではないんですか。

論点がずれないこと、事の本質をすりかえないでほしいと願います。

私たちは、このことについて、宮之浦の皆さんに経過から報告まで、正確に報告しなければならない義務があります。議員の皆さんは、このことをどう考えますか。屋久島町議会の本日の動向を注視していきます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議員の発言の撤回と謝罪に関する陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

事実関係をはっきり言いますと、言ったか言わないかと言っていますけれども、事は、その発言があったからこそこの陳情に至っています。

宮之浦区の役員会、全ての方の中の話し合いでそう持っていこうという話になっています。

その中で、聞くところによりますと、これは宮之浦だけの問題ではない。屋久島町全体の問題ではないかということで、請願にしたかどうかという話もありました。そういうことからいきますと、私はたとえプライベートな話であったと本人が言っても、そういう場で発言するのは、人は皆さん、「あ、議員だ」というふうにはしか捉えません。それはプライバシーもあります。しかしながら、このコロナ禍の中で常識を考えたときに、絶対言ってはいけない発言だと思っています。このことについては、私は賛成をして、謝罪をしていただきたい、そういうふうに思います。よって、賛成いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○8番（榎 光徳君）

私も先程の同僚議員の意見とかぶるところもありますけれども、この件が出てきてから、議会運営委員会、そして私ども個人的にも事実関係をしっかりとするべく、区事務所等にも出向きました。そして、総務文教常任委員会の、先程ありましたような経過もたどりました。

双方の意見を聞く中で、主張がころころ変わってくるというようなこともありました。そういう中で、先程あったように、言ったの言わんのということがありましたけれども、本当であってはならないこと、宮之浦区民のそういったことはもう重々分かるつもりですが、やはり本人がそういう意図が全く見受けられないという思いがしましたので、私はこの陳情については採択に賛成をいたします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○11番（日高好作君）

言ったか言わないかということですが、議会運営委員会の中で間違いなくそういう発

言をしましたと。いわゆる公の場で認めたわけですから、それによって私たちは議運をもって本会議にこの陳情を取り上げて委員会付託をした経緯があります。

私たちが議員になった頃、議員というものは町民から選ばれた公人である。プライバシー、そういったものを色んな場面で、公の場だろうと私的な場面であろうと、議員というものは町民から選ばれた公人である、こういうふうに教わってきました。だから、色んな場面で、例えば夜飲みに行っても、おかしなことを言って怒られることも若いときはありましたし、こうやって自分の襟を正して、皆さんそういうふうにいるはずです。

プライバシー、公の場じゃないとか、そんなことは理由にはなりません。私たちはそういうふうには教育されて議員をやってまいりました。そのことは、私はやはり、悪いことは悪いということで、謝罪をすべき。先程の旅費のことではそういうふうな、町民のためという発言も本人もありましたけれども、本当にそういうことであれば、この場で私は謝罪をすべきというふうに思っている。それは議員としてのとるべき道だというふうに思います。

よって、賛成いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○13番（岩川俊広君）

賛成の立場で討論いたします。

議会運営委員会の会議録を全て読ませていただきました。

陳情書の中にある文言等の発言につきまして確認ができました。また、総務文教常任委員会でも、本人に対し、陳情書にある内容の発言があったのか確認しましたが、「宮之浦しやればよかったいね」のような発言があったと判断しました。

私的な発言とは言え、町民が新型コロナウイルスの感染者が発生しないように取り組んでいる中での発言ですので、許されるべき発言ではありません。即刻謝罪すべきだったと思います。

これまでに何回となく謝罪する機会があったと思いますが、いまだに実行されておられません。ですから、陳情者の趣旨を了とし、賛成です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議員の発言の撤回と謝罪に関する陳情書についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

小脇清保君の入場を許します。

[小脇清保君入場]

○議長（高橋義友君）

ただいまの陳情第3号、議員の発言の撤回と謝罪に関する陳情書は、採決の結果、採択することに決定いたしました。

小脇清保君、発言はございませんか。

○10番（小脇清保君）

私、別に宮之浦に大変恨みのある人がいるわけでもありませんが、陳情の文言には、私の発言と若干違和感を感じますけれども、そのことによって不快な思いをされた方がいるということの事実と、議会が採決して採択したという事実を踏まえて、謝りたいと思います。すみませんでした。

△ 日程第31 発委第3号 障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を求める意見書案について

○議長（高橋義友君）

次に移ります。日程第31、産業厚生常任委員長から提出の発委第3号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を求める意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発委第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第3号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第3号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を求める意見書案について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発委第3号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を求める意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第32 屋久島町議会議員定数調査特別委員会の調査報告
について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第32、屋久島町議会議員定数調査特別委員会の調査報告についてを議題とします。

屋久島町議会議員定数調査特別委員長の報告を求めます。

○屋久島町議会議員定数調査特別委員長（日高好作君）

屋久島町議会議員定数調査特別委員会の調査報告を行います。

本委員会は、令和2年6月議会において、次期屋久島町議会議員選挙に適用される議会議員の適正数を本任期中に決定する必要があるとの目的で設置されたものです。

委員会は、3回の会議を開催し、調査検討を行いました。

8月11日の第1回目の会議では、参考資料として県内の町村の現状と定数に関する資料を配付しました。定数についての問題提起を3月議会でしておりましたので、まずは各議員で支持者や地域の方々と語り、どのような感じかを出していただきました。

大まかに分類しますと、現状では多過ぎる、議会が機能していないから減らすべき、過去何回かこの問題を経験した中では、現状維持よりも、とにかく減らせという意見が強い。地域性や島の事情を考えたときに、一概にどうなのかなと思う部分もある。減らす理由があるのか。特になければ現状でもいいのではないか。減らせという意見は余りない。多いというのであれば、それはなぜなのか。財政的な問題であれば、報酬を下げたらどうなのかななどの意見でした。

同時に、結論をいつにもっていくのかとの意見が出され、少なくとも選挙1年前の9月議会で決定すべきとなりました。

また、町民の意見を聞く機会を設けるべきとの意見から、2回目の会議を月内に開催することになりました。併せて、議会のホームページに意見募集の欄を設けることも提案されました。

8月25日、第2回目の会議を開き、区連会、商工会、観光協会、女性連絡協議会の4団体の代表者に来ていただき、委員会設置の目的を説明して意見を述べていただきました。

定数について、自分たちでは判断がつきにくい。財政状況や色んな仕事の内容とか、皆さんでちゃんと決めていただくのが一番。なかなか難しい話であると思うが、なるべく若い人たちの意見を引き上げる意味では、削減はしないほうがいい。現状でもいいし、減らしても十分やっていけるのであれば減らしてもいい。一人一人が感じて、決めてほしいなどでした。

9月16日、第3回目の会議を開き、2回の会議を通しての考えを全員に出してもらい、最終的に現状維持か2減のどちらかで採決することになり、採決の結果、8対6で現状維持と決定しました。

会議に御協力いただいた方々に感謝を申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋義友君）

以上で、特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。（発言する者あり）質疑です。ちょっとお待ちください。質疑のみ受け付けます。反対者の方。（発言する者あり）ちょっと休憩します。

休憩 午後 零時 5 5 分

再開 午後 零時 5 7 分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第33 議員派遣について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第33、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

△ 日程第34 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第34、各常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第35 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第35、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第36 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第36、決算審査特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

決算審査特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 1時00分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員